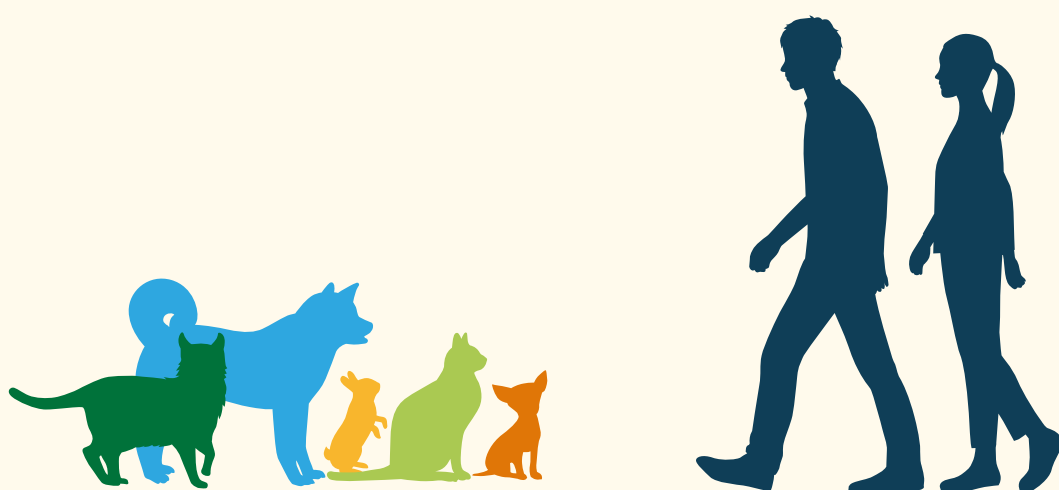


人とペットの 災害対策 ガイドライン



人とペットの災害対策ガイドライン

目次

総説

総説Ⅰ	ガイドライン策定の背景及び目的	1
総説Ⅱ	ガイドラインの対象と用語の解説	2
総説Ⅲ	災害対応における基本的な視点	7
1	災害時の対応は飼い主による「自助」が基本	7
2	救護活動の対象となるペットの考え方	8
3	自治体が行う災害時のペット対策の意義	8
4	多様な主体の連携と協働	9
5	広域支援の考え方	10
総説Ⅳ	災害時のペット対策に係る法制度の整備状況	14
総説Ⅴ	平常時と災害時におけるそれぞれの役割	16
1	飼い主の役割	16
2	自治体の役割	18
3	地方獣医師会の役割	21
4	民間団体・民間企業等の役割	22
(1)	民間団体	22
(2)	民間企業等	23
5	現地動物救護本部等の役割	24
6	一般財団法人 ペット災害対策推進協会（ペット災対協）の役割	26
7	国の役割	27

本編

本編Ⅰ	本編の位置づけ	28
本編Ⅱ	飼い主への普及啓発	32
1	平常時の備え	32
(1)	防災対策	32
(2)	ペットのしつけと健康管理	33
(3)	ペットの所有者明示（マイクロチップ等による所有者明示）	35
(4)	ペット用の避難用品や備蓄品の確保	37
(5)	情報収集と避難訓練	39
(6)	家族や地域住民との連携	42
(7)	ペットの一時預け先の確保	43

2 災害発生時の行動	44
(1) 飼い主の安全確保・状況確認	44
(2) 避難の判断	44
(3) ペットとの同行避難	44
(4) 避難中のペットの飼養環境の確保	48
(5) 避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養マナーの遵守と健康管理	49
本編Ⅲ 自治体等が行う人とペットの災害対策	52
1 平常時	52
(1) 人とペットの災害対策に関する飼い主等への普及啓発・避難訓練	52
(2) ペットの災害対策に関する連携体制の整備	54
1) 災害時協定	54
2) 現地動物救護本部等の体制	57
3) 人材育成	64
(3) 情報の収集及び共有方法の検討	67
(4) 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れ対策に関する、関係市区町村等との調整	68
(5) 必要な物資の備蓄・更新	74
(6) 義援金の募集方法の検討	75
2 災害発生時の初期対応（発災当日～翌日）	78
(1) 避難者対応（避難の誘導・呼びかけ）	78
(2) 被害状況の把握	79
(3) 現地動物救護本部等の設置の検討	80
(4) 飼い主（ペットの飼養者）への支援	82
(5) 放浪ペットへの対応	83
3 災害時のペット対策（2日目以降の緊急対応）	84
(1) ペットに関する情報窓口の一元化	84
(2) 関係団体等との連絡調整と支援の要請	88
(3) 負傷動物や放浪動物等の保護が必要な動物への対応	89
4 避難生活での飼い主支援	91
(1) 物資の支援	91
(2) 飼い主の飼養環境整備のための支援	93
(3) 動物由来感染症の予防	100
(4) 一時預かり体制の整備・対応	102
(5) ボランティアの要請と受入れ	104
(6) 応急仮設住宅での飼い主支援	105

1) 応急仮設住宅におけるペットとの同居	105
2) 応急仮設住宅の設置・管理者との連携による ペットの飼養方法の決定	106
3) ペットの適正飼養の指導	110
4) 必要な物資の支援	113
5) ボランティアの要請と受入れ	113
5 ペットの災害対策活動の終息の考え方	114
本編Ⅳ 災害時のペット支援活動を支えるもの	116
1 人材の確保、ボランティア（個人・獣医師・民間団体）や広域支援との連携	116
2 物資の備蓄・提供、救援物資の受付・配布	118
3 資金の確保、義援金の募集・配布	120
本編Ⅴ 参考事項	122
1 負傷動物、放浪動物等の保護が必要な動物への対応について	122
(1) 負傷動物、放浪動物の保護	122
(2) 一時預かり	125
(3) 公示と飼い主への返還	127
(4) 譲渡	128
2 動物収容施設を設置する場合の留意点等について	129
(1) 動物救護施設の設置とその状態	129
(2) 動物救護施設の体制整備	132
(3) 収容動物の飼養管理	133
(4) 収容動物の健康管理	133
(5) ボランティアの活用	134
3 広報・普及啓発	136
(1) 避難住民に対する啓発活動	137
(2) 保護動物に係る情報提供	138
(3) ペット対策活動に関する情報提供	138
(4) 社会に対する活動状況報告	139

人とペットの災害対策ガイドライン

総説

総説Ⅰ ガイドライン策定の背景及び目的

大規模な災害時には、多くの被災者が長期にわたり避難生活を送ることになる。この中には、犬や猫などのペットを飼養する被災者もいれば、ペットを飼養しない被災者もいるが、いずれも同じ被災者として、共に災害を乗り越えられることが必要である。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、大規模な地震や津波、それに伴う原子力災害が発生し甚大な被害を及ぼした。発災時に住民は、緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残されたり、飼い主とはぐれたペットが放浪する例が多数生じた。また、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な人や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例も見られた。

このために環境省では、自治体が地域の状況に応じた、独自の災害対策マニュアルや動物救護の体制を検討する際の参考となるように、飼い主の責任によるペットとの同行避難を基本に置いた「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を平成 25 年 6 月に策定し自治体に配布した。

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震は、このガイドラインの策定後に発生した大規模な地震災害であるが、この間に、このガイドラインは多くの自治体で活用されるようになり、熊本地震では、かなりの被災者によりペットとの同行避難が実施された。しかし、避難所でのペットの受入れや、ペットの一時預りをはじめ、広域な支援体制や受援のあり方などの面で数多くの課題が指摘された。このため、熊本地震への対応状況を検証し、より適切な対策が講じられるようにするため、ガイドラインを改訂することとした。

災害時に行うペットへの対策とは、飼い主が自らの責任の下、災害を乗り越えてペットを適切に飼養し続けることであり、自治体が行う対策の目的は、飼い主による災害時の適正飼養を支援することにある。同時に、災害という非常時にあっても、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えら

れるように支援することである。

被災ペットへの対応は、災害の種類や規模、発生した季節やその地域における動物救護体制の整備状況などによって異なり、各自治体が行い得る体制は多様なものとなる。したがって本ガイドラインでは、これまでの災害における様々な事例を盛り込んだ。各自治体が地域ごとに必要とする、人とペットの災害対策を検討する際に、このガイドラインが参考になれば幸いである。

総説Ⅱ ガイドラインの対象と用語の解説

本ガイドラインは、主に自治体を利用することを想定して作成したものであるが、加えて、その他の主体が人とペットの災害対策を行う際にも参考となることを意識して策定している。また地震、津波、土砂災害など様々な災害がある中で、本ガイドラインでは、これまでの様々な被災経験や対応例をもとに、将来的に生じると考えられる様々な災害にも対応できるように、災害対策の上での基本的な考え方や対応姿勢を記載した。

さらに本ガイドラインは、主に家庭動物等*のうち犬や猫などのペットとそれらを飼養する被災者を対象とし、避難生活中のペットの適正飼養を支援する観点から、人とペットの災害対策について検討する際に活用されることを想定している。

なお、本ガイドラインで示す項目は、飼い主がペットと避難行動を共にすること（同行避難など）を想定しているが、その実施にあたっては、飼い主及び災害対応従事者の安全の確保を前提としている。

* 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成 14 年 5 月 28 日環境省告示第 37 号 最終改正：平成 25 年 8 月 30 日環境省告示第 82 号）

第2 定義

この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物 並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。

本書で用いる主な用語について、以下にその意味を解説する。

<用語の解説>

● ペット

本ガイドラインでは、家庭動物等のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類などを指す。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含まない。

● 適正飼養

適正飼養という言葉には幅広い意味があるが、通常、人間社会の中でペットを飼う際に最も重要となるのは、ペットを飼うことが他人の迷惑にならないようにすることである。特に大勢の避難者が共に生活することを強いられる災害時には、この観点からの適正飼養が重要なものとなるが、その実現には、平常時からのペットの十分なしつけや準備が必要である。

またペットの飼養者は、ペットの健康と安全を守る責務も負う。この観点からの適正飼養とは、それぞれのペットの習性などを踏まえた、ペットの健康や正常な行動のための適切な飼養をいうが、災害時には、人の健康維持に必要な環境さえ期待できない状況のなかで、ペットの飼養のために必要十分な環境を整えることは難しい。したがってペットの飼養者は、他人に迷惑がかからない状況の確保を常に考えながら、ペット自体の健康と安全が確保できるように努める必要がある。

● 「自助」、「共助」、「公助」

「自助」とは、自分で自分の身を助けること。他人に依頼せず、自らの力でことを成し遂げること。「共助」とは、互いに力をあわせて助け合うこと。「公助」とは、行政機関などの公的機関が援助すること、といった趣旨で用いられる。

本書では、これらの考え方を、防災の面から以下のように仮定して用いる。

- ・「自助」：「自分の命は自分で守る」という意味で防災の基本。特に発災直後の行動は、自身の安全を確保するために避難すべきか、そのまま留まるべきかの判断に始まり、自己が所有し管理するペットの安全確保や飼養も自助が原則となる。通常、災害時の対応は、自助が7割とも8割とも言われる。
- ・「共助」：企業、地域の集まりなどのコミュニティのメンバーが共に助けあうこと。自助による個人の安全の確保が前提条件となる。
- ・「公助」：行政機関による支援活動であり、初動が遅れる傾向にある

ので、「公助」が開始されるまでは実質的に「自助」や「共助」が災害対応上の主体になる。なお、「公助」が開始された後も「自助」が原則となる。

● 広域支援

大規模な災害の発生時に被災自治体等の機能を復旧し、災害救援活動が開始できるように外部（被災していない自治体等）から支援する仕組み。

支援の内容は、機能復旧や救援活動のための人員派遣、意思決定のための情報や資料の提供、災害に関連する情報の収集と発信、現地動物救護本部等の立ち上げのための関係機関等との調整、物資や技術、義援金の支援など多岐にわたる。

● 受援

受援とは、支援を受けること。本ガイドラインでは、主に、支援を受ける際に迅速な受入れ体制がとれるように、その方法や手順をあらかじめ検討し、決めておくことについて取り上げる。

● 避難所

災害時に避難するための施設や場所を示す総称。市区町村により指定された指定避難所の他、近隣の公園や駐車場などに住民が集まって生活を始める自発的な避難所もある。

● 指定緊急避難場所

居住者などが災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、市区町村長は「災害の種類に応じて適切な避難場所を予め指定しておくこと」とされている。

この災害の種類例としては、「洪水」、「崖崩れ、土石流、地滑り」、「高潮」、「地震」、「津波」、「大規模な火事」及び「内水氾濫や噴火（火山現象）」などがあり、その種類によって、指定を受けた避難場所が異なることに留意が必要である。また、指定緊急避難場所が指定避難所を兼ねる場合もある。

（参照：内閣府による指定緊急避難場所の指定に関する手引き：平成 29 年 3 月
<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/shiteitebiki.pdf>）

● 指定避難所

避難した居住者などが災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった居住者などが一時的に滞在する施設で、市区町村長が指定したもの。

一般的にペットの受入れが課題となるのは、この指定避難所である。

● 在宅避難

地震などの災害の際には、まず、より安全な場所に緊急に避難するが、その後に自宅の安全性が確認され、自宅で継続して居住できると判断した場合に、避難所などのような他所ではなく、自宅で避難生活を行うこと。避難生活の基盤が自宅にあれば、食事や入浴などの支援を避難所等で受けていたとしても在宅避難にあたる。なお、災害時に被災者が集中し、指定避難所への収容が困難になる可能性がある大都市部などでは、強固な建築物などに居住する住民に対しては、在宅避難を薦めている自治体もある。

● 同行避難

災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること。同行避難とは、ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない。

なお、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府）では、「同伴避難」という用語が用いられている。「同行避難」が、ペットとともに安全な場所まで避難する行為（避難行動）を示す言葉であるのに対して、「同伴避難」は、被災者が避難所でペットを飼養管理すること（状態）を指す。ただし、同伴避難についても、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要である。

● 現地動物救護本部等

自治体、地方獣医師会、民間団体等が、災害の発生時に被災地において動物救護活動を実施し、被災ペットや飼い主に対して必要な支援を行うために設置される組織。被災地から避難したペットと飼い主を支援するために、近隣の自治体に設置されることもある。

なお本文中で、現地動物救護本部等とあるのは、これまでの災害の際

に設置された、同様の機能を持つ組織の名称が「動物救護本部」には限定されていないことによる。

● 一般財団法人 ペット災害対策推進協会（略称：ペット災対協）

天災や人災などの不測の緊急災害時に、被災したペットの救護や円滑な救護活動の確保を目的として、（公財）日本動物愛護協会、（公社）日本動物福祉協会、（公社）日本愛玩動物協会、（公社）日本獣医師会などを主な構成団体として、平成 8 年に設置された「緊急災害時動物救援本部」の事業と資産を引き継いで設置された広域組織。平成 26 年に法人化された。

災害時のペットの救護支援のみならず、ペットとの同行避難の普及啓発、災害時の救護ボランティアの育成や研修、全国各地の災害対策用資材の備蓄基地の整備など、災害発生に備えた平時からの活動を目的とする。特に災害の発生時には、被災地の自治体や獣医師会、現地動物救護本部等と連携を取りながら被災ペットの救援物資や資金などの提供活動を行うとともに、現地の動物救護本部等が行う被災ペットの救護のための義援金募集事務の代行などを行う。

● 動物救護施設

災害時に被災ペットの一時保管や、負傷動物、放浪動物を収容する施設。自治体の保健所や動物愛護センター、民間団体が運営する保護施設など既存の動物飼育施設や敷地を利用して被災ペットを収容する場合と、適切な施設などが確保できない場合や既存施設では収容しきれない場合に、臨時に増設または新設して収容する場合がある。

動物救護施設は、災害発生時の緊急時対応を目的とした時限的な施設であり、災害時対応が終息した場合は、発生前の状態に復するのが一般的である。

● 所有者明示

ペットに迷子札、マイクロチップ、鑑札、狂犬病予防注射済票などを装着することにより、飼い主の氏名や連絡先などが把握できるよう明確にしておくこと。このことにより、ペットと飼い主がはぐれた場合でも第三者が飼い主を特定でき、早期の返還につながる。なお、飼い主の名前や連絡先などが特定出来ない首輪のみの装着は、所有者明示としては不十分である。また、マイクロチップを装着した場合は、（公社）日本獣医師会などにマイクロチップ番号と連絡先などを登録しておくことが

必要である。

● 放浪動物

本ガイドラインにおいては、災害により飼い主とはぐれるなど、何らかの理由で放浪状態となり、飼い主による飼養管理が受けられなくなったペットを指す。もともとその地域にいた野良犬や野良猫などは含まない。

総説Ⅲ 災害対応における基本的な視点

1 災害時の対応は飼い主による「自助」が基本

災害への対応には、いわゆる「自助」、「共助」、「公助」があり、人の災害対策では、何よりも「自助」、次いで「共助」が基本だとされている。大規模な災害ともなれば、発生直後の「公助」に大きな役割を期待することが難しく、まずは「自助」により自分自身の身を守ることが必須になる。

このことは、ペットの飼い主にとっても同じである。災害時に行われる行政機関による支援（公助）では、人の救護が基本であることから、災害の発生当初には、ペットフードや水などの支援ですら困難なことが多い。飼い主はこうした場合にあっては、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、災害を乗り越えてペットを適正に飼養管理していく責務を負っている。したがって普段から、災害時に必要となる備えをし、地域社会に受け入れられるように、ペットを適正に飼養管理する必要がある。

発災時に、飼い主が自身の安全を確保した上で、災害の状況を見極め、より安全な避難場所を確保するために、ペットと共に避難行動（同行避難など）をとることがペットを守るための第一歩である。自治体によっては、堅牢なマンションなどでの在宅避難を推奨しているところもあるので、あらかじめ、それぞれの自治体における避難のあり方を確認しておくことも必要になる。

また、飼い主は、自宅からの避難が必要となる災害が発生し、ペットと同行避難する必要があることを想定して、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等はもちろんのこと、ペッ

トが社会の一員としての適性をもつべきことを認識し、ペットの同行避難に必要なしつけや健康管理を行うことも飼い主の責務である。

避難先では、ペットの世話やペットフードの確保、飼養場所の管理は原則として飼い主の責任で行うことになる。大勢の人が共同生活を送る避難所や応急仮設住宅（復興住宅等を含む。）において、ペットを原因としたトラブルが生じないように、ペットを飼養していない避難者に配慮するとともに、ペットの健康と安全を確保するための措置を講じるなど、飼い主には、平常時以上に、適正な飼養管理をするための努力が求められる。

飼い主がペットの防災を考え、十分な備えをすることは、自分自身や家族についても災害に備えることにつながり、「自助」によるペットの災害対策を講じることが、自分自身や家族、さらには地域の防災力の向上にもつながるのである。

2 救護活動の対象となるペットの考え方

災害が起きた際に、ペットと飼い主を救護し、適切な飼養管理を支援するために、被災地の自治体が、その災害において救護活動の対象とするペットの考え方や対象地域の条件を速やかに明確にすることは、被災地の限られた人材や施設、予算などを有効に利用して迅速な救護活動を進めるうえで、また被災地以外の地域や自治体等に必要な支援を要請する上で非常に重要である。

したがって、救護活動の対象となるペットや地域の考え方は、被災自治体が、発災後の早いうちに決定して公表する必要がある。これまでの経験からの一般的な考え方としては、対象となるペットに飼い主がいること、対象とする地域は災害救助法が適用された地域であること、災害により飼い主と放れたペットが数多く放浪した状態にある地域であることなどが挙げられる。なお、保護されたペットを救護活動の対象動物として取り扱う期間は、被災状況や救護活動の進展状況などを勘案して決定する。

3 自治体が行う災害時のペット対策の意義

災害時に行政機関が担う役割は、一義的には被災者の救護である。こ

のため、ペット対策には手が回らない事態になることも多い。行政機関が行う災害時のペット対策は、被災者を救護する観点から、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援するものである。

また、被災地で飼い主とはぐれ、放浪しているペットを保護する必要も生じる。これはペットとはぐれた被災者の心のケアの観点から重要なだけでなく、放浪動物がもたらす被災地の生活環境の悪化を防止し、公衆衛生の確保にも寄与する。

自治体が行う災害時のペット対策は、①発災から避難所での避難生活までの間の対策と、②避難所を出た後の応急仮設住宅などでの生活以降の対策の二つに区分できる。全期間を通じて飼い主の責任によるペットの飼養管理が基本になるものの、①では、ペットの一時預りや避難所での飼養環境の整備などを通じての支援があり、②の段階では、被災者が置かれた状況に応じて、ペットの長期預かりなどのニーズが生じることがある。

ペットを連れた被災者が必要とする支援を自治体が担うことは、ペットの飼い主の早期自立を支援することであり、ペットの健康と安全の確保にも寄与する。同時にペットを飼養しない多くの被災者とのトラブルを最小化させ、全ての被災者の生活環境の保全を図ることになる。

4 多様な主体の連携と協働

大規模な災害時に自治体は、避難所の運営などに数多くの人員を割かれるため、平常時には行えていた動物の保護などができなくなることが多い。

現地動物救護本部等は、自治体と地方獣医師会などで作る組織だが、その立ち上げを地方獣医師会が率先して主導することで、発災直後は、ペットに対する活動が困難になりがちな自治体が主導するよりも円滑な立ち上げと支援が可能になる場合がある。したがって、被災者に対して早急で円滑な支援をするためには、災害発生直後の活動のあり方を、あらかじめ関係機関や団体の間で定めておくことが重要である。

また、災害の発生時には多くの民間支援団体が被災地に入るが、ペットを対象とした支援の場合は人間の救護の場合とは異なり、活動のルールや行動規範がいまだ明確ではない。現地での活動をより効果的なもの

本編Ⅰ
本編の位置づけ本編Ⅱ
飼い主への普及啓発本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの本編Ⅴ
参考事項

資料編

とするためには、被災地において民間支援団体等の活動を調整しコーディネートする機能が必要であり、そうしたコーディネート体制のあり方についても検討し準備しておく必要がある。

災害時には多くの人手が必要になるので、安心して任せられる人材の確保は非常に重要である。自治体や地方獣医師会は平常時の活動を通じて、民間団体などと良好な協力関係を築いておき、災害時に協働して支援活動ができるような体制を整備しておくことで、自らの地域が被災したときはもちろんのこと、他の地域で広域からの支援が必要になった際にも、受援側が安心して委ねられる広域支援の実施が可能となる。

5 広域支援の考え方

大規模な災害の際に被災地は、人や建物、インフラなどがともに大きな被害を受けるが、地域の中核となる都市が被災した場合は、都市機能が停滞する中で災害救援活動を開始するには困難を伴う。したがって、今後、発生が予測されている広域災害を視野に、広域の支援が相互に行える自治体間等での共助（互助）としての体制整備が必要とされている。

災害への備えをあらかじめ十分にしていた場合でも、県庁所在地等の直下を震源とする地震が発生した場合などは、自治体や地方獣医師会が被災し、現地動物救護本部等の活動が速やかに開始できないこともある。このため、各自治体は、近隣の自治体や地方獣医師会等との間で、災害時のペットの救護や支援の広域的な連携のあり方をあらかじめ検討し、災害の発生時に広域な支援体制が取れるように、定期的に訓練をするなどの準備をしておくことが重要である。また、そうした広域の支援を円滑に機能させるためには、各自治体や地方獣医師会等が、前もって受援のあり方も検討し、他の地域からの支援の速やかな受け入れが可能になるように、受入れ条件や環境を整備しておくことが望ましい。



コラム

なぜ、同行避難が必要なのか？

災害時には何よりも人命が優先されるが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要である。このことは、平成7年の阪神淡路大震災の活動報告書「兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録（兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録編集委員会編.1996）」でも述べられている。また、平成12年の三宅島噴火被害や平成23年の東日本大震災では、放浪状態のままに放置されて野犬化した犬が住民に危害をもたらす恐れや、不妊処置や去勢がされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖し、在来の生態系や野生生物に影響を与えるなどの恐れが生じたため、被災地に人員を派遣して、保護や繁殖制限措置を取らなければならない事態となった。

こうした事後の問題を軽減するためにも、災害時のペットとの同行避難を推進することは必要である。

しかし、当然のこととして、飼い主とペットが安全に避難するには、飼い主自身の安全の確保が大前提となる。東日本大震災では、いったん避難した飼い主がペットを避難させるために自宅に戻り、津波に巻き込まれたケースや、発災が平日の昼間だったことから、飼い主が自宅にいなかったケースもあった。このように、災害が起こった時に飼い主がペットと一緒にいるとは限らないことや、人命を優先させるためにやむを得ずペットを自宅に残して避難せざるを得ない状況もあること、また、不測の事態によりペットとはぐれてしまうケースなどがあることも想定しておく必要がある。

こうした状況を踏まえた時、飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等が飼い主の支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することは、ペット飼養者だけではなく、被災者全体が安心して安全に避難するためにも重要である。

総説

本編Ⅰ
本編の位置づけ本編Ⅱ
飼い主への普及啓発本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの本編Ⅴ
参考事項

資料編



広域支援の事例

国

「平成 23 年 東日本大震災」

- 被災地の避難所に動物用ケージ 1895 個・テント 56 張りなどを提供し、避難所でのペットの飼養を支援した。

「平成 23 年 福島県第一原子力発電所の事故に伴う動物救護活動」

- 緊急避難により被災地に残されたペットの救護活動を、福島県と協力して実施。
- 人員の派遣、動物保護シェルターの設置、取り残された動物の保護などを行った。

「平成 28 年 熊本地震」

- 被災地に職員を派遣し、熊本地震ペット救護本部の立ち上げを支援した。
- 九州・山口 9 県災害時愛護動物救護応援協定参加自治体に行政獣医師の派遣を要請し、各避難所におけるペットとの同行避難の状況などを調査した。
- 応急仮設住宅建設予定の県内の市町村にペットの飼養を要請した。

自治体

「平成 23 年 福島県第一原子力発電所の事故に伴う動物救護活動」

- 環境省と福島県が実施した警戒区域内からの動物救護活動に対し、全国の自治体から人員を派遣し、被災地に残されたペットの救護活動に協力した。

「平成 28 年 熊本地震」

＜一時預かり・譲渡＞

- 九州・山口 9 県災害時愛護動物救護応援協定に基づく九州自治体内での一時預かり・譲渡を行った。九山協定による譲渡数は鹿児島県（犬 1 頭）、福岡市（犬 7 頭）、福岡県（犬 3 頭）、計犬 11 頭であった。
- 自治体の要請による一時預かり・譲渡は、東京都の猫 5 匹など、合

計で犬 17 頭、猫 55 頭であった。

- 被災動物の一時保護のため、熊本市動物愛護センターで収容されていた動物の一時預りと譲渡に協力した。

<人員支援>

- 熊本地震ペット救護本部の構成団体である（一社）九州動物福祉協会が設置した「熊本地震ペット救援センター」（大分県玖珠郡九重町）の運営支援として、九山協定に基づき九州各県と山口県から人員を派遣した。

- 全国自治体による人員派遣による支援は以下の通り。

全国知事会要請：岡山県 6 名（4 月 27 日～5 月 31 日）

東京都 9 名（6 月 6 日～7 月 1 日、8 月 3 日～9 月 27 日）

九州知事会要請：鹿児島県 2 名（6 月 13 日～6 月 24 日）

獣医師会

「平成 28 年 熊本地震」

- （公社）日本獣医師会は被災地の獣医師会に対し、人員支援として事務職員を派遣し、現地救護本部の設置を支援した。また地方獣医師会の協力を仰ぎ、継続的に獣医師を派遣し、拠点を設けて熊本県獣医師会とともにペットの健康相談を行った。相談内容の内、治療を要する動物は診療可能な動物病院に紹介した。また、（公社）日本獣医師会内で集めた義援金を用いた診療券を作成して配布した。これにより、被災者は 1 人につき、2 万円までのペットの診療補助が受けられ、また診療を行った動物病院に対しては、義援金から診療費が支払われた。この結果、被災地の動物病院が安心して獣医療支援を行える環境が整備された。さらに、熊本地震による被災者が飼養するペットを一時預かりする目的で緊急に整備・開設された「熊本地震ペット救援センター」（現在は九州災害時動物救援センター）について、（公社）日本獣医師会が「特定寄付金及び指定寄付金に関する指定」を受け、募集した義援金を活用し、同センターの施設改修・整備を行った。

ペット関連業界

「平成 28 年 熊本地震」

- ペット災対協がテントやケージを調達・送付し、加盟企業は原価で出荷するなどの協力を実施。義援金の募集を代行。（一社）全国ペット協会が被災動物などの移送に協力。（一社）日本ペットサロン協会が被災ペットのトリミングなどによる衛生管理に協力。

総説Ⅳ 災害時のペット対策に係る法制度の整備状況

行政機関による災害時対応の根拠となるのは、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）である。政府は、「防災基本計画」を定め、その基本計画に基づいて、各省庁等において所掌分野別の「防災業務計画」を策定する他、都道府県や市区町村は「地域防災計画」を策定する。地方公共団体が「地域防災計画」を策定する際には、「防災業務計画」も参考にすることとなっている。

平成 26 年 1 月の「防災基本計画」の修正において、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養等に関する事項が追加された。また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を踏まえて、平成 28 年 8 月、環境省の「防災業務計画」においても、災害時のペット対策に関する記述が強化され、自治体の「地域防災計画」の作成の基準となる事項に、次の 2 項が追加されるとともに、「地域防災計画」の策定にあたっては、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（改訂後は、本ガイドライン）」を参照することも追記された。

- 1) 災害予防：飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、救護活動の方法及び関係機関との協力体制の確立等に関する事項（現地動物救護本部の設置に関する事項を含む）
- 2) 災害応急対策：被災した家庭動物の同行避難の把握などの情報収集、被災した家庭動物の保護収容、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物由来感染症上必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分の方法等に関する事項

一方、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）では、平成 24 年 9 月の法改正により、法第 6 条に基づき都道府県が策定する「動物愛護管理推進計画」に定める事項として災害時対策が追加されるとともに、第 38 条の動物愛護推進員の役割には、「災害時に、国または都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等の協力に関する施策に必要な協力をする事」が追加された。

また、改正法を踏まえて、平成 25 年 8 月に改訂された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」では、2 施策別の取組に（8）災害時対策、②講ずべき施策として以下が記載されている。

ア 動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても動物の取扱い等に関する位置づけを明確化すること等を通じて、所有者（飼い主）責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。また、関係省庁は、その体制の整備に向けた調整を図ること。

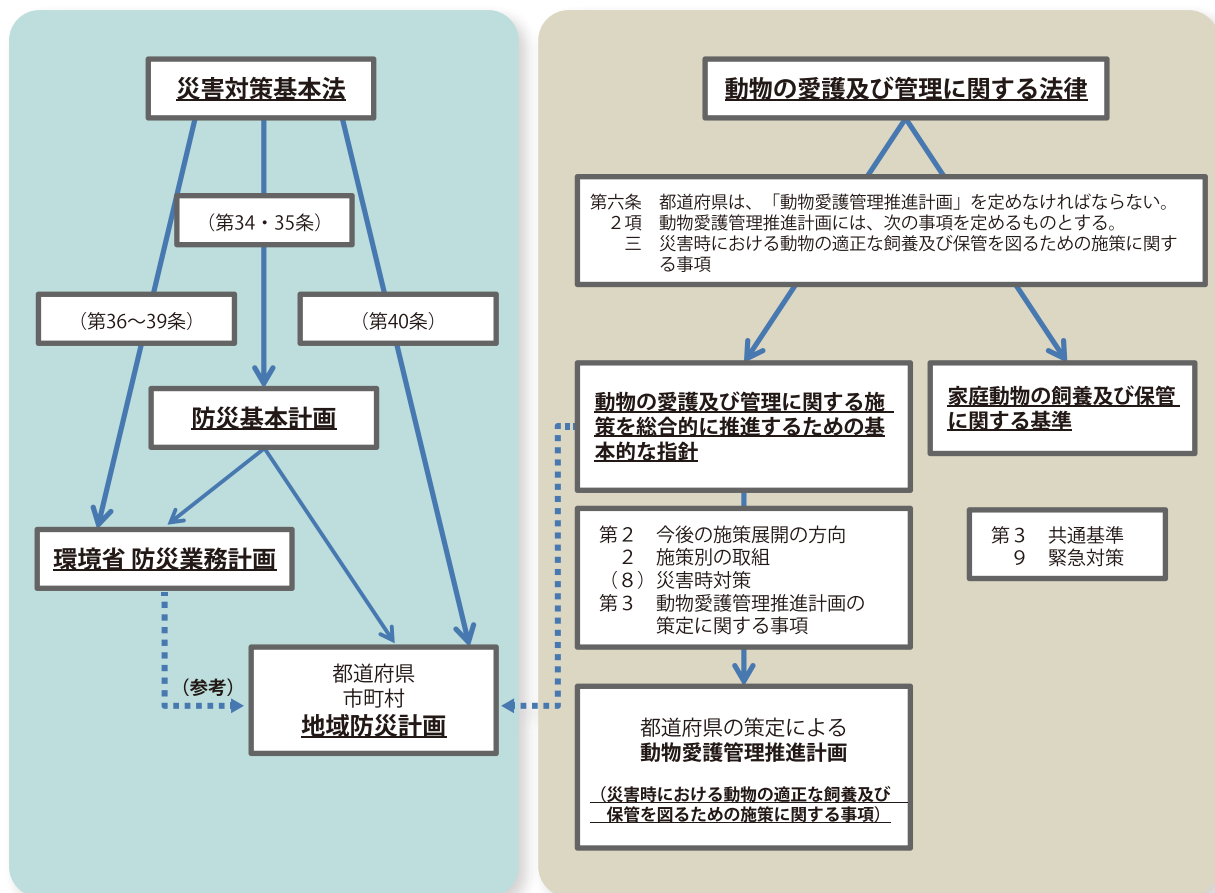
イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。

ウ 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進すること。

現在、各自治体において、国の「防災基本計画」を踏まえ、環境省等の「防災業務計画」や「動物愛護管理基本指針」を参考として、「地域防災計画」が修正され、各自治体の実情に応じながら、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養等に関する事項が盛り込まれている。



防災対応に係る体系図



総説Ⅴ 平常時と災害時におけるそれぞれの役割

1 飼い主の役割

災害の発生時にペットを守るのはその飼い主であることから、ペットを守るためには、まずは飼い主が無事であることが必要となる。そのために、飼い主がペットの防災を考えることは、ペットだけではなく飼い主自身の災害対策を考えることに他ならない。飼い主が自らの安全を確保できるように備えることで、災害時にもペットを適切に飼養することが可能になる。

自治体や現地動物救護本部等（以下、「自治体等」という。）による災害時のペット対策での支援は、しつけや健康管理など、平常時に飼い主が十分な飼養管理の責任を果たしていることが前提となっている。災害

の発生時に避難所などに避難するような場合には、動物由来感染症等が他の避難者やペットに感染しないようにすると共に、各避難拠点が定めたペット管理のルールを遵守する必要がある。そのために健康面やしつけを含めた、ペットの平常時からの適正な飼養が、最も有効な災害対策になる。また、多数のペットを飼養する時は、同行避難することが可能な頭数が否かについても、十分に検討しておく必要がある。

飼い主の役割とは、ペットを飼うという権利に付随して果たさねばならない義務を常に意識し、災害に対する「十分な備え」をするとともに、常に飼養者の責任を果たす「心構え」をもつことである。



飼い主が行うべき対策の例

平常時

- 住まいや飼養場所の防災対策
- ペットのしつけと健康管理
- 不妊・去勢処置
- ペットが行方不明にならないための対策（鑑札、迷子札、マイクロチップなどによる所有者明示）
- ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- 避難所や避難ルートの確認などの準備
- 避難所以外の避難先やペットの預け先の確保
- 飼い主同士の共助のためのコミュニケーションと良好な関係の構築
- 避難訓練への参加と家族単位の避難訓練（シミュレーション）の実施
- 携行できるペット情報のまとめ（治療記録、ワクチン接種歴など）

災害時

- 人とペットの安全確保
- 避難が必要な際のペットとの同行避難
- 避難所や応急仮設住宅におけるペットの適正飼養（飼養マナーの遵守と衛生管理、ペットの健康と安全の確保など）

2 自治体の役割

自治体は災害の発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を普及啓発する。また、ペットの保護や救護活動が必要な場合に備え、各行政機関や関係団体と連携して円滑な救護活動が協働できるように、地方獣医師会や民間団体、企業等と災害時の協定を締結しておく。さらに現地動物救護本部等の設置に向けた連携の準備や、災害の発生直後に、自治体による動物保護活動の開始が困難な場合の体制も検討し、自治体間で協力して、広域で対応する体制の整備も検討しておくことが望ましい。

なお、平成 25 年 9 月に施行された改正動物愛護管理法に、動物愛護推進員の活動として、災害時におけるペットの避難や保護等に関する協力が追加されたことを踏まえ、災害時の動物愛護推進員との協力体制も構築する。

災害が発生した際に自治体は関係機関と連携して、同行避難の推進、避難所での必要な飼養支援、放浪動物の保護や負傷動物等を救護するなど様々な役割を担う。自治体によるこれらの活動は、被災した飼い主への支援という観点から重要であり、ひいては、ペットを飼養しない被災者を含む全被災者への総合的な災害対策としても重要である。

都道府県等は、各自治体が策定した災害に関する計画や、次に掲げる項目などを参考に必要な対策を検討しておく。



都道府県等が行う対策の例

平常時

- ペットの適正な飼養、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- ペットとの同行避難も含めた避難訓練
- 災害時のペット対策に関する連携体制の整備（災害協定、現地救護本部の体制、人材育成）
- 関係機関や団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時の動物救護活動に関する連携体制の整備に係る調整
- 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れ対策に関する、関係市区町村等との調整
- 動物救護施設を設置するための候補地の検討
- 災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成
- 必要物資の備蓄と更新
- 動物由来感染症対策

災害時

- 危険動物の逸走などに係る対応（特定飼養施設の破損、特定動物の逸走状況などの確認、逸走時の対応など）
- 被災者と被災ペットについての情報収集
- 関係部局、国、他の自治体、地方獣医師会やペット災対協等との連絡調整やこれらへの支援要請
- 指定避難所や応急仮設住宅におけるペットとの同行避難の実態調査
- 被災地市区町村への、ペットとの避難や救護に係る指導と助言
- 避難動物、放浪動物などに関する相談窓口の設置
- 動物愛護推進員への協力の要請など

- 獣医師の派遣依頼と派遣調整
- 現地動物救護本部等の設置の検討
- 放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動
- 被災住民への動物救護に関する情報の提供
- 避難に関わる情報の収集、適正な飼養の指導
- 動物由来感染症の防疫と予防
- 救援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整と受け取り

市区町村は、各自治体が策定した災害に関する計画や、都道府県等や現地動物救護本部等からの要請に応じ、次の事項の実施を検討する。



市区町村が行う対策の例

平常時

- ペットの適正な飼養や災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- ペットとの同行避難も含めた避難訓練
- 避難所、応急仮設住宅へのペットの受入れと飼養に係る担当部局や運営担当（施設管理者など）との検討と調整、住民への周知

災害時

- ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援
- 指定避難所や応急仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ
- 指定避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養状況などに関する都道府県等への情報提供

- 指定避難所や応急仮設住宅でのペットの適正な飼養に係る指導と支援
- 都道府県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動に対する支援の要請と連携協力
- 被災住民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供

3 地方獣医師会の役割

地方獣医師会は、自治体や関係団体と連携し、（公社）日本獣医師会が作成した「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」（改定作業中）を参考に各地方獣医師会が作成する災害対策に関する計画やマニュアルなどに沿って協力や支援をする。

大きな災害に見舞われたときには、自治体が人の救護などに忙殺され、ペットへの対応などができない場合があるため、地方獣医師会が現地動物救護本部等の構成団体の場合には、積極的に救護本部の設置に努めることが望ましく、本部の設置後は構成団体として救護活動等を行う。また地方獣医師会は、避難所などにおけるペットの治療、健康管理に関する飼い主からの相談の受付など、被災地での獣医療に関わる支援を担う。

なお獣医師自らが被災して十分な支援が行えない場合も想定し、平常時から、近隣の地方獣医師会と災害時の連携などについて、検討しておくことが望まれる。



地方獣医師会が行う活動内容の例

平常時

- 災害に備えたペットの健康管理などに関する飼い主への啓発
- 動物由来感染症対策
- ペットの同行避難も含めた避難訓練への協力
- 協力が可能な動物病院や獣医師のデータベースの作成
- 自治体や近隣地方獣医師会との災害時の協定に係る調整

災害時

- 都道府県等が実施する動物救護活動への協力
- 動物由来感染症の防疫と予防
- 現地動物救護本部等を設置した際に、本部構成団体として自治体と連携して動物救護活動を実施
- 避難所などへの獣医師の派遣と避難動物の健康管理、公衆衛生対策に係る支援
- 飼養困難なペットの一時預かりや譲渡の支援
- 負傷動物などの治療や保管
- 近隣地方獣医師会への支援要請（人材派遣、一時預かり、譲渡など）

4 民間団体・民間企業等の役割

（１）民間団体

民間団体とは、動物愛護団体をはじめとした動物に関連した民間の団体のことである。これらの民間団体は、平常時から所在地の自治体等と

協力関係を築き、災害時に自治体等が必要とする支援や協力を行うことが望ましい。そのために、発災時に自治体等と協働して行う活動のルールなどをあらかじめ定めておくことが有効である。

現地動物救護本部等の構成団体になっている場合などは、自治体や地方獣医師会等の要請のもとで、次に掲げる支援や協力を検討する。



民間団体が行う支援や協力の例

平常時

- 災害に備えたペットの適正な飼養などについての、飼い主への普及啓発への協力
- ペットの同行避難も含めた避難訓練への協力
- ペット災対協などの他の民間団体との協力関係の構築

災害時

- 救援物資の配布協力
- ペットの一時保管先や避難所、応急仮設住宅でのペットの飼養管理の支援
- 所有権が放棄されたペットの新しい飼い主探しへの協力
- ボランティアの管理などへの協力
- その他、自治体等が必要とする支援への協力

(2) 民間企業等

民間企業等とは、主に動物取扱業者やペット用品販売業者、ペット用医薬品販売業者やその他、ペット産業に関連した業界団体等である。民間企業は、自治体等が平常時から検討するペット用品などの備蓄や人材派遣に協力することが望ましい。

また、自治体や地方獣医師会、現地動物救護本部等が必要とする獣医

師や動物看護師、ドッグトレーナー、トリマーなど、動物の専門的知識や技術を有する人材派遣への協力や、必要な救援物資の供給などを平常時から検討しておくことが望ましい。



民間企業等が行う主な支援と協力の例

平常時

- ペット用品などの災害支援準備（備蓄など）
- 地元自治体や地方獣医師会等との連携と協力
- 災害の発生に備えた動物取扱業者同士の連携や協力体制づくり

災害時

- ペット用品などの提供
- 専門的な人材の派遣や機材、車両などの提供による技術や動物輸送の支援
- 被災した動物取扱業者等が管理する動物の移動や保管などへの協力と互助

5 現地動物救護本部等の役割

現地動物救護本部等は、自治体や地方獣医師会、民間団体などで構成された、災害時に被災地で緊急対応として動物救護活動を担う組織だが、平常時から体制を整備して、災害発生時の本部の設置のタイミングや活動の在り方を、関係機関や団体の間であらかじめ定めておくことで、発災直後に迅速な活動が開始でき、円滑な被災者支援に結びつけることができる。

災害の発生時に、自治体や地方獣医師会等は現地動物救護本部等の設置の必要性を判断し（平常時に現地動物救護本部等の設置のタイミングが合意されている場合はその合意のタイミングによる。）、本部を設置す

る場合は構成団体や機関と調整して、飼い主支援や動物救護活動などをするために、次の各項目に係る活動を行う。



現地動物救護本部等が行う活動内容の例

平常時

- 現地動物救護本部等の組織体制の検討（本部長などの役職や活動での役割分担など）
- 設置要綱や活動規定等の準備（本部設置のタイミングや活動内容など）
- 義援金の受入れ口座等の準備
- 構成団体間の連絡体制の整備

災害時

- 情報収集と関係機関への連絡、広報活動（ペット災対協への支援要請と調整を含む）
- 物資の調達と配布
- ボランティアの確保・配置・管理
- 義援金の募集と活用
- 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れに関わる市区町村への要請
- 避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養・管理の支援
- 相談窓口の設置
- 保護が必要な動物への対応
- 動物救護施設の設置や運営
- 被災ペットの治療や一時預り、譲渡などに係る、動物病院への協力要請
- 人材や物資、活動資金、技術支援、情報提供の要請

6

一般財団法人 ペット災害対策推進協会 (ペット災対協)の役割

(一財) ペット災害対策推進協会は、(公財) 日本動物愛護協会、(公社) 日本愛玩動物協会、(公社) 日本獣医師会の3団体等から構成され、大規模災害が起こった際などに地方自治体等の支援を行う。主に、現地動物救護本部等や被災地の自治体を人材、物資、資金の面から支援する。



ペット災対協が行う活動内容

平常時

- 環境省などの関係行政機関や民間団体・民間企業等との連携
- 既に組織化されている現地動物救護本部等や都道府県、地方獣医師会等との連携や協力協定の締結
- 都道府県、市区町村への情報提供
- 市区町村に対する避難所での動物飼養に対する助言
- 飼い主に対する同行避難や避難所でのペットの適正な飼養管理などに関する啓発
- ペット災対協の協力団体との物資支援に関する調整（支援リストの作成、災害時の送付方法など）
- 動物救護活動協力団体・施設のリスト作成、動物救護活動に関する研修（ボランティア、動物病院、動物取扱業者、ペットと泊まれるホテルなど）
- 動物救護活動ボランティア指導者の育成

災害時

- 情報収集と現地調査
- 環境省などの関係行政機関、被災地自治体や現地動物救護本部等、協力団体などとの連絡調整、活動に関する協力や支援
- 現地動物救護本部等の組織化と活動への支援
- ボランティア指導者の派遣、支援物資の送付調整
- 動物救護活動協力団体や施設リストの提供
- 義援金の募集代行（現地本部の口座が開設されていない場合）、海外からの支援の窓口

7 国の役割

国は、都道府県等の動物愛護管理担当部署や現地動物救護本部等、ペット災対協、その他関係機関・団体と連絡・調整し、被災地での人とペットの災害対策を支援する。



国が行う活動内容の例

平常時

- 家庭動物の適正な飼養や同行避難など、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- 自治体への災害対策や過去の事例に関する情報の提供、災害対策の支援
- 災害対策に関する関係機関等との連絡調整

災害時

- 避難所における家庭動物のためのスペースの確保、応急仮設住宅における家庭動物の受入れ、被災した家庭動物の保護、危険動物（特定動物など）の逸走対策、動物伝染病の予防など衛生管理を含めた動物の管理などについて、被災地の都道府県等と連絡調整し、被災状況や動物救護活動の状況などに関する情報を収集して提供
- 必要な際の災害現地への職員の派遣と救護支援活動の実施
- ペット災対協と連絡調整するなど、被災地の動物救護活動を支援
- 関係機関等との災害に関する連絡調整、支援の要請や調整など

本編

本編 I 本編の位置づけ

本編は、自治体等が行う人とペットの災害対策について紹介するものである。

災害時には、何よりも人命が優先されるが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットとの同行避難など、ペットと共に避難行動を行うことは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要である。また、被災ペットが放浪したままに放置され、野良犬となって住民に危害をもたらすおそれもある。さらに、不妊去勢措置がされないままに放浪している犬や猫が繁殖し、在来の生態系や野生生物に影響を与えるおそれがある他、生活環境の保全に支障をきたすおそれもある。こうした事後対応の負担を軽減するためにも、飼い主はペットと共に避難行動を行うことが必要である。

一方で、飼い主とペットが安全に避難するためには、まず飼い主自身の安全を確保することが大前提となる。東日本大震災においては、いったん避難した飼い主がペットを避難させるために自宅に戻り、津波に巻き込まれたケースや、発災が平日の昼間であったことから、飼い主が自宅にいなかったケースもあった。このように、災害が起こった時に飼い主がペットと一緒にいるとは限らないことや、人命を優先させるためにペットを自宅に残して避難せざるを得ない状況もあること、また不測の事態によりペットとはぐれてしまうケースもあることを想定する必要がある。

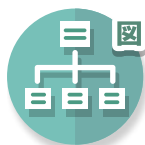
災害時におけるペットの対策は、飼い主による「自助」が基本である。飼い主は、日常からの適正飼養や避難生活で必要となる物資の備蓄を行うなど、災害の発生に備えておくことが重要であり、災害の発生時には、同行避難などの実施や避難所でのペットの適正飼養など、その果たすべき役割は大きい。一方で、災害の発生時に、飼い主責任による同行避難や適正飼養などを前提としながらも、個人での対応に限界がある場合に備えて、自治体等が飼い主への支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救

護体制を整備することは、ペットの飼い主を含めた被災者全体が安全・安心に避難生活を送るために重要である。

さらに、特に大規模な災害の発生時には、被災地の自治体のみでは迅速な対応が困難な場合もあるため、地方獣医師会、動物愛護推進員、ボランティア団体などとの連携や、自治体の区域を越えた広域での支援と受援のあり方についても検討しておくことが必要である。

本編では、自治体等が飼い主に対して行う平常時と災害発生時の飼い主の行動に関する普及啓発事項を整理するとともに、自治体等が自ら関係機関等と連携しながら行う、平常時と災害発生時の時期別の対策について記載した。また、災害時対応を支えるための人材、物資、資金などに関する事項や、負傷動物や放浪動物の保護、動物飼養施設を設置する場合の留意点などについても取りまとめている。本編は、各自治体が地域の実情に応じて、人とペットの災害対策を検討する際の参考資料として作成したものである。

なお、本ガイドラインで示す人とペットの災害対策を、フロー図として示した。



人とペットの災害対策のフローと主な内容

事前の備え

飼い主

- ・住まいの防災対策
- ・ペットのしつけと健康管理
- ・ペットの所有者明示
- ・情報収集と避難訓練
- ・家族や地域住民との連携
- ・ペットの一時預け先の確保

本編Ⅱ 1

自治体等

- ・ペットの災害対策に関する飼い主への普及啓発・避難訓練
- ・災害時におけるペット対策に関する連携体制の整備
- ・情報の収集及び共有方法の検討
- ・指定避難所、応急仮設住宅におけるペットの受入れ対策に関して、関係市町村等との調整
- ・必要物資の備蓄・更新
- ・義援金の募集方法の検討

本編Ⅲ 1

広域支援組織

- ・ペットの災害対策における広域連携に係る避難訓練
- ・災害時におけるペット対策に関する連携体制の整備
- ・ボランティアの育成・連携体制の調整
- ・必要物資の備蓄・更新
- ・義援金の募集方法の検討

本編Ⅲ 1

飼い主用
スターキーッ
トがあるとよい

災害発生

避難の判断



本編Ⅱ 2

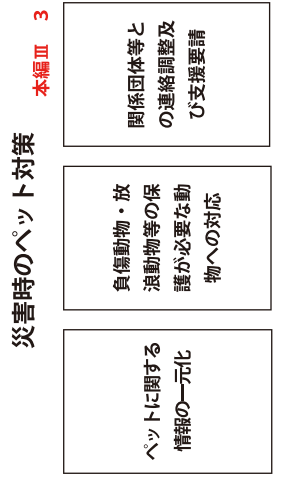
災害発生時の初動対応

- ・被災者対応
- ・被害状況の把握
- ・現地動物救護本部等の設置の検討
- ・飼い主（ペットの飼養者）への支援

本編Ⅲ 2

現地動物救護本部等の設置※注3

初動対応



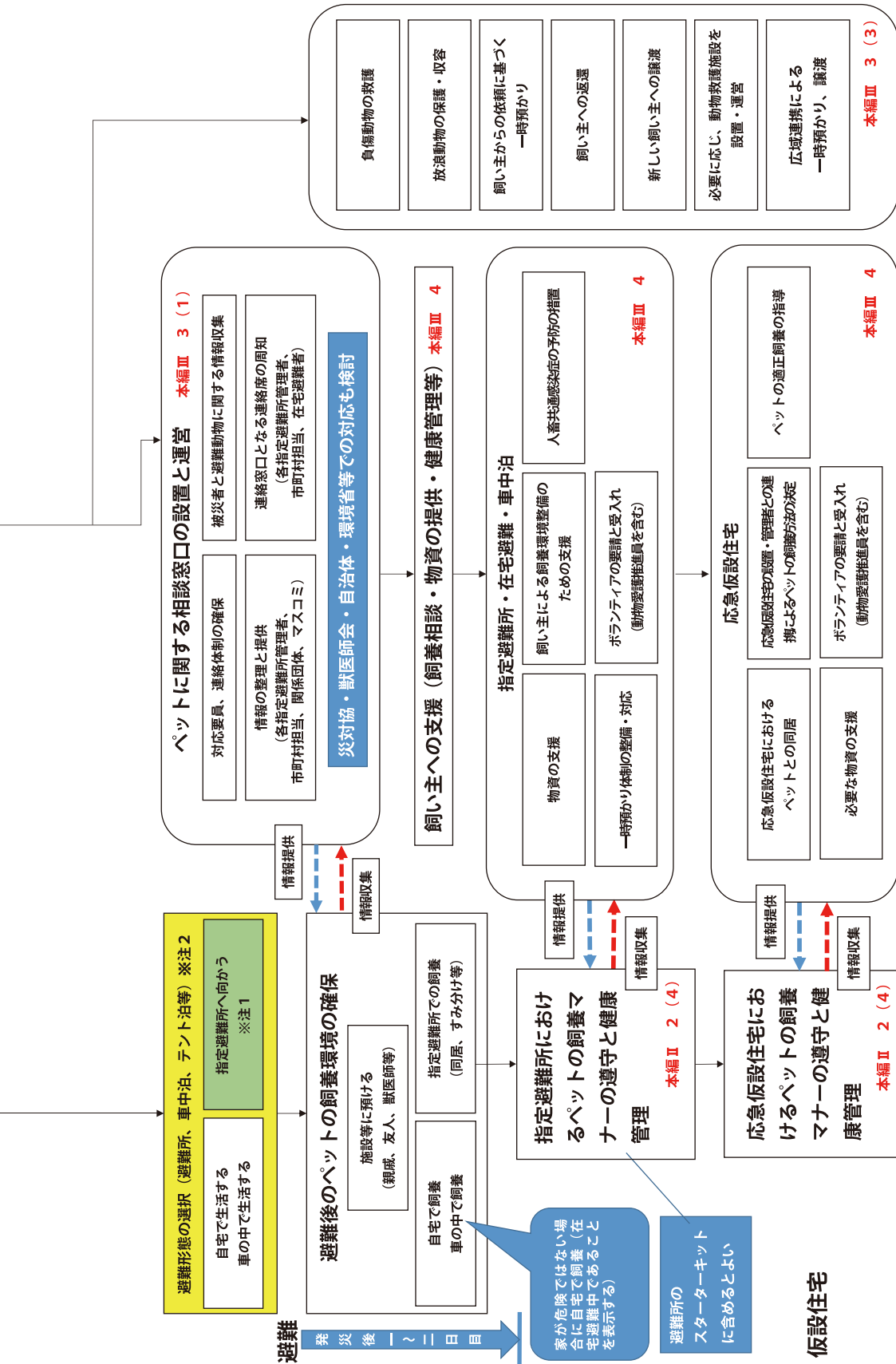
本編Ⅲ 3

広域支援

- ・獣医師やコーディネーター等の人員派遣
- ・物資の提供
- ・負傷動物や放浪動物の一時預かり、譲渡

広域連携による外部本部立ち上げ※注4

広域連携幹事県等による広域支援準備



原則は飼い主の安全を確保した上での同行避難。外出中で離れている場合やペットが逃げだして見つからない等、同行が困難な場合には、飼い主の避難を優先する。逃げ出して保護が必要なペットについての相談は「ペットに関する相談窓口」。

避難の形態は、災害の種類や地域状況により大きく異なる。避難所利用、車中泊、テント泊等が考えられるが、それぞれペットとの同居または別居となる。別居の場合には、いずれの避難形態であっても、ペットの預け先の確保が必要となる。

自治体は、現地動物救護本部設置の有無に関わらず、以下の災害時におけるペット対策活動をおこなう。なお、現地動物救護本部を設置した場合には、自治体は各構成団体と連携して活動する。

連携協定締結後は、現地動物救護本部の依頼を受けて、以下の災害時におけるペット対策活動をおこなう。なお、発災初期の現地動物救護本部の設置が難しいと判断された場合には、外部動物救護本部を立ち上げ、被災者の現地救護本部体制が整うまで統括本部として活動する。

- 注1
- 注2
- 注3
- 注4

本編Ⅱ 飼い主への普及啓発

災害が発生した際、ペットの安全は飼い主自らが守る「自助」が基本となる。また、自治体等による災害時のペット対策での支援は、平常時に飼い主が、しつけや健康管理などで十分な飼養責任を果たしていることが前提となっている。そのために自治体等は、平常時から飼い主に対し、災害に対する備えとしてのペットの適正な飼養の必要性や災害発生時の対応について普及啓発しておく必要がある。

飼い主に普及啓発すべき事項として、「1 平常時の備え」、「2 災害発生時の行動」を以下に示した。

1 平常時の備え

(1) 防災対策

災害時にペットを守るためには、まず飼い主が無事であることが前提となる。地震対策であれば、住まいの耐震強度の確認や補強、家具の固定など、まずは飼い主の身の安全のために備える必要がある。その上で、室内飼養でペットの飼育ケージを置く場所を決める際には、固定した家具のそばに配置したり、重量のある物がサークル内に落ちてこないような配慮をすることがペットの安全の確保につながる。

室内に放し飼いにしている場合、十分な耐震性を備えた建物であれば、ペットが逃げ込める場所として、地震対策を講じた一室や、押入れ用家具を固定・補強した押入れの下段のスペース、柱の多いトイレのドアを開けて固定するなどし、自宅内で比較的に安全性が高い場所をあらかじめ用意することが、安全の確保につながる。

犬を屋外で飼養している場合は、飼養場所の周囲にブロック塀やガラス窓、倒れやすい建物など、破損や倒壊のおそれのあるものがないか、土砂崩れの危険性はないかなどを確認しておく。

雨による増水被害が度々生じる地域では、天気予報に注意し、あらかじめ飼養場所を移動させたり、増水した際にも難を逃れられるように係留方法を工夫し、飛び上げられる場所を用意するなどの対策を講じておく。

また逸走防止のために、犬の場合には首輪や鎖が外れたり切れたりして逃げ出すおそれがないかを確認する。



住まいの防災対策

- 家具や飼育ケージの固定、転倒防止、落下防止
- 屋外飼養の場合は、飼養場所の安全確認（外塀やガラス窓の近くを避ける）
- ケージ、クレートなどペットの避難場所（隠れ場所）の確保

（２）ペットのしつけと健康管理

発災時に飼い主がペットを連れて避難しようとしても、ペットがパニックになり、いつもと違う行動を取る可能性がある。こうした状況下で、人とペットがすみやかに避難するためには、普段からキャリーバッグなどに入ることを嫌がらないことや、犬の場合は、「待て」、「おいで」などのしつけをしておく必要がある。

避難所でのペットの飼養においては、人や他の動物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、ケージやキャリーバッグに慣れていること、決められた場所で排泄ができることなどが必要になる。社会化やしつけは、他人への迷惑となる行動を防止するとともに、ペット自身のストレスも軽減することにつながる。

避難所や動物救護施設では、ペットが体調を崩し、下痢や嘔吐、食欲不振などのストレス兆候を示すことが報告されている。また、他の動物との接触が多くなることから、感染リスクも高くなる。普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫を駆除するとともに、トリミングなどを行いペットの健康と衛生を確保する。

さらに、逸走時の繁殖を防止するために、不妊去勢措置を実施しておく。不妊去勢措置には、性的ストレスの軽減、感染症の予防、無駄吠えなどの問題行動の抑制などの効果もある。



災害に備えたしつけと健康管理の例

犬の場合

- 「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけを行う。
- ケージなどの中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 不必要に吠えないようにしつける。
- 人や他の動物を怖がったり攻撃的にならないように慣らしておく。
- 決められた場所で排泄ができるようにする。
- 狂犬病予防接種に加え各種ワクチンを接種する。
- 犬フィラリアやノミダニなどの寄生虫の予防、駆除を行う。
- シャンプーやトリミングにより身体を清潔に保つ。
- 不妊去勢措置を行う。

猫の場合

- ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- 人やほかの動物を怖がらないように慣らしておく。
- 決められた場所で排泄ができるようにする。
- 各種ワクチン接種を行う。
- 寄生虫の予防、駆除を行う。
- 不妊去勢措置を行う。

(3) ペットの所有者明示 (マイクロチップ等による所有者明示)

ペットが逃げ出さないように日頃から十分な対策を講じておくことが前提だが、災害発生時には、ペットと離れ離れになってしまう場合もあるため、ペットが保護された際に飼い主の元に戻れるように、所有者明示をしておく必要がある。外から見えて誰でもすぐにわかる迷子札などをつけるとともに、脱落のおそれがなく、確実な証明となるマイクロチップを装着し、(公社)日本獣医師会などに所有者情報の登録を行っておくことで万一はぐれた際の返還の可能性を高めることが出来る。

なお、犬の場合は狂犬病予防法に基づき、鑑札(自治体が発行する登録の証明)と狂犬病予防注射済票を飼い犬に装着する義務がある。



行方不明にならないための対策例

犬の場合

- 首輪と迷子札
- 鑑札、狂犬病予防注射済票(飼い犬は狂犬病予防法により鑑札の装着、年一回の狂犬病予防注射をしたことの証明となる注射済票の装着が義務づけられている)
- マイクロチップ(必ず、(公社)日本獣医師会などに飼い主情報及び動物情報の登録を行うこと)

猫の場合

- 首輪と迷子札(猫の首輪は引っかかりを防止するために、力が加わると外れるタイプがよいと言われるが、これを利用する場合はマイクロチップの装着を強く推奨する)
- マイクロチップ(必ず、(公社)日本獣医師会などに飼い主情報及び動物情報の登録を行うこと)



マイクロチップとは？

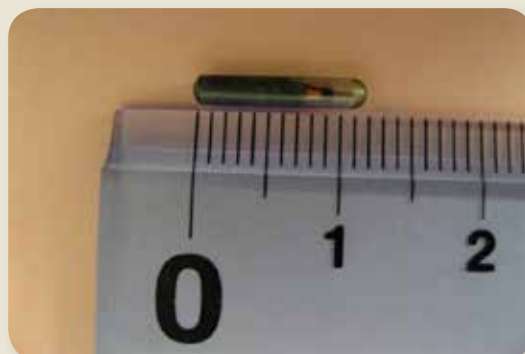
- マイクロチップには、15桁の数字（個体識別番号）が記録されており、マイクロチップリーダー（読取器）をあてると、その数字が表示される。この番号とデータベースに登録されている飼い主の情報と照合することで、飼い主が判明する為、逸走して保護された際にも飼い主の元に戻ってくる可能性が高くなる。
- 直径2mm程度、長さ8～12mm程度の円筒型で、犬や猫では首の後ろ（背側頸部）の皮下に専用注射器で埋め込むのが一般的。
- 一度装着すれば、首輪や迷子札のように外れて落ちたりする心配が少なく、より確実な身元証明になる。
- マイクロチップを装着した後は、必ず（公社）日本獣医師会などにマイクロチップ番号や連絡先などの登録手続きを行い、転居などで登録情報が変更した場合は、変更手続きを行う必要がある。



マイクロチップリーダー



マイクロチップリーダー



マイクロチップ

(4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保

在宅（自宅）避難では勿論のこと、避難先においてもペットの飼養に必要なものは、飼い主が用意しておく必要がある。避難指示などが出た場合に安全に避難場所まで避難できるように、リードやキャリーバッグなどの移動に必要な用品を準備しておく。それとともに、ライフラインの被害や避難生活に備え、ペットの飼養に必要な物資を備蓄し、必要な場合には持ち出せるようにしておく。指定避難所などにペット用の救援物資が届くまでには時間がかかることがあるため、少なくとも5日分（できれば7日以上）は用意しておくことよい。特に、療法食などの特別食を必要としているペットの場合は、さらに長期間分の用意が必要である。

また、救援物資は普段使用しているペットフードと同じ物が手に入るとは限らないため、ペットが好き嫌いなく救援物資を利用できるように日頃から備えておくことも飼い主に求められる。

備蓄品には優先順位を付け、優先度の高いものは避難時にすぐに持ち出せるようにし、人の避難用品とともに保管する。

なお、重い物、大きな物などは避難の妨げになるため、いったん避難した後で安全を確認してから持ち出せるように、屋外倉庫や駐車場など、保管場所を工夫する。



ペットを避難させるために必要な避難用品の例

犬の場合

- 首輪とリード（逸走対策として小型犬などはリードを付けた上でキャリーバッグに入れる）
- クレートやケージ（扉のついたもの）
- 犬用靴下やバンテージ（大型犬を徒歩で避難させる場合、瓦礫などによる怪我を防止する）

猫の場合

- キャリーバッグやケージ（経年劣化によりプラスチック製の組み立て式キャリーバッグが分解したり、扉が開いたりしないように、ガムテープなどで周囲を固定するとよい）



ペット用の備蓄品と、持ち出す際の優先順位の例

優先順位 1 動物の健康や命に係わるもの

- 療法食、薬
- ペットフード、水（少なくとも5日分［できれば7日以上］）
- キャリーバッグやケージ（猫や小動物には避難時に欠かせないアイテム）
- 予備の首輪、リード（伸びないもの）
- ペットシート
- 排泄物の処理用具
- トイレ用品（猫の場合は使い慣れた猫砂、または使用済猫砂の一部）
- 食器

優先順位 2 情報

- 飼い主の連絡先と、ペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預け先などの情報
- ペットの写真（印刷物とともに携帯電話などに画像を保存することも有効）
- ワクチン接種状況、既往症、投薬中の薬情報、検査結果、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報

優先順位 3 ペット用品

- タオル、ブラシ
- ウェットタオルや清浄綿（目や耳の掃除など多用途に利用可能）
- ビニール袋（排泄物の処理など他用途に利用可能）
- お気に入りのおもちゃなど匂いがついた用品
- 洗濯ネット（猫の場合は屋外診療・保護の際に有用）など
- ガムテープやマジック（ケージの補修、段ボールを用いたハウス作り、動物情報の掲示、など多用途に使用可能）



ペット用備蓄品の例



ペット用備蓄品（犬用）の例



ペット用備蓄品（猫用）の例



ペット用備蓄品保管袋に付けられた個体情報の例

（５）情報収集と避難訓練

飼い主は、避難指示などが出た場合に備え、あらかじめ自治体の広報誌、ウェブサイトなどで住んでいる地域のハザードマップを確認し、被害想定を把握して対策を講じる。また防災計画、災害時の指定緊急避難場所、指定避難所の所在地、避難ルートなどを確認しておく。さらに指

総
説

本編Ⅰ
本編の位置づけ

本編Ⅱ
飼い主への普及啓発

本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編Ⅴ
参考事項

資料編

定避難所にペットを連れて行く際の注意事項や救援物資の受け取り場所なども、あらかじめ管轄の自治体に確認しておく。

実際に家族単位でペットを連れて指定緊急避難場所へ行く訓練を行い、所要時間や危険な場所、複数のルートなどをチェックしておくことで、より安全に避難することができる。



避難訓練でのチェックポイント

- ハザードマップでの危険箇所の把握
- ペットの受入れが可能な指定避難所の把握
- 指定緊急避難場所、指定避難所までの所要時間の確認、ガラスの破損や看板落下などの危険な場所の把握
- 通行できないときの迂回路の確認
- 指定避難所でのペットの反応や行動の把握
- 指定避難所での動物が苦手な人への配慮
- 指定避難所での飼養環境の確認
- 指定避難所が被災している場合の二次避難先の想定
- 災害の種類（津波など）により避難所が危険な地域にある場合の二次避難先の想定
- 事情により避難所（建物内外とも）へのペットの同行が不可能になった場合の避難先や預け先の想定



ペットとの同行避難訓練の注意点

ペットとの同行訓練を実施する際には、目的を明確にし、計画的に実施する。

初期の段階ではペットが避難所に避難してくることを周知する目的や、ペットとともに避難する実体験を目的とするが、徐々に、実際の避難時を想定した避難訓練に移行する。

発災した際には、避難所に机やケージが用意されておらず、受付やボランティア要員も配置されてはいない中で、到着した飼い主同士が協力し、避難所運営本部の指示を仰ぎながら状況に対応する必要がある。

また、事故防止のため、避難所のペット飼養スペースは、原則として飼い主や指定の者以外は立ち入りが制限されることが多い。特に子どもの咬傷事故対策として、「立入禁止」措置がとられるため、訓練時の「ペットふれあいタイム」などの催しは、この対策に逆行する場合があることを理解した上で、注意喚起をしながら実施するなど、段階を経て訓練内容や状況を設定する必要がある。



地域の避難訓練の事例

仙台市

- 平成 17 年より毎年 6 月 12 日（宮城県沖地震が発生した日）に地域の防災訓練を実施しているが、この避難訓練では、仙台市動物管理センター及び仙台市獣医師会とボランティアによるペットとの同行避難と動物救護所設営運用訓練も実施されている。
- 東日本大震災での経験から、仙台市と協力ボランティア団体は、避難場所までのペットとの同行避難訓練をするだけでなく、避難所の運営管理者等と協力し、避難所運営の際に課題となる避難所でのペットの受入れスペースの確保などについても、実際に室内にペットを入れて確認している。



実際のペットを同行



防災訓練参加者に説明



ペット同行避難住み分けモデルの展示



避難訓練参加消防署員に説明

片平市民センターにおける防災訓練の様子（仙台市）

（６）家族や地域住民との連携

地域で災害対策の会合や避難訓練を行うときなどに、ペットを連れて避難する方法を、家族や地域住民の間で話し合っておくことが望ましい。

また、普段から近隣住民と良好な関係を築けるよう、コミュニケーションや飼養マナーに気を配るとともに、万が一の時にはお互いに助け合えるよう、飼い主同士や近隣住民と防災について話し合っておくことも必要である。

飼い主同士でペットの家族会などをつくり、地域で飼われているペットの種類や頭数などを家族会のリーダーや地域の班長などと共有しておくことが望ましい。



家族や地域での話し合い

- 連絡方法や集合場所
- ペットの避難方法や役割分担
- 留守中の対処方法と協力体制
- 緊急時のペットの預け先の確保
- 物資の持ちよりや共同飼養などの申し合わせ

(7) ペットの一時預け先の確保

ペットの一時預け先について、指定避難所などでの飼養以外にも、親戚や友人など、複数の一時預け先を探しておくことが望ましい。

特に大型の動物や危険な動物など、専用の飼養施設が必要な動物については、避難所での受入れが困難なことから、飼い主は一時預かり先や飼養管理を検討・準備しておく必要がある。



多頭飼育について

多くのペットを飼養する場合は、避難用品や備蓄品の数量も頭数に応じて多くなる。また、飼い主自身が同行避難できる頭数には限りがあるため、全てのペットの安全を確保することが困難になる可能性が高い。多頭飼育にはこのようなリスクがあることを飼い主は平常時から認識するとともに、災害時に備えた飼養管理の方法についても検討すべきである。

2 災害発生時の行動

(1) 飼い主の安全確保・状況確認

災害時にペットを守るのはその飼い主であることから、ペットを守るためには、まずは飼い主が無事であることが必要となる。災害発生時は、まず飼い主自身が安全を確保し、自分自身の安全が確保できてからペットの安全を確保する。突然の災害でペットもパニックになり、いつもと違う行動をとることがあるため、ペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意する。その際、リードをつける、ケージに入れるなどにより、ペットの安全に配慮する。

災害の状況については、ラジオやテレビ、行政のホームページなどから正確な情報を積極的に得るように努める。

(2) 避難の判断

飼い主は、得られた情報をもとに、自宅や地域の状況を確認し、避難するか自宅に留まるかを判断する。

自宅が危険な場合や避難指示がでている場合には、飼い主の安全が確保できる範囲においてペットを連れて指定緊急避難場所や安全な場所へ避難する。

自宅や地域の状況が安全な状態であれば、自宅に留まるという選択肢もある。

(3) ペットとの同行避難

指定緊急避難場所や指定避難所などの他所に移動する際に、飼い主はペットと一緒に同行避難する。ただし、飼い主自身の安全が確保されていることが前提となる。

発災時にペットと離れた場所にいる場合は、災害の種類や自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難指示などを考えて、ペットを避難させることが可能かどうかを飼い主自身が判断する。平常時から、留守の際のペットの避難について、家族や地域住民との協力体制を構築しておくことも重要である。



同行避難の考え方

過去の災害においては、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が多数発生したが、このような動物を保護するには多大な労力と時間を要するだけでなく、その間にペットが負傷し、衰弱・死亡するおそれもある。また、不妊去勢処置がされていない場合、繁殖による頭数の増加で、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念される。このような事態を防ぐために行う同行避難は、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも、必要な措置である。

なお、同行避難とは、避難行動を示す言葉であり、指定避難所でペットを人間と同室で飼養管理することを意味するものではない。



同行避難する際の準備の例

犬の場合

- リードを付け、首輪が緩んでいないか、鑑札、狂犬病予防注射済票を装着しているかを確認する。
- 小型犬はリードをつけた上で、キャリーバッグやケージに入れる。
- 避難用品を持って指定緊急避難場所へ向かう。

猫の場合

- キャリーバッグやケージに入れる。
- キャリーバッグなどの扉が開いて猫が逸走しないようにガムテープなどで固定するとよい。
- 避難用品を持って指定緊急避難場所へ向かう。

本編Ⅱ
飼い主への普及啓発

ペットと飼い主の災害時行動の目安

グリーンゾーン

自宅でいっしょに被災
ペットと飼い主がいっしょに自宅にいる状態

避難の準備と持ち出し品の確認

自宅待機
地震が頻発などからあり、安全に過ごすのが最善の場合は自宅待機しましょう。避難所までの距離やけ入れ距離を調べたり、物資を確保して緊急時に利用しましょう

同行避難
避難が困難な恐れがある場合など、自宅にとまどっている場合と判断した場合は動物といっしょに避難します

外出時にいっしょに被災
ペットと飼い主が散歩中などいっしょではあるものの、自宅から離れた場所にいる状態

帰宅できる

帰宅できない
交通が遮断されている場合など

家にいてくれた
外へ飛び出たわけではありません。テラスの中心など安全な場所までいった場合

家にいない
地震が激震の時、さらに地震が繰り返されるなど、状況が危険な場合、逃げ出すように指示があります

イエローゾーン

外出時に別々に被災
ペットは自宅にあり、飼い主は外出して、ペットと飼い主がいっしょにいない状態

帰宅できる

帰宅できない
交通が遮断されている場合など

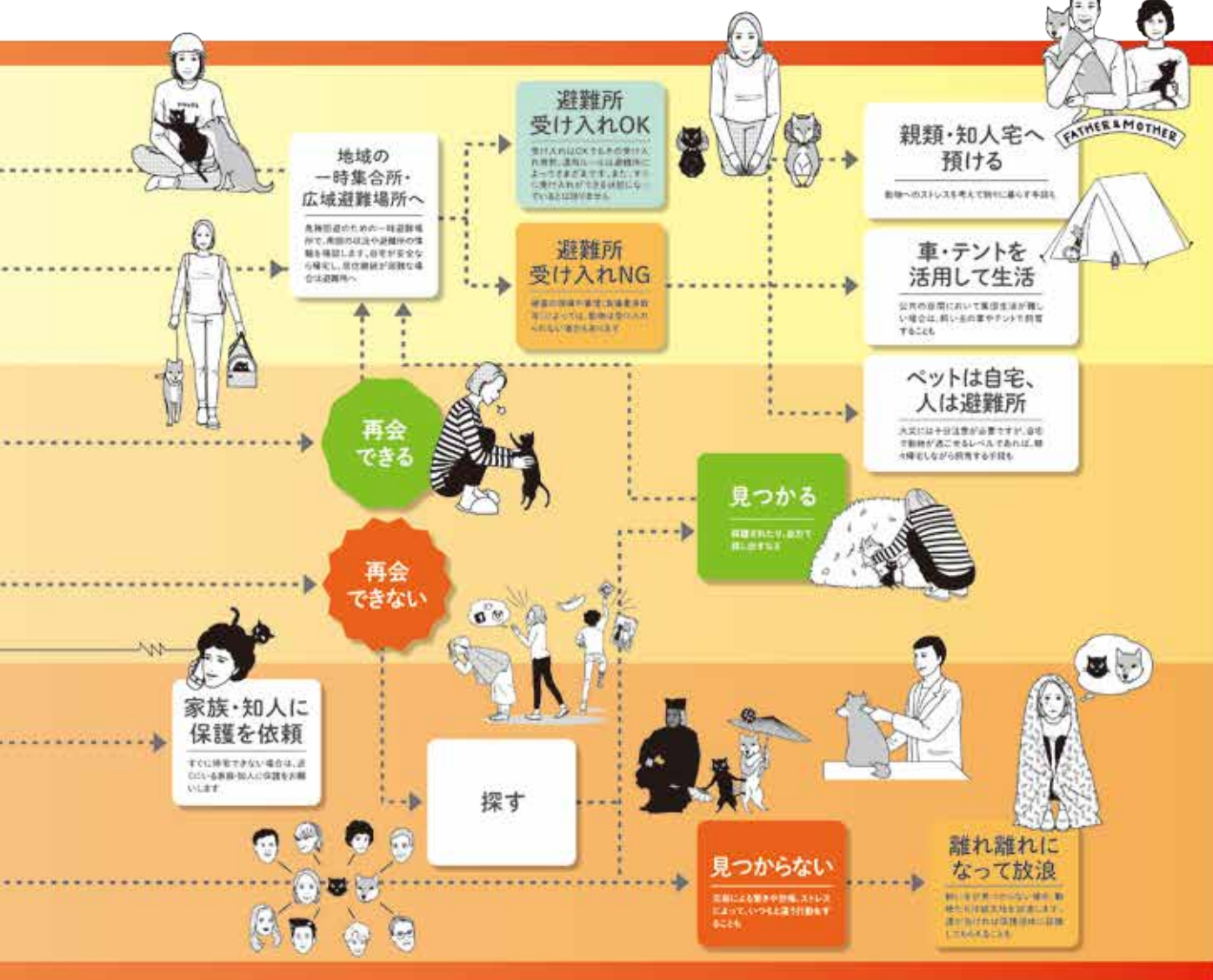
安否確認できる
スマートフォンを携帯していたり、携帯を携えている場合、状況、知人がいる場合

安否確認できない
スマートフォンなどがなく、さらに状況が危険な場合、知人がいない場合

レッドゾーン

46

(災害発生からの3日間)

[illegible]

企画制作：LEONIMAL BO-SAI / Lucy+K

特別協力：NPO 法人 ANICE / 公益財団法人せたがや文化財団 生活工房

監 修：平井潤子

アートディレクション・デザイン：高橋剛

イラストレーション：二階堂ちはる

(4) 避難中のペットの飼養環境の確保

避難生活を行っている中でのペットの飼養環境には、以下のような選択肢がある。地域や災害の状況、発災からの時間の経過によって選択可能な飼養環境が異なるため、被災者が自らの状況を踏まえて、適切な飼養環境を選択する。

■避難所での飼養

避難所で飼養する場合には、ペットとの同居や住み分けなどについて各避難所が定めたルールに従い、飼い主が責任を持って世話をする。飼養環境の維持管理には、飼い主同士が助け合い、協力することが必要となる。

■自宅で飼養する

飼い主も自宅に留まる在宅避難の場合、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所などに取りに行く。

飼い主は避難所に避難し、ペットを自宅で飼養する場合は、避難所から自宅に世話をしに通う方法もある。ただし、二次災害の危険が考えられる場合は、この方法は避けて同行避難する。

■車の中で飼養する

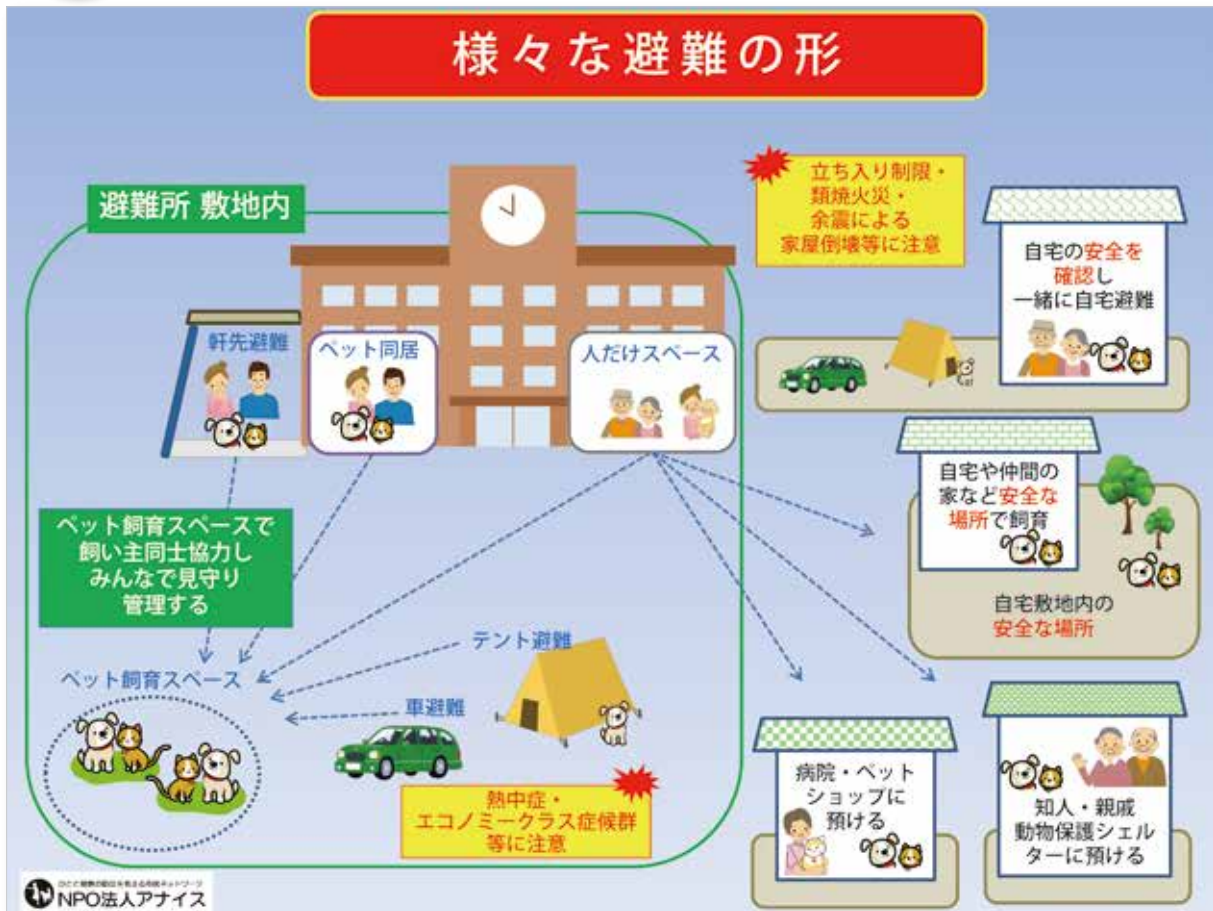
在宅避難と同様に、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所などに取りに行く。飼い主は、手足を伸ばして眠れる状態を作り、遮光や換気の対策をとるなど、エコノミークラス症候群や熱中症への対策と注意が必要である。ペットも熱中症になるため、ペットだけを車中に残すときは、車内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておく。長時間、車を離れる場合には、ペットを安全な飼育場所に移動させる。

■施設などに預ける

避難所での飼養が困難な場合や、飼い主の事情により飼養が出来ない場合には、被災していない地域の親戚や友人など、一時預け先の確保に努める必要がある。その他には自治体等の収容施設、動物病院、民間団体等に一時預ける場合もあるが、条件や期間、費用などを確認し、後でトラブルが生じないように、覚書などを取り交わすようにする。



様々な避難中のペット飼養環境（参考）



[資料提供：NPO 法人アナイス]

（５）避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養マナーの遵守と健康管理

避難所や応急仮設住宅では、様々な人が集まり共同生活をするため、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方もいることを認識しなければならない。これまでの災害では、ペットがいることが、つらい避難生活の中での心の安らぎや支えになったという声がある一方で、咬傷事故や鳴き声への苦情、被毛や糞尿処理など、衛生面でトラブルになることもあった。

避難所や応急仮設住宅では、ペットの飼養管理は飼い主が責任を持ち行う。衛生的に飼養管理するとともに、飼い主同士などで、周りの人に配慮したルールを作ることも必要になる。

なおペットは、ストレスから体調を崩し、病気が発生しやすくなるため、飼い主はペットの体調に気を配り、不安を取り除くように努める。

総説

本編Ⅰ
本編の位置づけ

本編Ⅱ
飼い主への普及啓発

本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編Ⅴ
参考事項

資料編



普及啓発の方法（防災講座の開催）

仙台市

「防災講座 ペット同行避難」

仙台市ではボランティア団体と協力し、ペットの飼い主を対象とした防災講座を開催し、災害に備えた飼い主の心構えやペットとの同行避難、災害対策について、普及啓発を行っている。

平成29年度（公財）仙台ひと・まち交流財団 仙台市片平市民センター主催事業

防災講座

ペット同行避難

～災害時にもう一つの命を守るために～

災害は突然起こります。いざという時にペットと一緒に避難するための心構えと、ペットのための災害対策について学びます。

5月27日（土）

10：00～12：00

【会場】片平市民センター 3階 会議室



- 【内 容】講話「ペット同行避難について」
- 【講 師】仙台市動物管理センター（アニパル仙台）職員
NPO法人エーキューブ 会員
- 【対 象】成人 30人
- 【参 加 費】無料
- 【申 込】申込受付中
電話または市民センター窓口へ直接お申し込みください。
- 【問合せ先】片平市民センター（月曜休館）
仙台市青葉区米ヶ袋1丁目1-35
TEL：022-227-5333

予告 「ペット同行避難 実践編」

6月10日（土）13：00～15：00

【会場】片平市民センター 3階 会議室

【対象】犬を飼っている方

市民センターに飼い犬を連れて来ていただき、ゲージ・トイレトレーニング等のワークショップを行います。

※ お申し込みを希望される方は必ず5月27日（土）の講座を受講してください。



※ お申し込みの際にいただいた個人情報は本講座の運営にのみ使用させていただきます。
※ 講座中に撮影した写真は市民センターだより、ホームページ等に使用させていただく場合があります。

本編Ⅲ 自治体等が行う人とペットの災害対策

自治体等が行うペットの災害対策には、平常時に行う人とペットの災害対策に関する普及啓発や体制の整備と、災害時に飼い主自身が行う飼養管理に対する支援、飼い主の心のケア、災害に起因する放浪動物や負傷動物等への対応がある。

1 平常時

(1) 人とペットの災害対策に関する飼い主等への普及啓発・避難訓練

<実施項目>

- ・ ペットの適正な飼養、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- ・ ペットとの同行避難も含めた避難訓練

<解説>

近年、犬や猫の飼養頭数は概ね 2,000 万頭弱と言われているが、ペットの飼養に関する正しい知識やペットのしつけが十分でない飼い主もあり、災害時のペットとの同行避難や避難所での適切な飼養が難しい場合がある。また、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示が不十分だと、行方不明になったペットが保護されても、飼い主の元に戻る確率がかなり低くなる。飼い主による、災害に備えたペットへの対策は特別なことではなく、日頃のしつけや健康管理、所有者明示、社会規範に沿った飼養管理など、平常時に適正な飼養をすることに他ならない。

以上のことから、自治体は動物愛護推進員や関係団体・機関と連携して、災害時にもペットが社会に受け入れられるように、ペットの災害対策の意義を普及するとともに、平常時から行うべき対策や災害時の行動について、飼い主等に対し指導、普及啓発を行う必要がある。

※詳細は「本編Ⅱ 飼い主への普及啓発」を参照



普及啓発の方法（ハンドブック）

香川県・高松市

●ハンドブック「あなたとペットの災害対策ハンドブック」

香川県と高松市では、「あなたとペットの災害対策ハンドブック」を作成して、ペットの災害対策の普及啓発に努めている。



総説

本編I
本編の位置づけ

本編II
飼い主への普及啓発

本編III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編V
参考事項

資料編

(2) ペットの災害対策に関する連携体制の整備

1) 災害時協定

<実施項目>

- ・ 地方獣医師会や民間団体・企業等との災害時協定の締結
- ・ 災害時の相互応援協定におけるペットの災害対策に関する体制整備
(広域支援・受援体制の整備)

<解説>

自治体は、地方獣医師会や民間団体・企業等と災害時におけるペットの災害対策に関して必要な協定を締結しておくこととよい。また、災害の発生時に、速やかに連絡や調整が出来るように緊急連絡体制を整備し、緊急連絡網を関係者間で共有しておくことが望ましい。

具体的には、負傷動物等の応急治療や一時預かり、または動物病院を介した譲渡活動などのために、近接する地方獣医師会への協力の要請を検討する。動物病院への一時預かりの協力要請は、地方獣医師会と災害時協定を交わす際に、検討しておく。また、施設の設備状況により必要な治療が出来ない場合や、収容動物が重症の場合などには近隣の動物病院へ搬送できるように、連携体制を検討しておく必要がある。

さらに、自治体間では、災害時の相互応援協定等の締結により、災害時には相互に連携できるようにする。特に大規模な災害時には、広域の自治体間での支援体制の整備が必要となる。各自治体は、ペットの災害対策に関する連携を想定し、円滑な受援を行うため、事前に受入体制についても検討しておくことが重要である。また、被災地で対策の中枢を担う県庁や市役所などの機関が被災した場合の対処方法についても、事前に協議しておくことが望ましい。



事例

災害時協定に基づく広域連携の確認事例

- 環境省は、平成 29 年度にペット対策に関する図上訓練を全国 3 地点で開催し、広域支援と受援体制の整備について検討した。

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について

実施ブロック (実施自治体)	実施日	訓練内容
四国ブロック (徳島県)	平成29年11月14日	南海トラフ地震の際の津波を想定し、図上訓練
九州ブロック (熊本県)	平成29年11月22日	平成28年に発生した熊本地震を振り返り、図上訓練
中部ブロック (三重県)	平成29年12月22日	南海トラフ地震を想定し、図上訓練



3ブロックによる図上訓練による課題

- 発災時には行政頼みではなく、飼い主自らが災害時対応を行う必要があることを啓発し、飼い主の意識を高める必要がある。
- 事前に細かなこと（支援物資の仕分け、運搬方法等）まで決めておくことが必要である。
- 県庁等の統率を行う主体が被災した場合の対処方法について事前に協議しておく必要がある。
- 「動物救援本部」について早急に立ち上げることが出来る仕組みを構築する必要がある。
- 「動物救援本部」が立ち上がるまでの間、支援物資の情報発信等の事務代行を担うことについて、関係機関と協議しておく必要がある。
- 市町村における支援・受援体制の構築と、避難所運営マニュアルの整備が必要である。
- ボランティア、関係団体等との連携体制の構築と役割分担をしておく必要がある。

徳島県

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(四国ブロック)

<四国ブロック(徳島県)：平成29年11月14日>

南海トラフ地震の際の津波を想定し、図上訓練

○訓練方法

支援側・受援側に分かれて、発災から1週間後及び1か月後の対応や連携を確認しながら、訓練の検証を行った。

○課題及び目標

●被災自治体

- 【課題】 必要とする支援内容は何か？
支援を受ける際に、課題となることは何か？
- 【目標】 ・受援体制の整備（人・物・場所など内容を整理し、支援を要請する）
→情報の一元化、支援団体・ボランティアの整理と窓口、県内寄付金の受付

●支援自治体

- 【課題】 被災が大きい自治体へ、どんな支援ができるか？
支援する際に課題になることはないか？
- 【目標】 ・支援体制の整備（支援要請事項について検討、対応可能な事項を選択）

●獣医師会

- 【課題】 獣医師会としてどのような支援ができるか？
他県の獣医師会等の応援等についてどのように調整するか？
- 【目標】 ・避難所等における健康相談及び負傷動物等の治療と保護の実施

●ボランティア団体・個人等

- 【課題】 どんな救援活動ができるか？
救援活動の際に課題になることは何か？
- 【目標】 ・ペットフードや用品の支援
・迷子ペットや保護情報についての動物愛護推進員や登録ボランティアの活用



○今後の取組

- 市町村、獣医師会等関係団体、ボランティア等と連携した実動訓練の実施
- 市町村の避難所運営、支援・受援体制整備に係る支援協力、助言

参加者：四国ブロック自治体（香川県、高松市、愛媛県、高知県）、兵庫県、徳島県内市町村（徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、牟岐町、美波町、海部町、松茂町、北島町、飯野町、上板町、つるぎ町、東みよし町）、近隣獣医師会（徳島県、香川県）、ペットフード関係企業（株式会社貝志商店）、日本動物愛玩動物協会徳島県支部、日本ペット文化学院徳島校
徳島県動物愛護推進員、環境部
専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏
公益社団法人日本動物福祉協会 山口 千津子氏

熊本県

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(九州ブロック)

＜九州ブロック(熊本県)：平成29年11月22日＞

平成28年熊本地震を振り返り、図上訓練

○訓練方法

受援側・支援側・県外獣医師会に分かれて、発災から応急仮設住宅入居までを振り返り各時点での対応課題を明らかにした。

○課題

＜発災初期(発災日～2週間)＞

●受援側(熊本県、熊本市、熊本県獣医師会)

熊本地震ペット対策協議本部の速やかな設置検討と九・山協定に基づく支援準備・要請
ペット災害対応との連携、義援金口座の開設。必要支援物資の把握と必要な要請

●支援側(福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県、福岡市、下関市、北九州市)

九山協定に基づく支援要請に応じた支援物品などの調達及び平常時からの支援可能物資の把握
避難所等の状況把握巡回のための行政獣医師の派遣(環境省からの要請による)

●県外獣医師会(九州地方獣医師会、福岡VMAT)

初期の情報収集と発信、一時預かりの開始、飼い主相談窓口の設置、避難所巡回の継続

＜発災後期(2週間～4ヶ月)＞

●受援側

長期一時預かりの窓口、熊本地震ペット救援センターの開所、動物愛護推進員との連携
応急仮設住宅のペット飼養について市町村との調整、必要支援物資の把握と必要な要請

●支援側

支援物品などの調達、熊本地震ペット救援センターの関係機関との調整

●県外獣医師会

一時預かりの継続、応急仮設住宅入居に関する相談



参加者：九州ブロック自治体(山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、下関市、北九州市、福岡市、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市)
九州地方獣医師会(山口県、福岡県、北九州市、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県)、福岡VMAT、環境省
専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏
公益社団法人日本動物福祉協会 山口千津子氏

三重県

広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練について(中部ブロック)

＜中部ブロック(三重県)：平成29年12月22日＞

南海トラフ地震を想定し、図上訓練

○訓練方法

支援側・受援側に分かれて、発災3日後及び発災1週間～10日後を想定してグループワークを行い発表を行った。

○到達目標

●被災県

災害時ペット対策本部の立上げと救援要請・市町村との連絡調整

【課題】 情報収集と発信(方法・対象)

【目標】 ・速やかに状況を把握し、地元機能の復旧が開始できるか
・得られた情報を整理し、必要な支援を外部(他府県や国等)に要請できるか(受援体制整備)
・市からの要望に対応できるか(支援体制整備)
・関連団体(獣医師会等)とのすみやかな連携が図れるか

●被災市町

避難所でのペット受入に関する県等との連絡調整

【課題】 情報収集と発信(方法・対象)

【目標】 ・速やかに状況を把握し、地元機能の復旧が開始できるか
・得られた情報を整理し、必要な支援を県に要請できるか(受援体制整備)
・県が要請し、派遣されてきた外部支援に対応できるか(受援体制整備)

●支援県

近接の自治体との連携と役割分担・被災県との連絡調整

【課題】 情報収集と発信(方法・対象)

【目標】 ・被災地自治体が機能復旧に注力できるように必要な支援を想定し、自発的に支援体制を整えることができるか
・連携する自治体間の連絡調整(コーディネート)を行う役割を設定することができるか
・自治体ごとに被災地からの距離により役割を設定することができるか
・役割に応じた物的支援、人員派遣・活動ができるか



参加者：中部ブロック自治体(三重県、岐阜県、岐阜市、愛知県、豊田市、岡崎市、富山県、石川県、金沢市、福井県)
兵庫県、三重県内市町(四日市市、津市、南伊勢町)、近畿獣医師会(三重県、岐阜県、愛知県、富山県、石川県、福井県)
三重県動物愛護推進員、三重県動物愛護推進協議会、環境省
専門家：一般財団法人ペット災害対策推進協会 沼田 一三氏
公益社団法人東京獣医師会(特定非営利活動法人アニス) 平井 潤子氏
三重大学大学院工学研究科 川口 淳氏

2) 現地動物救護本部等の体制

<実施項目>

- ・ 現地動物救護本部等の設置要項等の作成
- ・ 関係団体等との協定の締結
- ・ 自治体間における広域支援に対応する体制の整備
- ・ 動物愛護推進員等との災害時の協力体制の整備
- ・ 動物救護施設の設置候補地の検討

<解説>

現地動物救護本部等は、災害発生時に、自治体、地方獣医師会、民間団体、企業等が連携したペット対策に関する活動を目的として設置される。

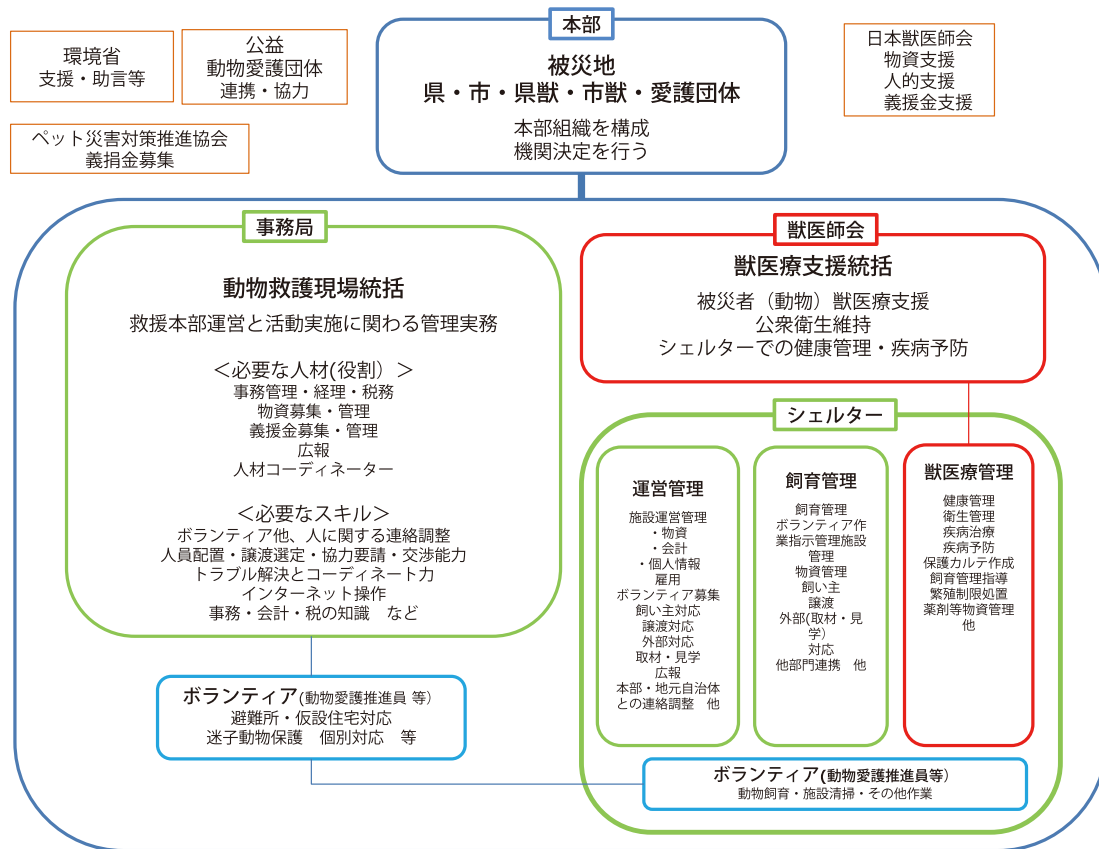
動物の保護や救護活動が必要になる場合に備え、各自治体や関係団体が連携し協働した活動が行えるように、地方獣医師会や民間団体・企業等との災害時協定の締結や、現地動物救護本部等の設置に向けた連携、災害発生直後において自治体による動物保護活動の開始が困難な場合の初動体制についても検討しておくことが望ましい。さらに自治体間で協力して広域的に対応する体制の整備を図る。また、平成25年9月1日に施行した改正動物愛護管理法で、動物愛護推進員の活動として、災害時におけるペットの避難、保護等に関する協力が追加されたことを踏まえ、動物愛護推進員との災害時の協力体制を推進する。

現地動物救護本部等の設置にあたっては、地域防災計画で各構成団体の役割を明記し、あらかじめ災害時協定を結んでいる場合が多い。実際に災害が起これば、自治体は被災者の対応に人員を割かれ、初動対応が遅れる可能性があるが、こうした事前の取り決めにより役割分担を明確にしておくことで、適切なペット対策を執ることが可能になる。なお、災害発生時に各主体がとるべき初動の措置について、誰が担当しても自動的に準備が整えられるような簡潔な指示書を整備するとよい。

組織体制については、自治体主体で取り組むケースや、民間団体が中心となり自治体が側面で支えるケースなど、地域の実情に応じて災害時のペット対策の体制を構築することが望ましい。



現地動物救護本部等の活動模式図の例 (参考)



[資料提供：NPO 法人アナイス]



様々な動物救護本部の設置方法

現地動物救護本部等の設置方法は、大別して以下の4通りが考えられる。

- 災害の規模や被災状況などを勘案して、自治体・地方獣医師会等が現地動物救護本部等の設置の可否を判断する方法。

メリット：被害規模に応じた対応が可能

デメリット：発災直後に構成メンバーを招集することが困難

情報収集に時間を要した場合、本部立上げまでに時間を要することがある

●自治体の災害対策本部の立上げと同時に自動的に立ち上げる方法。

メリット：すみやかに現地本部が立ち上がる

ペット災対協での支援開始の要件をただちに満たす

デメリット：現地本部が立ち上がったとしても、構成メンバーに大きな被害が生じていた場合は、参集や活動開始までに時間を要する

●あらかじめ災害時の相互支援協定を締結した自治体が現地本部の業務を代行する仮本部を立上げ、災害の規模や被災状況などが把握できた時点で、解散するか、現地に本部を移行するかを検討する方法。

メリット：仮本部で対応することで、被災地が機能復旧に注力できる
外部情報が入手しやすく、連携支援への対応がスムーズ
被害規模が把握できるまでの間、活動が滞らず、外部（一般）からの問い合わせなどに対応が可能

発災直後、ただちに義援金募集などが行える

デメリット：内部情報が入手しにくいため、ホットラインなどの準備が必要でこの対応においては被災地の担当部局に負担が生じる

例）平成7年阪神淡路大震災（東京本部）、平成16年新潟中越地震（東京仮本部）

●平時に災害時のペット対策の内容を申し合わせておき、発災直後は民間（地方獣医師会等）でまず現地本部を立上げて活動を開始し、被災状況などが確認できた時点で、自治体を構成組織に加えていく方法。

メリット：自治体は発災直後の人命保護に関わる緊急活動に専念できる

地方獣医師会など民間単独での活動開始となるため、意思決定が早い

自治体の対応が一段落した時点での被害状況や対応状況により、合同本部を設置するかどうかを検討できる

デメリット：民間団体も被災しているため、被害状況によっては、単独で本部を立ち上げることが不可能な状況もある

民間団体としてできることには限界がある避難所での活動では自治体関係部門との調整が必要な事項もあり、自治体に頼らざるを得ない部分が残る

例）平成19年能登半島地震（能登半島地震動物対策本部：石川県獣医師会）

大規模災害の発生時には、被害規模によっては現地動物救護本部等を構成する組織や人員も被災していることと、本来業務の復旧が優先されることから、発災後ただちに活動を開始することが困難である。

県庁所在地が被災した場合と、県庁所在地の被害が少ない場合で、活動開始の流れが変わる。様々な状況を想定し、現地動物救護本部等を構成する組織間で、どのような手順を踏んで立ち上げるのかを申し合わせしておくことが、すみやかな救援活動の開始に繋がる。

また、あらかじめ本部の設置要綱や、運営要項を策定しておき、更には組織ごとの役割設定、本部長の人選、事務局の設置場所、連絡が取れない場合に個々で開始する活動の範囲、活動資金や義援金の受け口としての金融機関の口座などを開設しておくことが現場の混乱を防ぐことに繋がる。



救護本部において平时に検討しておく事項の一例

災害時のペット対策の考え方や方針の他、以下に例を挙げる項目について、平时に協議しておくことで、発災時の混乱に対策する。

● 飼い主支援の対象範囲

- ・ 地域について（全県・市にするか、被害規模により一定の地域を指定するか）
- ・ 期間について（発災後の一定期間）とするか

● 動物の治療に係る費用について、どの範囲までの治療を誰が負担するのか

- ・ 災害により直接受けた傷病（被災ペット対策として無償か有償か、誰が負担するか）
- ・ 避難生活の中で生じた傷病（被災ペット対策として無償か有償か、期間は、費用は誰が負担するか）
- ・ 治療中であった持病（被災飼い主への経済支援、不足している獣医療支援として無償か有償か、期間は？）
- ・ 一時預かりについて（無償か有償か、期間、その他条件は？）

- 災害時のペット対策の対象範囲と被災ペットの定義
 - ・ 動物種（犬や猫以外の動物をどのように扱うか）
 - ・ 飼い主がいない犬猫への対応について（野良猫の扱いをどうするかを含め）
 - ・ 地域について（全県・市にするか、被害規模により一定の地域を指定するか）
 - ・ 期間について（発災後の一定期間）とするか
- 被災ペット保護シェルター設置について
 - ・ 設置の基準
 - ・ 既存施設の利用と緊急対応施設の設置に関する段階的検討
 - ・ 収容頭数などの規模と期間の設定
 - ・ 必要経費の試算
 - ・ 関連する様式の検討
- ボランティア活動について
 - ・ 災害支援活動の内容について
 - ・ 避難所や応急仮設住宅での動物飼養支援の方法とルール
 - ・ 自宅などでの一時預かりのルールと動物の飼養管理に係る費用弁償の有無
 - ・ 輸送やトリミングなどにおけるルールと費用弁償の有無
 - ・ 譲渡活動におけるルールと動物の飼養管理に係る費用弁償の有無
 - ・ 物資の取扱いについてのルール
 - ・ 被災ペット保護シェルターでの活動内容とルール
 - 犬の取扱いと飼養管理
 - 猫の取扱いと飼養管理
 - 群管理における注意点
 - 会計・広報・人事・メンテナンス・物資調達・渉外などの役割と業務内容
 - 活動期間について
 - 活動に係る費用弁償の有無について
 - 補償（保険など）について
- スターターキット（ファーストミッションボックス）の配置
 - ・ 現地動物救護本部や指定避難所などで、速やかに体制を整えるためのスターターキット（ファーストミッションボックス）の準備



スターターキット (ファーストミッションボックス) とは

災害が発生した直後の現場（避難所や対策本部など）には、必ずしも担当者や運営マニュアルを熟知した者がいるとは限らない。

この対策として、最初にそこに到着した者（又は、その場にいあわせた者）が、速やかに体制が整えられるよう、初動の指示（やるべきこと）が記載されたスターターキット（ファーストミッションボックスとも呼ばれる）を備える取り組みが始められている。

スターターキット（ファーストミッションボックス）の目的や特徴は以下のとおり。

- 1) 初期の対応に使用
- 2) イラストなどとともに、誰が読んでも理解できる指示が、1項目ずつ簡潔に記載されていること
 - ・カード形式では1カードに1ミッション
 - ・チェックリスト形式では、1項目に1ミッション
- 3) その場にいる人が指示されたミッションを1つずつ実施していくことで、手順に従った業務が遂行できる。
- 4) 避難所の立ち上げ、集合住宅での避難誘導、災害対策本部の設置など、様々な状況に応じたパターンがある
- 5) 1人で同時に対応できない役割を複数抱え込むことがないように、その場にいる人に協力を求めて作業を分担できるように組み立てる。



スターターキット (ファーストミッションボックス) ー現地動物救護本部立ち上げの一例ー

内容は「指示書」「関係書類」「物資」「運営ルール」に大別される。

●指示書の様式

A4用紙1枚に、災害時にやるべきことを1項目ずつ順番に記載し、カード化する。たとえば、以下の内容イメージで作成する

指示書（その1）

【最初の参集者：自らの安全を守る】

施設、場所が安全かを確認する。
より安全で適切な場所（〇〇室、〇〇会議室等）があれば、移動する。

指示書（その2）

【最初の参集者：本部長を決める】

- ☐ 近くに管理職や上司がいれば本部長になってもらう。
いなければ自分が本部長になる。
- ☐ 本部長の腕章をつける
- ☐
- ☐

指示書（その3）

【本部長：動物救護本部開設の有無を決める】

- ☐ 「災害対策本部からの動物救護本部開設指示の有無」を確認する。指示がない場合でも、震度〇〇以上の場合は、自動的に立ち上げ、災害対策本部に報告する。
- ☐
- ☐

●関係書類

動物救護本部等のマニュアル、関係団体・支援団体等の連絡先、動物受入カード、避難所の地図など

●物資

- (1) 情報：ラジオ、ケータイ・スマートフォン用乾電池式充電器、乾電池等
- (2) 事務用品：ホワイトボード用マーカー（青と赤）、太文字ペン、A3用紙ひと束、模造紙ひと束、ガムテープ等
- (3) その他：腕章、ビブス、ペットボトル水、栄養食品、カイロ、軍手、ビニール手袋、ポリ袋、マスク等

●運営ルール

- ・動物救護本部運営ルールを書いてある大判の紙で、本部を立ち上げたときに誰もがすぐ見られるように分かりやすい場所に張り出す。
- ・現地動物救護本部等の立ち上げのためのスターターキットの他、ペットを連れて避難してくる人が確実にいることを想定して、避難所立ち上げのスターターキットにペットの受け入れに関する記載が設けられていると、迅速な対応が可能となる。

3) 人材育成

<実施項目>

- ・災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成
- ・動物愛護推進員、地方獣医師会、民間団体等との連携

<解説>

災害時にボランティアを安定的に確保することは困難な場合が多いことから、自治体等は平常時に人とペットの災害対策に関するボランティア講習会を開催し、必要な人材を育成する。併せてボランティアをコーディネートするために、ボランティアリーダー（コーディネーター）の育成も行う。講習会の受講生をボランティアとして登録しておくことで、緊急災害時に、登録者に協力を要請できる。動物愛護推進員、地方獣医師会、民間団体や自治体等は、平常時の動物愛護管理に関する業務で連携して、連絡体制を築くことで、災害時には人材派遣の協力を要請して円滑に進めることができる。

避難所や応急仮設住宅での適正な飼養管理の支援を円滑に行うためには、現地動物救護本部等を始めとした関係機関や団体の協力以外にボランティアの応援が必要となる。ボランティアは通常の一般ボランティアと、獣医師やドックトレーナーなどの専門的な技術や知識を有する専門ボランティアとに区分され、それぞれ役割が異なる。そのため、前項のとおり、自治体等はボランティアへの協力依頼の方法や受付窓口、活用方法、それぞれの行動規範、社会福祉協議会のボランティア保険を活用した補償などをあらかじめ検討しておく。



ボランティア募集の例

千葉県

千葉県は、千葉県動物愛護ボランティアの登録を実施していたことで、東日本大震災での被災ペット対策に関する協力を依頼できた。

千葉県動物愛護ボランティアは事前に動物の適正な飼養や災害時の活動などに関する講習を受講しており、講習会を受講すると千葉県動物愛護ボランティア登録証が交付される。活動に従事する時は登録証を携帯しなければならないとしている。

また、東日本大震災の際に、千葉県は、千葉県動物救護本部ボランティアも募集し人材を確保した。千葉県動物救護本部ボランティアについては、県衛生指導課でボランティア協力者を把握して、協力が必要な場合には直接交渉し被災ペットの一時預りと世話を依頼することとしていた。

参考様式2

**千葉県災害時動物救護活動
ボランティア登録証**

氏名

平成 年 月 日

千葉県

A7版

千葉県動物愛護ボランティア登録証



民間団体との連携

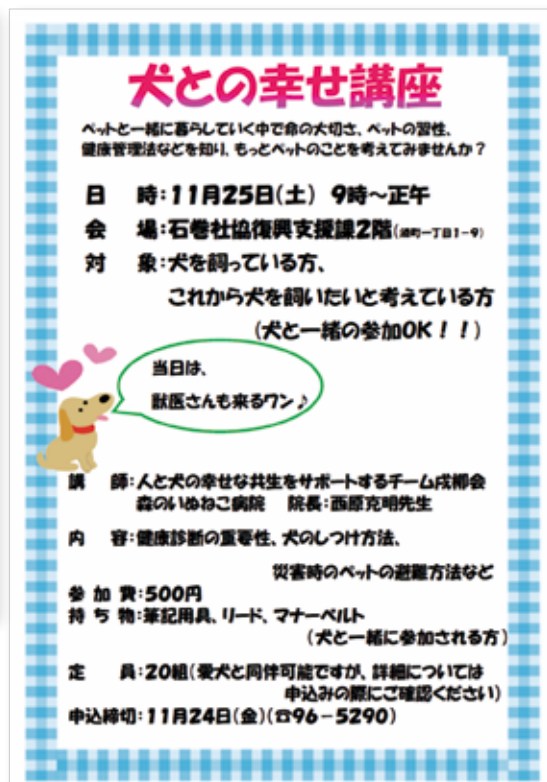
石巻市

- 石巻市社会福祉協議会とボランティアチームが「犬との幸せ講座」を開催

平成23年の東日本大震災の際に、緊急災害時動物救援本部（現在のペット災対協）が企画し、応急仮設住宅でペットを連れた被災者への支援として（一社）「日本ペットサロン協会」が実施した、被災ペットのトリミングなどによる衛生管理サービス事業を契機に、石巻市社会福祉協議会と（一社）日本ペットサロン協会の会員有志が平成28年2月から「犬との幸せ講座」を開いている。

平成29年11月25日に行われた第3回目の企画では、ペットのしつけや疾病への対応とともに、同行避難が重要なことなど、災害時の行動として大切なことがペットを連れた参加者に伝えられた。

災害への取り組みでは、特に支援ボランティアの関係などで、各地の社会福祉協議会との協働が重要なことから、各地でこのような取り組みが進むことが期待される。



(3) 情報の収集及び共有方法の検討

<実施項目>

- ・ 被災者と避難動物に関する情報収集と共有方法の検討
- ・ 情報窓口の一元化の検討

<解説>

これまでの災害では、避難所などにおける被災者の情報は災害対策本部に集約されたが、避難動物に関する情報は後回しとなり、トラブルになってから情報が寄せられること、また、関係部署に個別に情報が寄せられ、全体が把握できないといった状況になりがちであった。このような混乱を避けるためにも、人の情報と連動した情報収集や情報の共有方法を、あらかじめ各自治体で準備し、ペットに関する情報窓口の一元化とそのための対応要員や連絡体制の整備について検討しておくが良い。



地域のコミュニティーなどを活用した連携体制づくり

地域のペット飼養状況を把握しておく事は、災害時の迅速な情報収集につながるため、自治体は普段からペットの家族会などの住民によるコミュニティの情報収集に努める他、民生委員やソーシャルワーカーなどと協力して、支援が必要な方々の情報収集についても検討を進めておくとうい。

また、自治体は一方的に情報を集めるだけでなく、災害対応に係る情報の発信を前述のような住民を通して日頃から行うことで災害時の連携体制を構築することが出来る。

(4) 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れ対策に関する、関係市区町村等との調整

<実施項目>

- ・ 災害時のペット対策や指定避難所などでのペットの受入れに関する地域防災計画への記載
- ・ 関係機関や団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時のペット対策に関する連携体制の整備に係る調整
- ・ 災害対策部局や自主防災組織、避難所運営管理者などへのペットの受入れに関する方針の周知と理解の促進

<解説>

自治体は、飼い主がペットと同行避難する事を前提とし、飼い主が避難所や応急仮設住宅で、適正な飼養管理が出来るように、指定避難所での受入れや応急仮設住宅でのペットとの同居などについて、体制を整備する必要がある。

検討すべき事項として、地域防災計画へのペットの受入れに関する記載や、指定避難所の管理者や応急仮設住宅の設置者との調整、必要な支援物資の備蓄などが挙げられる。

■ 指定避難所でのペットの同行避難者の受入れ

指定避難所の設置者や管理者は、飼い主がペットを連れて避難してくることを想定した対策を取っておく必要がある。そのため、指定避難所を選定する際に、ペットの飼養場所や飼養管理のルールも検討しておく、指定避難所におけるペットに起因した避難者からの苦情やトラブルを削減できる。また、発災直後の指定避難所の運営とペットの受入れ対策について、誰もがすぐに利用できる簡潔な指示書（スターターキットなど）を整備しておくといよい。このような指示書があることで、災害発生時にとるべき初動措置が効率的に整えられ、初動での混乱を最小限に抑えられる。

指定避難所は、動物が苦手な人や動物アレルギーを持っている人など様々な人が共同生活を送る場所であるため、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭いなどへの配慮が必要である。

これまでの災害時対応では、ペットの飼養場所を別に確保して、人が生活する場所と分ける方法や、ペット飼養者とペット非飼養者の生活場所を分ける方法などが採られているが、指定避難所の形態や、地域における人とペットとの関わり方などを考慮して、地域に合った方法を検討

する必要がある。



指定避難所へのペットの受入れにあたって検討が必要な事項の例

- 地域防災計画への、「指定避難所でのペット受入れ」に関する記載
- 指定避難所の設置者や管理者との間で、指定避難所でのペットの受入れに関する取り決めを検討するとともに、状況によっては、ペットの受入れを要請
- 指定避難所でのペットの飼養管理マニュアルの作成
- 必要な物資の備蓄
- 感染症対策

■ 応急仮設住宅でのペットとの同居

東日本大震災では、多くの自治体が応急仮設住宅でのペットの飼養を可とする方針を示したものの、実際にペットとの同居に結びつかなかった事例が多数みられた。その理由として、「他の入居者や応急仮設住宅の自治会での承認が得られなかった」、「応急仮設住宅での飼養ルールとして挙げられた室内飼いの規則にそぐわない犬（大型犬、室内に慣れていない犬など）を飼養していた」などがあげられた。したがって地域のペットの飼養状況に応じた応急仮設住宅での受入れ方針を検討する必要がある。

これまでの災害時対応では、室内飼いをペットと同居する際の条件とした例や、ペットの飼養者専用の応急仮設住宅を設置した例、応急仮設住宅の近隣にペットの飼養施設を設置した例がある。

鳴き声や糞尿など、応急仮設住宅で想定されるトラブルと地域の状況を考慮して、応急仮設住宅でのペットの飼養ルールを検討する必要がある。



応急仮設住宅へのペットの受入れにあたって検討が必要な事項の例

- 地域防災計画への「応急仮設住宅でのペットの受入れ」に関する記載
- 応急仮設住宅の設置者や管理者との間で、応急仮設住宅でのペットの同居に関する取り決めを検討するとともに、状況によっては、ペットの受入れを要請
- 応急仮設住宅でのペットの飼養ルールに関する検討
- ケージなど必要な物資の備蓄



東日本大震災での事例（問題点）

- 東日本大震災では、被災した自治体や他自治体からの被災者を受け入れた自治体において、避難所や仮設住宅でのペットの受入れに関する方針が無い、または受入れを認めない自治体もあり、避難所に入れず車両の中でペットと生活する被災者が生じる原因の一つとなった。
- 避難所や仮設住宅の設置主体となった市町村の担当部署と動物愛護管理部署との間で、ペットの受入れに関する取り決めのある自治体が少なく、「体制整備が必要」とする意見があった。



避難所や応急仮設住宅におけるペットの受入れ事例（要請文の発出）

新潟県（新潟県中越沖地震）

新潟県では、ペット同行避難者への対応依頼にかかる文書を発出。避難所の設置主体である市町村の動物担当、防災本部および避難施設管理

責任者に対して被災者のペット同行避難にかかる要望を伝え、家族の一員であるペットと暮らせるような配慮を求めた。

具体的には、関係者との話し合いにより、避難施設ごとにペット受入れの支障となる要因を一つずつ排除し、県（保健所）によるフォロー体制をとることでペットの受入れ体制を整えた。

熊本県（熊本地震）

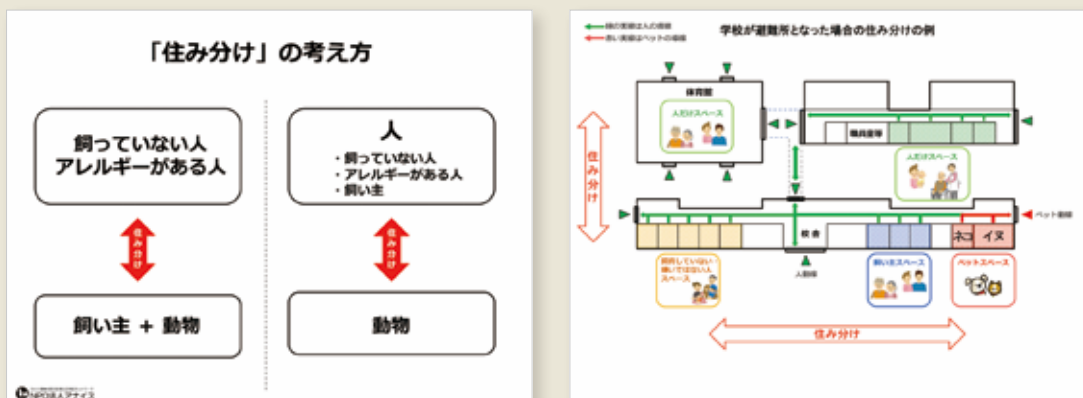
熊本県健康福祉部では、応急仮設住宅に関する説明会を開催し、熊本地震で被災した関係市町村あてに、応急仮設住宅において家庭動物の飼育を許可する環境を整えるよう要請文を発出するとともに、ケージなどの必要物資の支援やペットに関する相談体制など、熊本県等がおこなう支援内容を併せて連絡した。





住み分け避難の一例

避難所でのペットと人との「住み分け」は、避難者数や避難所内の状況に応じ、避難所運営本部とともに検討する。学校が避難所になっている場合には、基本的に授業再開に向けた運営が行われるが、体育館などの被害などにより校舎内の部屋が使用可能な場合には、居住区を分け、人と動物との動線を分離することで接点をできる限り最小限にする。



[資料提供：NPO 法人アニス]

●避難所内でのペットの飼養事例と提案

以下は過去に動物飼養スペースとして使用されていた場所や、災害発生時に動物飼養スペースとして想定される場所、また利用可能な物である。

- ① 倉庫などを利用
倉庫内の資材は移動して別の場所に保管し、係留できない動物などの飼養スペースとして利用
- ② 遊具を利用して犬を係留
- ③ 移動可能なサッカーゴールを横に倒して転倒対策を行い、ブルーシートなどで覆い雨除け風除けとして利用
- ④ 人の居住区から離れた場所に飼養テントやプレハブを設置
- ⑤ プールサイドや更衣室
- ⑥ 屋根や壁がある渡り廊下
- ⑦ 特別教室（普通教室は授業再開を優先）
- ⑧ 昇降口やホールの一部（ペット飼養スペースが決まるまでの一時避難）



出典：避難所のペット飼育管理
ガイドライン（静岡県）

その他、建物内廊下、建物内倉庫、自転車置き場、部室、屋外階段下、屋外渡り廊下、軒の深いテラスなど



「身体障害者補助犬」と避難所などへの同伴について

身体障害者補助犬とは、身体障害者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）で、身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬をいう。

身体障害者補助犬は、本ガイドラインが対象としているペットとは異なるため法律に基づいた対応が必要であり、国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、災害時に身体障害者が避難所などへ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、身体障害者補助犬を拒んではならないことが法律で定められている（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）。

ここでいう「同伴」とは、身体障害者を介助することを目的に付き添う（同伴する）ことと同様に、身体障害者補助犬が身体障害者とともにいることを言う。したがって原則として、身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず受け入れるべきである。

【身体障害者補助犬の種類と役割】



出典：厚生労働省「ほじょ犬 もっと知って BOOK」

盲導犬：視覚障害のある人が街なかを安全に歩けるようにサポートする。
 介助犬：肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートする。
 聴導犬：聴覚障害のある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導する。

【関係法令】

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）

施行日：平成二十八年四月一日

平成二十七年九月十一日公布（平成二十七年法律第六十六号）改正

【身体障害者補助犬について（厚生労働省）】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hojoken/index.html>

（５）必要な物資の備蓄・更新

＜実施項目＞

- ・ 災害時のペット対策に必要な物資リストの作成
- ・ 物資の備蓄
- ・ 動物関連企業・団体等との災害時の物資供給体制に係る協力関係の構築

＜解説＞

平時から、自治体が設置している動物愛護センターや保健所などにペットフードなどの備蓄品を用意しておくことが望ましい。災害時に、備蓄品だけでは不足する場合は、ペット災対協への救援物資を要請し、または独自に救援物資を募集して、不足した物資を調達する必要がある。

備蓄品や救援物資は、避難所などで支援が必要なところに配布するとともに、在庫を管理する。なお、届いた救援物資は仕分けされていない場合が多いことから、あらかじめ仕分け作業を効率的に行う方法なども検討しておく。また、災害対応が長期化するおそれがある場合は、あらかじめ検討しておいた、届いた物資の保管場所や中継地点の確保方法、輸送方法などを参考に、救援物資の募集と受入れを準備する。



平常における物資の確保の例

福島県（東日本大震災）

- 福島県では災害に備え、平成 18 年度から動物の救護に必要な物資の備蓄を行い、県内 5 箇所の保健所に分散して保理し、災害発生時に、被災地に配布する体制を整えていた。備蓄していた品目と数量は以下の通り。

ペットフード	ドッグフード	500kg	キャットフード	125kg
ケージ	50 台	(大 25 小 25)		
餌入れ・水入れ	50 本	(大 25 小 25)		
首輪、	50 本	(細 25 太 25)		
係留用チェーン	50 本	(細 25 太 25)		
動物保護用麻酔薬	セラクタール	500ml	ドミール	150ml
薬浴用水槽	5	(500 リットル)	アンチセダソ	150ml

（６）義援金の募集方法の検討

<実施項目>

- ・ 自治体や現地動物救護本部等による義援金募集の受付窓口、振込口座開設の検討

<解説>

迅速で円滑なペット対策をするには、ペットの飼養管理や物品の購入、動物救護施設の運営などのための資金が必要となる。

このため、被害の規模や救護活動の状況を踏まえ、自治体や現地動物救護本部等は義援金の募集窓口と振り込み口座を開設し、義援金の募集を開始する。自治体や現地動物救護本部等のウェブサイトや SNS などを利用して募集の告知をするとともに、関係団体や企業等のネットワーク、マスコミなどの協力を得て積極的に広報する。また、集まった義援金の収支管理を適切に行うとともに、ウェブサイトなどで義援金の使途を公表する。

大規模災害の発生時には、ペット災対協でも、義援金の募集を開始する場合がある。集まった義援金は、被災地のペット対策の支援を目的に、主に被災地の自治体や現地動物救護本部等、地方獣医師会等で利用される。



これまでの災害での事例1

熊本県（熊本地震）

- 熊本地震ペット救護本部では、インターネットなどを活用し広く一般からの義援金を募集し、義援金が集った。これらの義援金は被災ペットの健康相談、一時預かり時のフードや物資、避難所や仮設住宅などでのペット用ケージの提供、迷子ペットの飼い主探しなどの活動に活用され、支援寄附金の収支状況はインターネットを通じて公開した。なお、義援金の募集の開始は、震災後出来るだけ早期に行われることが望ましい。



これまでの災害での事例2

福島県（東日本大震災）

- 福島県動物救護本部では、義援金募集の公告の他に、PRを兼ねた貯金箱の飾りをウェブサイトで提供した。

- 被災した南相馬市の障害者支援施設と提携し、障害者支援施設で作成されたチャリティー缶バッジを販売した。売り上げは障害者支援と被災動物の飼育に係る費用の双方に充当された。



義援金募集などの公告（左上）とPRを兼ねた貯金箱（右上・下）

総説

本編I
本編の位置づけ

本編II
飼い主への普及啓発

本編III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編V
参考事項

資料編

2 災害発生時の初期対応（発災当日～翌日）

（１）避難者対応（避難の誘導・呼びかけ）

＜実施項目＞

- ・ 市区町村が実施するペット同行避難者の避難所への避難誘導の支援
- ・ 被災地市区町村へのペットの避難や救護に係る指導助言

＜解説＞

避難指示が出された際に都道府県等は、避難を誘導する市区町村の担当部署と連携して、ペットの飼い主に対して、人間の安全を確保した上で、ペットを連れて避難行動をとるように呼びかける。

避難行動の原則は、飼い主の安全を確保した上での同行避難とする。ただし、堅牢な建物などである場合、在宅避難を推奨している自治体もあるので、避難の呼びかけは、その時に取りうる最善の避難方法になるように十分に注意する。

また、飼い主が外出中でペットと離れている場合や、ペットが逃げだして見つからないなど同行避難が困難な場合には、飼い主の安全を確保するため、ペットを同行することよりも、飼い主が避難することを優先するように呼びかける。



事例

活動内容の事例

仙台市

仙台市では「仙台市避難所運営マニュアル 活動編」を作成し、災害発生時の避難から避難所運営にかけての基本的な流れを示している。

このマニュアルでは、災害発生初期の対応として、声かけや安否確認など地域での助け合い（共助）を行うとともに、市職員や地域団体（町内会など）、避難施設管理職員などは、率先して避難者に呼びかけることとしている。

また、避難所運営にあたり、ペットスペースの確保やルールの周知など、ペット連れ避難者への対応についても記載している。



仙台市避難所運営マニュアル活動編
[資料提供：仙台市]

（２）被害状況の把握

＜実施項目＞

- ・ 被害状況の把握
- ・ 災害時協定の締結先や関係団体等との連絡体制の確保
- ・ 初動要員の確保
- ・ ペットと特定動物に関する情報の収集

<解説>

初動では、被災者の救出や救助活動が最優先となるが、以後のペットの災害対策を見据えて、状況を把握するとともに、協定の締結先や国・市区町村等の関係団体等との連絡体制を確保し、確認しておく。



被害状況把握及び連絡体制の例

徳島県

徳島県では、災害の発生初期に「動物愛護管理センター」が各保健所や市町村、愛護推進員などからの情報を集約し、安全衛生課に報告する連絡体制を構築し、図上訓練において役割の確認、課題の検証を行っている。

【 実施事項 】

- ・ 県内の被害状況の把握
- ・ ペット、特定動物関係の情報収集と把握
- ・ 関係機関、団体との情報共有と連絡体制の確保
- ・ 動物愛護推進員、登録ボランティアへの連絡と状況確認



今後の「ペット 救護活動方針」についての協議

連絡体制の例

災害時ペット救護「広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練」（徳島県）資料
[資料提供：徳島県]

（３）現地動物救護本部等の設置の検討

<実施項目>

- ・ 現地動物救護本部等の設置の要否の判断
- ・ 構成要員の確保

<解説>

災害が発生した際には、災害の規模や被災状況などを勘案して、自治体や地方獣医師会等が現地動物救護本部等の設置の可否を判断する。平常時の申し合わせにより現地動物救護本部等を設置した場合、自治体または現地動物救護本部等の長は、速やかに構成団体に通知し、初動要員の確保などを要請する。各構成団体は、各団体と連携し、あらかじめ定めておいた各団体の役割に沿って動物救護活動に当たる。被災状況により構成団体による要員の確保が困難な場合には、災害時相互応援協定の締結先等に要請し、要員を確保する。



現地動物救護本部設置の検討

徳島県

徳島県では、災害の発生初期に「安全衛生課」が動物愛護管理センターからの状況報告を受け、災害対策本部へ随時報告するほか、環境省・厚生労働省・ペット災対協へ情報を提供し、連絡体制を確保する。また、「徳島県動物救護本部」を設置する場合には、本部会議開催までに、情報収集と整理、関係団体との連絡・調整に努め、今後、広域的な支援・受援体制が取られるように準備するとしている。



災害時ペット救護「広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練」(徳島県) 資料
[資料提供：徳島県]

(4) 飼い主（ペットの飼養者）への支援

<実施項目>

- ・ 安全な避難場所への誘導
- ・ 負傷動物への獣医療の提供
- ・ 動物の一時預かり
- ・ 物資支援

<解説>

飼い主とペットの安全を確保するため、自宅が危険だと判断して避難所に避難してきた飼い主に対し、避難所にすみやかな受入ができるように市区町村の担当者を介して誘導する。負傷動物に対しては、現地動物救護本部等の支援活動として、獣医療を提供する。また、一般的な飼養用品は、支援物資として提供する。ただし医薬品や特別食などの、入手が難しいものについては飼い主が平常時に準備しておく必要がある。

避難所での飼養が困難な場合、また飼い主の体調が崩れ入院の必要などが生じた場合には、一時預かりなどの支援を行う。



事例

一時預かり支援の例

熊本市（熊本地震）

熊本市では、入院などでやむを得ず避難所での飼養が困難になった飼い主への緊急対応として、協力機関でのペットの一時預かりを実施した。一時預かりは、熊本市動物愛護センターを通じて受入れ対応を行い、協力機関が飼養した。



市役所や避難所に掲示した
「一時預かりのお知らせ」の
ポスター

(5) 放浪ペットへの対応

<実施項目>

- ・ 放浪ペットの保護と保管
- ・ 負傷動物の治療
- ・ 飼い主探しと返還

<解説>

飼い主とはぐれたり、自宅から逃げ出してしまった動物の保護と保管、返還については、平常時に対応を検討しておき、その検討結果に従って実施する。

発災直後に自治体が収容した放浪動物等の保管先がない場合に備え、保健所などでの保管や、動物救援本部の構成団体（地方獣医師会や動物愛護団体）等による一時保管も視野に入れる。

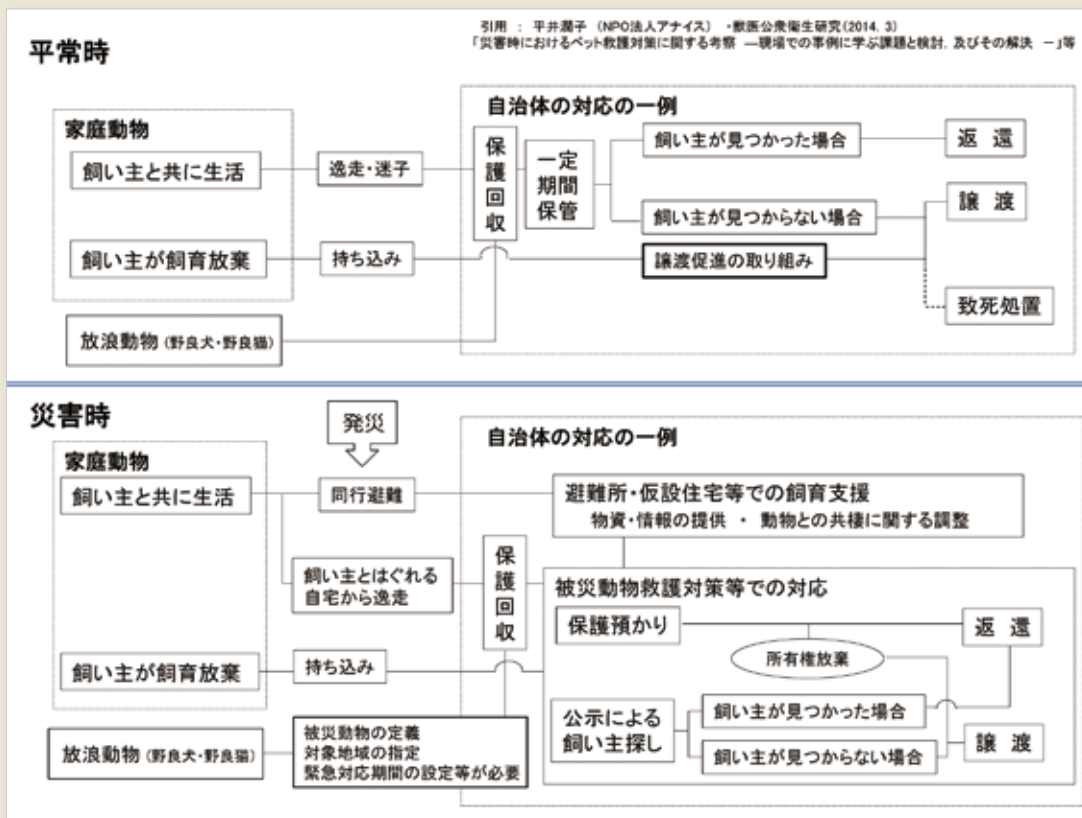
なお、飼い主がいる逸走動物と、もともとその地域にいる野良犬や野良猫との区別がつかない場合や、負傷などにより攻撃性が高まっている状態での保護に関しては、専門家による対応が必要となることから、事故防止のためにはボランティアだけによる積極的な捕獲は行わないように注意する必要がある。



コラム

平常時と災害時における放浪動物への対応例（参考）

平常時の放浪動物と、災害発生時の放浪動物とは対応の流れが異なることを関係機関に周知しておく。局地的な災害が生じた場合、同一県内においても被害状況に差があることから、被害規模に応じた被災ペットの定義や対象地域の指定、緊急対応期間の設定などの条件を検討する必要がある。この検討により、被害が大きかった地域で飼い主からはぐれ放浪するペットと、被害が生じていない地域にもともといる野良犬や野良猫への対応とが整理できる



[資料提供：NPO 法人アニス]

3 災害時のペット対策（2日目以降の緊急対応）

（1）ペットに関する情報窓口の一元化

<実施項目>

- ・ ペットに関する相談窓口の設置と運営
- ・ 対応要員、連絡体制の確保
- ・ 相談窓口の連絡先の周知（各避難所管理者、市区町村担当、在宅避難者）
- ・ 被災者と避難動物に関する情報収集
- ・ 情報の整理と提供（各避難所管理者、市区町村担当、関係団体、報道機関など）

<解説>

自治体または現地動物救護本部等は、災害時のペット対策に関連する問い合わせを受ける相談窓口を設置し、情報収集と発信を一元化することが望ましい。この窓口は、自治体の動物愛護センター等の他、地方獣医師会が現地動物救護本部等の事務局である場合は、地方獣医師会に置くことも考えられる。また、発災後、しばらくの間は、休日等であっても問い合わせや情報収集に対応できる要員の確保が必要である。相談窓口の設置後、その連絡先は、飼い主や避難所の管理者、市区町村等に周知する。

相談窓口は、各避難所でのペット同行避難者の避難状況や在宅避難者の状況、それぞれの避難先でどのような支援が求められているのかなどについて正確な情報を収集するとともに、自治体等による支援内容や指定避難所における飼養方法の指導、ペットの一時預け先などの情報を提供する。また確定した情報を、ウェブサイトなどを通じて発信する。

なお、被災地の自治体等による相談窓口の設置や運営が困難な場合は、広域支援での枠組みによる対応を要請する。

<収集する情報の例>

- ・ 同行避難者の避難状況（避難者の氏名、ペットの種類、頭数）
- ・ 必要な支援内容や支援物資、数量と支援が必要とされている期限
- ・ その他情報提供を行うのに必要な情報

<提供する情報の例>

（避難所向け）

- ・ 避難所管理者等と連携し、避難所でのペットの飼養場所や飼養ルールを提示
- ・ 同行避難者へのペットの預け先についての情報提供

（関係団体向け）

支援が必要な物、人、場所、期限、数量についての情報

（社会全般向け）

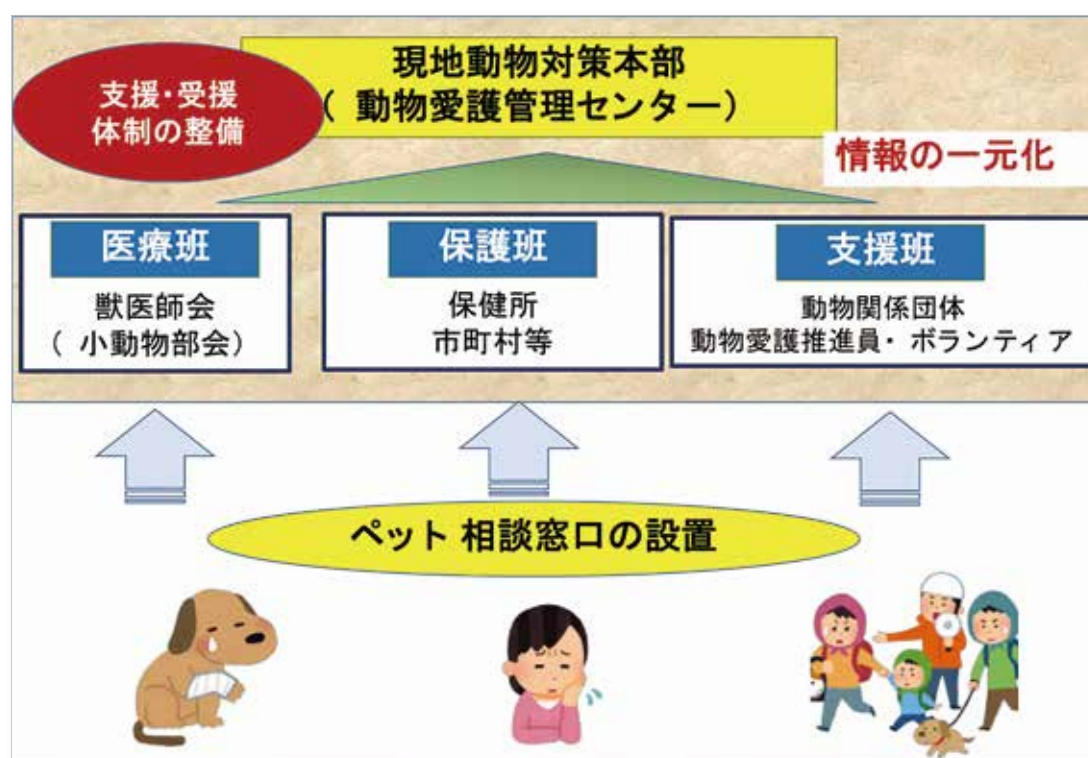
- ・ 現段階で把握している状況
 - ・ 今後の予定
- 必要な支援や注意の喚起（現地活動を妨げないように、現地への問合せを控える、回線を塞がないようにアナウンスするなど）



ペット相談窓口の例

徳島県

徳島県では、ペット相談窓口を現地動物対策本部（動物愛護管理センター）とし、情報の一元化を図り、受援体制作りとして情報を整理し、支援が必要な事項をまとめている。



[資料提供：徳島県]



情報収集の例

熊本県（熊本地震）

九州沖縄各県市職員が県管轄の避難所を巡回し、ペット飼養者にヒアリングを行い、情報を収集した。

【ヒアリング項目】

- ・ 飼育している動物の種と頭数、避難理由、同行避難の時期、物資支援の要 / 不要、獣医療の要 / 不要、一時預かりの希望、仮設住宅におけるペット同居の希望、その他



九州沖縄各県市職員によるヒアリングの様子

熊本市（熊本地震）

熊本市獣医師会や熊本市動物愛護センター職員による避難所巡回調査を行ったほか、動物愛護推進員が独自のネットワークで各避難所を分担して巡回調査し、情報を共有した。



熊本市獣医師会、動物愛護推進員による巡回調査



情報提供の事例

岩手県（東日本大震災）

岩手県災害時動物救護本部では、ペットの保護（一時預かり）や行方不明動物の照会に関する連絡先、震災でケガをしたペットの治療についてなどの様々な相談窓口となる連絡先を記載したチラシを作成し、各避難所に配布した。



（２）関係団体等との連絡調整と支援の要請

<実施項目>

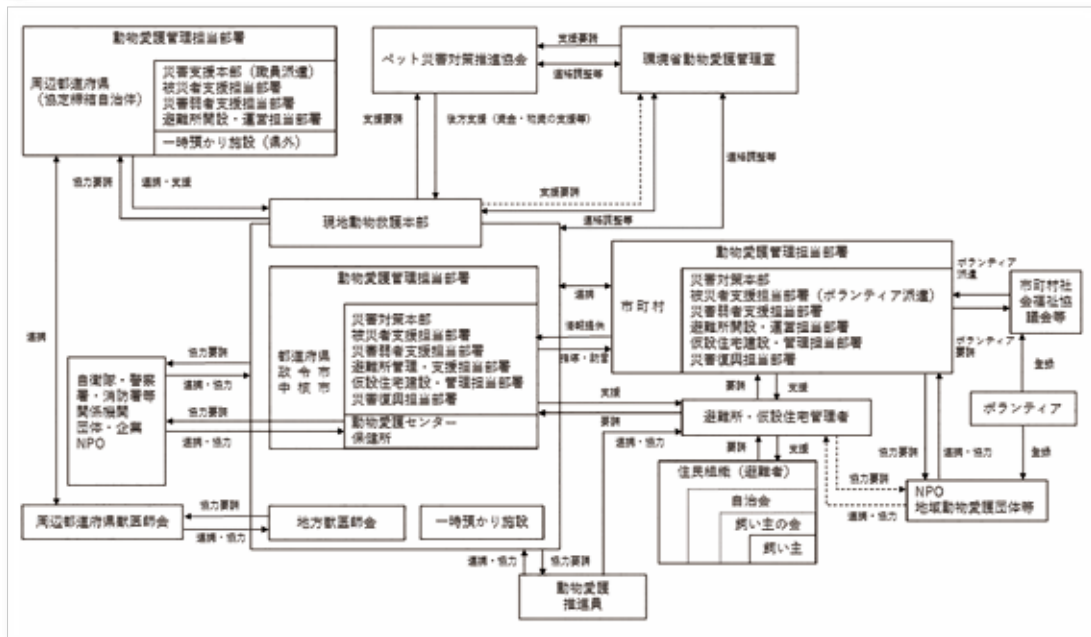
- ・ 相談窓口での情報収集と整理
- ・ 災害時協定の締結機関や支援団体への支援要請
- ・ 備蓄品や支援物資の配布
- ・ ボランティアの要請と受入
- ・ 義援金の募集

<解説>

自治体や現地動物救護本部等は、ペット相談窓口で収集した必要な支援内容の情報を整理し、関係団体等と調整して支援を要請する。必要とされる支援は、災害が発生してからの時間の経過に伴い変化することから、必要な時期に必要な支援が出来るよう、情報の伝達体制を整え適宜要請する。



災害発生時における連携体制の例



出典：災害時におけるペットの救護対策ガイドラインより
「災害発生時における連携体制」を改訂

(3) 負傷動物や放浪動物等の保護が必要な動物への対応

<実施項目>

- ・ 負傷動物の救護
- ・ 放浪動物の保護・収容
- ・ 飼い主からの依頼に基づく一時預かり
- ・ 飼い主への返還
- ・ 新しい飼い主への譲渡
- ・ 必要に応じ、動物救護施設を設置・運営

<解説>

災害の発生時には、ペットが負傷することや、飼い主とペットがはぐれてしまうことが想定される。負傷動物を発見した場合は、速やかに保護・収容し、必要な治療を行う必要がある。また、放浪動物の保護は、人とその財産への危害防止の観点からも重要である。こうした措置や飼い主への返還、飼い主からの一時的な預かりなどは、自治体等が中心となって実施する。

参照：「本編V参考事項1 負傷動物、放浪動物等の保護が必要な動物への対応について」

総説

本編I
本編の位置づけ

本編II
飼い主への普及啓発

本編III
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編IV
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編V
参考事項

資料編



動物救護施設の形態

■ 既存の施設を利用した例

仙台市（東日本大震災）

仙台市では、仙台市動物管理センターや動物病院などの既存の施設で負傷動物や逸走動物の保護や収容をしたため、新たな動物救護施設の設置にまでは至らなかった。



仙台市動物管理センター

■ 既存施設の敷地内に設置した例

宮城県（東日本大震災）

宮城県動物愛護センター敷地内のドッグランの場所に、新たに県災害動物保護センターを設置し、保護された動物を収容した。



宮城県災害動物保護センター

■ 新たに場所を選定し設置した例

いわき市（東日本大震災）

いわき市では、民有地を借り上げ、いわき市ペット保護センターを設置した。他市から避難した被災者のペットも受入れ、飼養管理は飼い主とボランティアが実施した。



いわき市ペット保護センター

4 避難生活での飼い主支援

(1) 物資の支援

<実施項目>

- ・ 相談窓口での必要物資の情報収集と整理
- ・ 救援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整

<解説>

平常時に自治体の動物愛護センターや保健所等に備蓄したペットフードなどの保管状況を確認し、相談窓口での情報収集を通じて得られた情報をもとに、指定避難所などへの配布計画を立てる。

また、避難生活が長くなると、飼い主が持参してきたペットフードなどだけでは物資が不足する。自治体等は、指定避難所への定期的な巡回や、避難所の管理者等からの定期的な情報収集を通じて、各避難所で必要な救援物資を把握して、その確保に努める。

また、必要な救援物資の調達について、ペット災対協や広域支援に係

る協定締結の自治体、環境省等と調整する。

平常時に、救援物資を受け入れることを想定して、届いた物資の保管場所、中継地点、運搬方法などを検討しておき、その結果に基づき、救援物資の受入れを行う。個人等からの支援物資については様々な物資が混在していることから、物資の区分け、整理などに人員を要することに留意する。

また、被災地での運搬手段や保管場所は平常時に比べて大幅に不足することが想定されるため、広域支援の一環として、近隣の自治体等において、救援物資をいったん集積し、被災地で必要な物資を把握・整理の上で、近隣の自治体等が被災地の動物愛護センターや保健所に運搬することも検討する。



事例

避難所での対応事例（物資の配分）

岩手県（東日本大震災）

物資の配分に関しては、ペット飼養者が多い避難所で、避難所管理者ではなく飼育者の一人が調整役となり、広域振興局保健福祉環境部・センターからの物資配布の窓口になった事例もあった。

また、ペットを飼養している自宅避難者同士でネットワークができた地域では、希望物品を取りまとめて、直接、広域振興局保健福祉環境部・センターに取りに来るなど、効率的に物資を提供できる体制が構築された。



支援物資（大船渡保健所）



避難所への配布（岩手県獣医師会）

(2) 飼い主の飼養環境整備のための支援

<実施項目>

- ・ 被災市区町村の指定避難所等でのペットの飼養に係る指導助言

<解説>

(避難所での飼養)

自治体や現地動物救護本部等は避難所の管理者等に対し以下の支援や助言をする。

- ・ 避難所の管理者等は、避難所運営規定に則り、ペットの飼養方法を決定し、ペットの同行避難者に対し説明する。ペットとの同居または住み分けなどについては、各避難所のルールに従い、ペットの世話は飼い主が自ら行う。なお、障害のある方が同伴する身体障害者補助犬[※]はペットとして扱わず、要支援者の支援として考える。飼養方法を定めていない場合や不測の事態が生じた場合には、避難所の形態、ペットの同行避難者とペットの数、季節・気候などを考慮して、飼養スペースや飼養方法を決定する。
- ・ 飼養スペースの決定に当たっては、ペットを飼養していない避難者との動線が交わらないよう配慮することで、ペットに関する苦情やトラブルの軽減に努める。
- ・ 犬や猫などの動物がひと所で生活することは、ストレスを増大させる原因となるため、可能な限り動物を区分して飼養することが望ましい。
- ・ 避難所でのペットの飼養に起因した苦情やトラブルの原因には、鳴き声、臭い、毛の飛散、糞尿の処理などが挙げられる。避難所で、人とペットが秩序ある共同生活を営むためには、飼い主自身がペットの適正な飼養に努めるとともに、飼養ルールや衛生管理の方法などについて飼い主に説明すると共に、「飼い主の会」等を立ち上げるように支援して、飼い主が相互に協力して、飼養スペースの衛生管理や、ペットを適正に飼養するように促す。

※身体障害者補助犬：「身体障害者補助犬法」で定義される盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

(在宅避難：自宅での飼養)

飼い主とペットが自宅に留まる在宅避難の場合は、支援物資や情報入手するために、必要に応じて指定避難所などに行くように呼びかける。

避難所では在宅避難者の状況を把握した上で、物資の配分や告知の方

法などを工夫し、避難所での対応との間に違いが生じないように配慮する。

飼い主が避難所に避難し、ペットを自宅で飼養する場合は、避難所から自宅に世話をしに通う方法もある。ただし、二次災害の危険がある場合は、この方法を避けるように注意を促す。

（車の中での飼養）

在宅避難と同様に、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所などに取りに行くよう呼びかける。飼い主はエコノミークラス症候群や熱中症に注意が必要である。ペットも熱中症になるため、ペットだけを車中に残さない。やむを得ず残すときは、車内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておくことなどを説明する。また長時間車から離れる場合には、ペットを放置せずに別の安全な場所に移動する。

（その他）

避難所での飼養が困難な場合や、飼い主の事情により飼養出来ない場合には、被災していない地域の親戚や友人などの中から一時預け先の確保に努めるよう呼びかける。その他自治体の収容施設や動物病院、民間団体等に一時的に預ける場合もあるが、この際は付帯条件や期間、費用などを確認し、誓約書を取り交わすように説明する。



ペットの飼養に係る指導助言の例

熊本県（熊本地震）

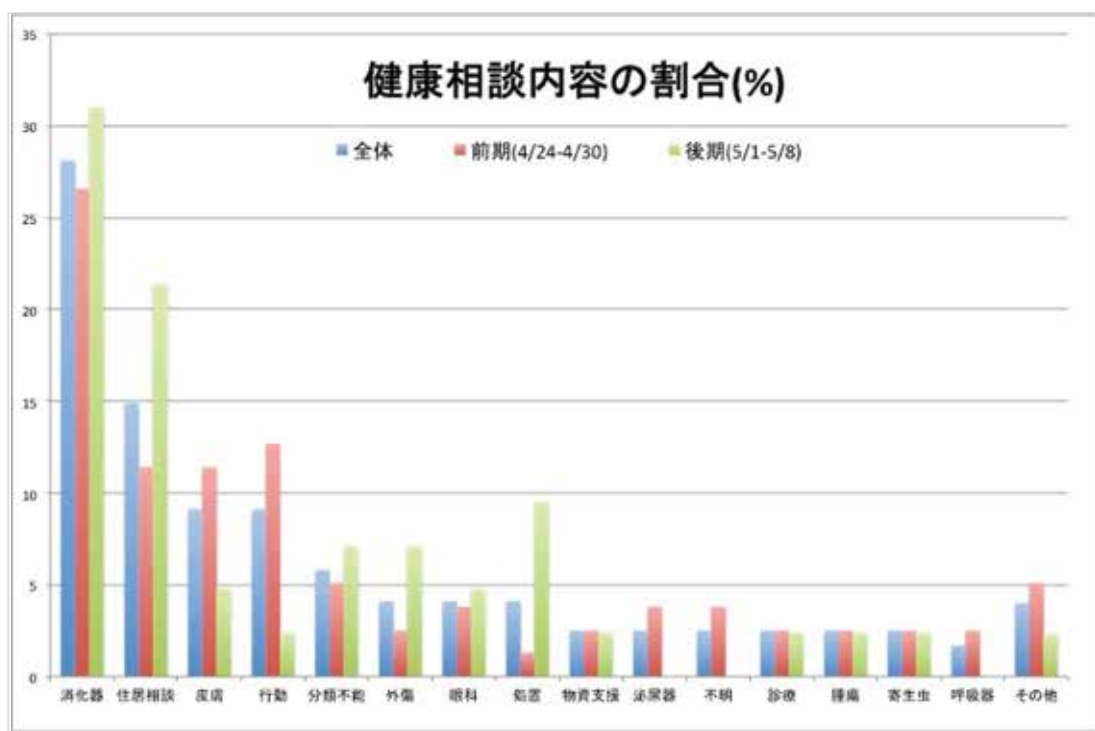
熊本地震においては、避難所（益城町総合体育館・西原村）や熊本市役所、グランメッセ熊本（益城町）にペットの健康相談コーナーを設け、熊本県獣医師会、日本獣医師会から人員支援として派遣された獣医師、福岡 VMAT、宮崎大学や鹿児島大学から支援に参加した獣医師、動物看護師などにより、ペットの健康管理に関する相談や、治療可能な動物病院の紹介の他、支援情報の提供を行った。

相談内容は全期を通じ、消化器（ストレス性の食欲不振、嘔吐、下痢）、

眼科、物資支援に関する相談が多く、発災初期（4/24～4/30）では皮膚（継続治療中の外耳炎）や行動（震える、余震の度に怖がる、飼い主から離れない、家に入りたがらない、など）に関する相談、その後（5/1～5/8）は住居相談や外傷、爪切りなどの処置に関する相談が増えた。



ペット飼養相談コーナー（熊本産業展示場グランメッセ熊本）



[資料提供：公益社団法人福岡県獣医師会 災害時動物救護対策委員会]



事例

避難所での対応事例 (人とペットの居住場所を区分する方法)

人とペットの居住場所を区分する方法としては、「避難所内の一角をペット飼育用スペースとする方法」や「避難所敷地内にプレハブなどを設置してペット飼育用スペースとする方法」などがある。

埼玉県（東日本大震災）

- 埼玉県加須市では、「旧騎西高校」を避難所として、福島県双葉町の住民約 1,400 人を受入れた。
- 動物愛護団体、動物愛護推進員、双葉町役場関係者、加須市及び埼玉県の連携により、敷地内の弓道場を利用してペット専用の飼育施設を設置したほか、動物愛護団体の善意により施設内にエアコンが整備された。



「旧騎西高校」敷地内の弓道場を利用した動物専用の飼育施設

新潟県（東日本大震災）

- 新潟市西総合スポーツセンターのゲートボール場をペット用避難施設として利用した。
- ペット飼育スペースを区分し、ペット用避難施設の設置、犬の係留、ケージ内飼育、飼養環境の清掃などを飼養条件とすることで、動物を飼養していない避難者のストレスにならないよう配慮した。



新潟市避難所の動物用避難施設（新潟市西総合スポーツセンター）

郡山市（東日本大震災）

- 郡山市では、避難所敷地内にペット専用施設を建設し、人とペットのスペースを区分することにより、ペットと一緒に生活したい飼い主とペットを飼養していない避難者の双方に配慮した。



避難所の動物収容施設（郡山市）

益城町（熊本地震）

- 熊本地震の際にもっとも避難者数の多かった益城町総合体育館において、国と町、指定管理者、NPO が連携して、ペット専用の飼育スペースを整備した。
- 施設の規模は、ペット飼育専用施設としての冷房付コンテナハウス3棟、物品管理用コンテナハウス1棟、ケージ50基、屋根付きドッグラン。
- 一定期間の経過後は、他の避難所や町外の人々のペットの一時預かりも実施した。
- 飼い主による自主管理を基本とし、NPO が運営を支援した。



避難所のペット専用飼育スペース（益城町総合体育館）



事例 避難所での対応事例 (飼養者と非飼養者との空間的区分)

いわき市（東日本大震災）

- スペースの確保できる避難所（学校の教室など）では、ペット飼養者と非飼養者の生活スペースを教室ごとに分ける等で区分した。

大船渡市（東日本大震災）

- ペットと避難者が同じ空間で生活する体育館などの避難所では、非飼養者からペットの臭い、鳴き声、被毛の洗濯物への付着に関する苦情があった。そのため、避難所内に仕切り板を設置し、飼養者と非飼養者の住み分けをした。また、ドーム型テントを利用して生活スペースを空間的に区分するなどの対応をとった。



避難所の状況（大船渡市第一中学校）



事例 避難所での対応事例（車中避難）

車中避難について

- これまでの災害では、避難所にペットを入れられないため、自家用車の中で人とペットと一緒に生活する事例がみられたほか、プライバシー確保や余震による建物崩壊の危険回避などの理由から、車中での避難を選択する事例もみられた。

- 車内のように狭い空間で長時間じっとしていると、人が「エコノミークラス症候群」になる危険性があるとともに、夏の場合は、人もペットも「熱中症」になるおそれがあるため、十分に注意が必要である。



犬と車中泊による避難（東日本大震災：仙台市）



避難所での対応事例（ルール・マナー作り）

仙台市（東日本大震災）

- 仙台市では、ペットの飼養数が多い地域で、「ペットの会」が自発的に発足した事例がある。飼い主からしつけ教室を開催して欲しいとの要望が有ったため、外から講師を呼び、しつけ教室を開催したのがきっかけとなった。糞拾い運動も、始めはボランティアが実施していたが、飼い主がやるべきことと気づき、飼い主も拾うようになった。
- 仙台市では飼養者向けに避難所での飼養ルールを配布した。



避難所でのルール（仙台市）

(3) 動物由来感染症の予防

<実施項目>

- ・ 日頃からのペットの健康管理に係る指導
- ・ 避難生活でのペットの健康管理に係る指導
- ・ 地方獣医師会との連携（災害時のペットの診察について）
- ・ 動物由来感染症を予防するための衛生管理に係る指導

<解説>

ペットを飼養している飼い主は平常時からペットの健康管理に注意し、予防接種を実施するとともにノミなどの外部寄生虫を駆除し、トリミングなどを行うことで健康や衛生を確保する必要がある。健康や衛生が確保されていないペットは、感染症対策などの観点から、指定避難所や応急仮設住宅、動物救護施設や一時預け先などでの受入れが出来ない可能性があることも留意しておく必要がある。

また、避難時には通常時と違う環境（指定避難所、応急仮設住宅、動物救護施設、一時預け先など）でペットが生活することを考えると、免疫力が低下するとともに、他のペットとの接触が多くなることから、自治体は、ペットの感染症のリスクが高まることに留意する必要があることを周知しておく必要がある。

そのため、飼い主がペットの健康状態に異常を感じた際には獣医師の巡回診療や提携動物病院での診察がスムーズに受けられるように、自治体と地方獣医師会との間で災害時における協定等を結んでおくことが望ましい。また、協定等を結んでいない場合には地方獣医師会への支援要請内容について事前に共通認識をもっておく必要がある。

ペットの感染症罹患対策と同時に、人への罹患対策も必要となる。

避難所においては、人もストレスにより免疫力が低下し、断水で手洗いが行えず、空調も機能しない中で、温熱環境も維持できずに衛生環境が悪化する。更にペットもストレスや恐怖により平時とは異なった反応（攻撃行動など）を示す可能性がある。

日常生活の中では問題のない接触が、災害の発生時には平時と異なり、咬傷やひっかき傷に繋がる可能性が高まるため、十分に注意することが必要である。



ペットも守ろう！防災対策

備えよう！いつもいっしょにいたいから

ペットの健康管理と応急処置

感染症の予防は日頃から

避難所には人だけでなく、多くの動物も集まります。非常時は衛生状態や栄養状態が悪くなり、ストレスで免疫力が低下することもあります。感染症の発生を防止するため、日頃から、ノミやダニなど寄生虫の駆除や予防、感染症の予防は必ずしておきましょう。預けることになっても、感染症予防をしてあることが条件の場合もあります。



避難生活での健康管理

災害は動物にも大きなストレスをあたえます。避難所など馴れない環境では体調も崩しがちですので、いつも以上に健康状態に注意しましょう。特に猫は具合が悪いことを隠そうとするため、よく観察してください。獣医師の巡回診療を利用するなど、異常を感じたらできるだけ早く診察を受けましょう。

日常の健康チェックのポイント

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> □食欲(食べない、ムラがある)や飲水量(多い、少ない) □嘔吐の有無、回数、吐いたものの形状 □便(下痢や便秘、血便)や尿(多い、色が濃い、血尿)の状態、回数 □呼吸の様子、咳、くしゃみ、鼻水 □眼やに、眼の状態(赤い、腫れている、涙が多い) | <ul style="list-style-type: none"> □体温(首筋から腹部や耳など毛のない部分を触って体温を覚えておきましょう。正確には体温計で直腸温を測ります) □脈拍(後脚の付け根に指をあてて測ります) □歩き方(ふらつき、斜傾) □脱皮症状(背中など皮膚をつまんで放しても戻らない) |
|---|--|

緊急時の応急処置

●動物の運び方

動物の意識がないときは、息ができるよう首の角度に注意しながら、毛布などの丈夫な布や平らな板に乗せて運びます。動物をゆすったり必要以上に動かさないようにします。普段はおとなしくても、痛みや興奮などで咬みつくことがあります。布でくるむなどの対策をとり、なるべく患部を動かさないように運びます。



●骨折や打撲

痛がっても傷口がない場合はまずは患部を冷やし、動かさないようにします。明らかに変な向きに曲がっていたり、異常に腫れているなど、骨折が疑われるときは元に戻そうとしないようにしましょう。

●ケガ(止血)

出血があまりないときは、まずは傷口の汚れを流水で洗い流します。水がない時はできるだけ汚れを取り除きます。出血があるときは、乾いたきれいな布で傷口を直接強く押さえます(直接圧迫止血)。包帯やハンカチできつく巻くことも同様の効果があります。



●やけど

速やかにきれいな流水で患部を5分以上冷やします。水がない時は、冷やした布をこまめに替えて冷やします。全身または広範囲のやけどの場合は、水をためた浴槽につけたり水に浸したタオルで全身を包むようにして冷やします(低体温にならないよう注意)。皮膚が赤く腫れたり水ぶくれができてきている場合は、冷やした後に傷口をラップなどで包んで、病院に運びます。

●熱中症

体が異常に熱い、息が荒い、舌が異常に赤い、意識がない、意識があっても倒れたまま動かないなどがみられ、命に関わります。速やかに涼しい場所に移動し、体に水をかけ、後頭部、足先、首、脇、後ろ足の付け根を重点的に冷やします。体温が下がっても脳や内臓に障害がおこることがあるので、速やかに病院に運びます。





動物由来感染症—ハンドブック 2017

こんなことに注意しまし ょう

日常生活で注意すること

犬の予防注射と登録等

飼い主には狂犬病予防法で飼い犬の登録と飼い犬への狂犬病予防注射、鑑札と注射済票の装着が義務付けられています。この相談は最寄りの市町村等の窓口へ。



過剰な触れ合いは控えましょう

細菌やウイルス等が動物の口の中やつめにいる場合があります。口移しでエサを与えたり、スプーンや箸の共用は止めましょう。動物を布団に入れて寝ることも、濃厚に接触することになるので要注意です。



動物の身の回りは清潔にしましょう

飼っている動物はブラッシング、つめ切り等、こまめに手入れをするとともに寝床も清潔にしておきましょう。小屋や鳥かご等はよく掃除をして清潔に保ちましょう。タオルや敷物、水槽等は細菌が増殖しやすいので、こまめな洗浄が必要です。

砂場や公園で遊んだら、必ず手を洗いましょう

動物が排泄物を行いがちな砂場や公園は注意が必要です。特に子供の砂遊び、ガーデニングで草むしりや土いじりをした後は、十分に手を洗いましょう。また、糞を見つけたら速やかに処理しましょう。

動物にさわったら、必ず手洗い等をしましょう

動物は、自身には病気を起こさなくても、口に病気を起こす病原体を持っていたり、動物の毛にカビの菌糸や寄生虫の卵等がついていることがあります。また、知らないうちに動物の唾液や糞尿に触れたり、傷口等にさわってしまうこともあるので、動物にさわったら必ず手洗い等をしましょう。



糞尿は速やかに処理しましょう

糞尿が乾燥すると、その中の病原体が空気中を漂い、吸い込みやすくなります。糞尿に直接ふれたり病原体を吸い込んだりしないよう気をつけ、早く処理しましょう。

野生動物の家庭での飼育や野外での接触は避けましょう

野生動物はどのような病原体を保有しているのかわかりません。野生動物にはむやみに触らないようにしましょう。また、野生動物保護の観点からも、野生動物の飼育は避けましょう。なお、野生動物の肉や内臓(ジビエ)を食べる場合は、生食をせず、中心部までしっかり加熱しましょう。

室内で鳥を飼育する時は換気を心がけましょう

羽毛や乾燥した糞せつ物、塵埃等が室内に充満しやすくなります。ケージや室内のこまめな清掃のほか、定期的に換気に努めましょう。



(厚生労働省健康局結核感染症課作成)

(4) 一時預かり体制の整備・対応

<実施項目>

- ・ 飼い主からの依頼に基づく一時預かり体制の整備

<解説>

やむを得ない事情でペットを飼養することができない飼い主から依頼があった場合、期間を定めて一時預かりをする。一時預かり先は、動物救護施設、動物病院、動物愛護団体及び個人ボランティア宅での預かりなど、状況に応じた体制を確保する。ペットを受け入れる際には個体識別処理を施し、識別マニュアルなどにより確実な個体管理を行う。またペットを預かる場合には、預かり期間、連絡先などを文書により明確にしておくが、その際に、飼い主と離れ、慣れない場所での長期の生活がペットにとっては多大なストレスとなることを理解してもらい、できる

限り早期に引き取るよう飼い主に説明する。飼い主とはこまめに連絡を取り、返還に向けた受入れ準備の状況や意思を確認する。さらに飼い主と連絡が取れない場合や、飼い主が飼養できなくなる状況なども想定し、関係団体と連携して新たな飼い主への譲渡体制も整えておく必要がある。

参照：「本編Ⅴ参考事項２ 動物収容施設を設置する場合の留意点等について」



飼い主への一時預かりの事例

東京都（東日本大震災）

- 一時預かりの動物については、飼い主に対するアンケートにより、今後どうするのかを聞き取った（回答期限を設けて実施）。
- なお、一時預かりを行う際に、預かり期間には限度があることを十分に説明した。
- 契約の更新時に、飼い主の飼養継続に係る意思確認を実施した。

熊本県（熊本地震）

- （一社）九州動物福祉協会が管理する熊本地震ペット救援センター（大分県九重町）において、ペットの長期一時預かりを実施した。
- （一社）九州動物福祉協会は、同センターでの受入れ体制が整った時点で熊本地震ペット救護本部の構成団体となり、受入れの窓口は同本部が務めた。



一時預かりのお知らせ（能本県・能本市）

(5) ボランティアの要請と受入れ

<実施項目>

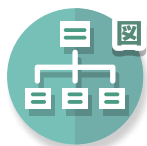
- ・ 相談窓口による必要なボランティアの情報収集と整理
- ・ 協力が必要な活動内容、人材とその人数、活動場所や期間などを整理して募集
- ・ 独自にボランティアの登録制度を設けている場合には、登録リストを基に登録者に協力を要請

<解説>

自治体や現地動物救護本部等が、避難所での支援にボランティアの協力を求める場合は、受付窓口を設置し、それぞれの役割とその活動内容、行動規範を明確にした上で募集し、ボランティアの配置と役割を指示する。なお協力の要請に当たっては、あらかじめ被災地周辺の安全確認、人員体制、活動内容、持参物資リストなどを把握する。

動物愛護団体等の民間団体が独自にペット支援活動を行う場合も、必ず、自治体や現地動物救護本部等に登録し、避難所運営本部の了解を得て活動する。また、保護動物数や保護した場所を報告し、被災地外に動物を持ち出す場合は動物数や行先などを報告するように指示する。

なお社会福祉協議会が設置するボランティア受付窓口と連携し、外部からのボランティアの受入れに対応することが望ましい。



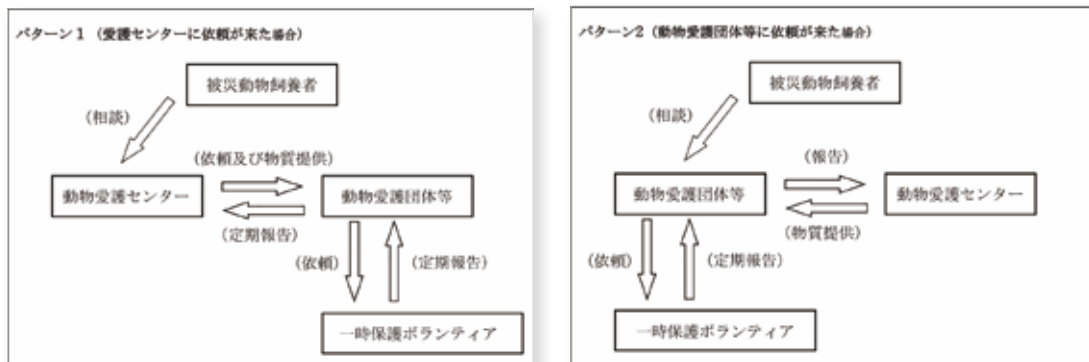
ボランティアの朝の連絡風景（東日本大震災：宮城県）



一時預かりボランティアの対応事例

青森県（愛護団体に依頼した事例：東日本大震災）

- 青森県では、県内のボランティア団体に対して説明会を開催し、ボランティアの派遣を依頼した。行政があらかじめ各団体の受入れ可能頭数を把握し、行政に保護の依頼があった場合には依頼期間などを聞き取り、長期間の預かりに関しては預かり動物のストレス軽減のため、各団体へ依頼した。愛護団体とは普段から協働しているため、スムーズに連携することができた。



新潟県

（現地動物救護本部の構成団体として活動：新潟県中越地震）

- ボランティア団体が動物救済本部の構成団体の会員であったことから、活動は円滑におこなわれた。

（6）応急仮設住宅での飼い主支援

1）応急仮設住宅におけるペットとの同居

避難生活の中で飼い主とペットと一緒にいられることは、被災者が普段の暮らしを取り戻すために必要な支援の一つと考える。

しかし、応急仮設住宅での暮らしは限られた空間での共同生活であり、ペットを飼養している人と飼養していない人との相互理解が不可欠である。

応急仮設住宅でのペットとの同居においても、避難所と同様に避難し

た人々とペットとの距離が近くなるおそれがあり、鳴き声や臭い、衛生害虫などの苦情が出ることが予想されるため、応急仮設住宅でペットを飼う際のルールを徹底し、お互いの共通理解を築く必要がある。そのために、応急仮設住宅の設置・管理者と現地動物救護本部等は、応急仮設住宅でのペット飼養のルール作りや、飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施する。

また応急仮設住宅の入居期間を経て自立した生活再建に繋がるよう、自立支援を基本とし、無料での物資やサービス、獣医療などの提供は段階的に減らし、応急仮設住宅を出た後も自らの力で継続して飼養できる環境作りに協力する。

なお復興住宅に移行する際のペット飼養の可否については、応急仮設住宅での飼養支援と並行して、関係自治体に働きかける必要がある。

2) 応急仮設住宅の設置・管理者との連携によるペットの飼養方法の決定

応急仮設住宅の設置・管理者と現地動物救護本部等は、応急仮設住宅の状況（形態・立地場所・地域数）、ペットの同行避難者とペットの種類・数・飼養形態など地域の状況を考慮して、応急仮設住宅におけるペットの飼養方法を決定する。



事例 応急仮設住宅での対応事例 (関係部署との連携)

仙台市（東日本大震災）

仙台市では、応急仮設住宅担当課との連携により、応急仮設住宅でペットの飼養を希望する方の情報入手が可能となった。そのため、入居説明会であらかじめペットの飼養について説明することが出来た。



応急仮設住宅での対応事例 (市町村への要請文の発出)

岩手県（東日本大震災）

岩手県災害時動物救護本部は沿岸の被災12市町村あてに、ペット同行者への対応について、応急仮設住宅での飼養を許可する環境を整えるように要請文を発出した。なお震災前に岩手県県土整備部が発行した「応急仮設住宅入居の手引き」には避難所でのペットの飼養についての記載があり、基本的に飼養出来ることが前提であったため、要請文が出しやすかった。



応急仮設住宅での飼養状況
[写真提供：岩手県]



応急仮設住宅での対応事例 (室内での同居)

熊本県（熊本地震）

熊本県では、応急仮設住宅でのペットの飼養を許可する環境を整えるよう、関係市町村に要請文を発出するとともに、入居後に行われる飼い主への支援に関する説明会の実施やケージなどの必要物資の支援を行った。その結果、全ての市町村の応急仮設住宅がペットの飼養を受入れた。

応急仮設住宅でのペット飼養は原則室内飼養であった。ペット飼養者へのヒアリングでは、室内に限りがあり、ケージを置くスペースが確保出来ないなどの課題もみられた。



応急仮設住宅での室内飼養の様子（益城町）



猫の逸出防止用のネット（益城町）



事例

応急仮設住宅での対応事例 （応急仮設住宅の近隣にペット専用飼育施設を設ける方法）

応急仮設住宅の近隣にペット専用飼育施設を設ける方法は、人の居住するスペースとペットを飼育するスペースを区分することができ、トラブルが起こりにくくなる。なお、ペット専用飼育施設では、飼い主同士が協力して管理運営し、ペットの適正な飼養と衛生管理を行うことが必要である。

福島県獣医師会（東日本大震災）

福島県獣医師会では、民間企業の協力により、郡山市（ビックパレットふくしま）に設置された応急仮設住宅に近接してペット飼育用施設を設置した。



応急仮設住宅に近接してペット飼育用施設（郡山市）
[写真提供：福島県獣医師会]



応急仮設住宅での対応事例 (飼養者と非飼養者の空間的区分)

応急仮設住宅の入居者を割り振る際に、あらかじめ飼養者と非飼養者で居住区域を区分する方法である。一つの居住区域内で、飼養者と非飼養者を区分する方法もある。

福島県浪江町（東日本大震災）

浪江町では、他の住民とのトラブル防止を目的として、ペットを同居してよい応急仮設住宅の区画を用意し、ペットの飼養者にはそのエリア内の応急仮設住宅を案内した。（ただし設計上特別な物は無く、通常の住宅と同様の設計となっている。）

福島県新地町（東日本大震災）

新地町では、応急仮設住宅の建設の際に、被災者がペットと同居できるように設計した。外にもペットブースが有る。



応急仮設住宅において飼養者と非飼養者で
居住区域を区分した例（福島県富田町）
[写真提供：福島県獣医師会]

3) ペットの適正飼養の指導

応急仮設住宅でのペットの飼養ルールは、基本的には応急仮設住宅の設置・管理者が、自治体や現地動物救護本部等の助言をもとに決定するが、住民同士の話し合いで飼養方法を決める場合もある。

具体的なルール作りにあたり室内飼いのみとするか、犬の室外への係留を認めるかについては、応急仮設住宅の立地状況、地域での飼養状況、住民の理解などを考慮する必要がある。飼養ルールで多い事例は、「原則として室内飼い」とする方法である。限られた空間の室内で、人とペットが生活するために、室内ではケージ飼いを勧めるとよい。ただし、ケージ飼いがしにくい大型犬や元々室外飼養をしていた犬については、別途、ルールの検討や支援が必要となる場合がある。

応急仮設住宅でのペット飼養に起因した苦情やトラブルの原因には、避難所と同様に、鳴き声、におい、毛の飛散、糞の放置などが挙げられる。飼い主は平常時と同様に飼い主マナーを遵守し、適正に飼養する必要がある。

自治体は飼い主が「飼い主の会」等を立ち上げるように誘導し、飼い主が相互に協力し、飼養スペースの衛生管理をして、ペットを適正に飼養するよう促す。

応急仮設住宅の管理者や現地動物救護本部等はボランティアと連携して、飼養ルールや衛生管理の方法などを飼い主に説明する。

なお、応急仮設住宅の管理者や現地動物救護本部等は、応急仮設住宅でのペットの飼養状況の把握に努め、ペットの適正な飼養管理や衛生管理に問題がないかを確認する。



事例

応急仮設住宅での対応事例 (ルール・マナー作りなど)

仙台市（東日本大震災）

仙台市では、応急仮設住宅でペットを飼養する飼い主に対して、「応急仮設住宅におけるペット飼育ルール」を配布した。また、応急仮設住宅でのペットの飼養状況を把握し、飼い主を支援するために、「応急仮設住宅におけるペット飼育届け」をペット飼育者に提出してもらい、提

出した飼い主には、各種予防接種・寄生虫予防・健康診断などの支援が受けられる「どうぶつと家族を結ぶ手帳」を配布した。

ペットの飼養が多い応急仮設住宅ではペットの会が立ち上がり、ペット飼養者のマナーアップ講座やしつけ教室が開催された。また、飼い主による応急仮設住宅周辺の犬の糞拾い運動を実施した応急仮設住宅もある。



どうぶつと家族をむすぶ手帳

岩手県（東日本大震災）

岩手県県土整備部が発行した「応急仮設住宅入居の手引き」には、「ペットを飼う場合は室内飼育を基本とし、外に出す場合は、犬・猫ともリードを装着してください。動物好きの人、嫌いな人が共に快適に暮らせるようご協力をお願いします。」と記載されている。



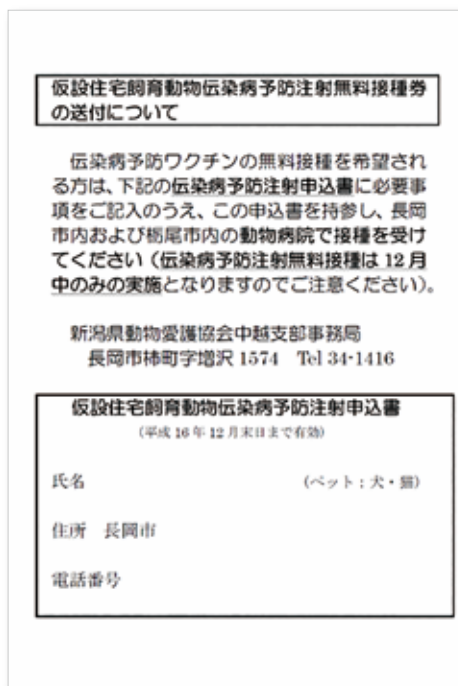
応急仮設住宅での飼養の様子
[写真提供：岩手県]



事例 応急仮設住宅での対応事例 (適正飼養の指導)

新潟県（新潟県中越沖地震）

新潟県では、応急仮設住宅でペットを飼養する住民に向けて、飼育状況や必要な支援を把握するためのアンケート調査の実施、予防注射の無料接種券の配布、飼養に係る注意事項を説明したチラシを配布するなど情報収集や情報提供をした。



熊本県（熊本地震）

熊本県獣医師会では、応急仮設住宅に出向き、ペット飼養者を対象とした適正飼養の相談会を開催した。相談会では、希望する方にペットフードや迷子札、ペットシートなどのペット用品も配布した。



応急仮設住宅での適正飼養の相談会の様子 [写真提供：熊本県]

4) 必要な物資の支援

応急仮設住宅でペットの室内飼いをするために、基本的に飼い主自身が自己の責任で極力ペットが落ち着けるスペースを考え、必要な物資をそろえる必要があるが、ケージなどを調達できない飼い主のために、自治体や現地動物救護本部等は、ケージの貸し出しなどの支援を行う。



事例 応急仮設住宅での対応事例 (ケージなどの貸し出し支援)

新潟県（新潟県中越地震）

新潟県中越大震災動物救済本部では、市町村の災害対策本部長に「応急仮設住宅における動物飼育」に関する要請文書を送るとともに、応急仮設住宅で動物を飼養する住民に向けて、飼養状況や必要な支援を把握するためのアンケート調査を実施し、予防注射の無料接種券の配布、ケージやサークルなどを無償で貸与した。



新潟中越大震災での支援物資ケージ



応急仮設住宅での飼養の様子

[写真提供：NPO 法人アナイス]

5) ボランティアの要請と受入れ

応急仮設住宅での支援にボランティアの協力を求める場合は、ボランティアに関する受付窓口を設置し、それぞれの役割とその活動内容、行動規範を明確にした上で募集し、ボランティアの配置や役割を指示する。また活動に際しては応急仮設住宅の運営管理本部に許可を得るように説明する。



応急仮設住宅での動物訪問診療風景
[写真提供：岩手県獣医師会]

5 ペットの災害対策活動の終息の考え方

現地動物救護本部等の解散や動物救護施設の閉所などについては、復旧や住民の住居環境の整備状況、保護依頼の状況や飼い主への返還・譲渡の状況などを総合的に勘案して、その時期を判断する。



事例

ペット対策活動の終息の例

岩手県（東日本大震災）

岩手県災害時動物救護本部は設置から5ヶ月後の平成23年8月21日に廃止した。

廃止を判断した理由は以下のとおり。

- ① 自立の目安として位置づけられる応急仮設住宅が、全戸（13,983戸）完成し、入居が完了すること、また避難所も9月上旬を目途に全てが閉鎖される見通しであったこと。
- ② 復興基本計画に基づく復興対策が本格化すること
- ③ 現在の本部の活動状況を鑑みると、岩手県災害時動物救護本部設置要綱に掲げる、いわゆる応急対策事業は一定の役割を終え、「被災動物」、「家庭動物を飼養する被災者」は生活再建（復興）に向かっていると考えられること

ただし、救護本部の解散時に各動物愛護団体等が保管しているペットについては、引き続き所有者への返還、又は新しい飼い主への譲渡にむけた取り組みを推進することとされ、必要に応じて長期預かりボランティアの紹介も行った。

宮城県（東日本大震災）

宮城県においては、震災発生から約3ヶ月後の6月22日に、既存の動物愛護センター敷地内に新たに被災動物保護センター（2次シェルター）が設置された。

被災動物保護センターで預かった、飼い主のいない動物については全て譲渡先が決まり、震災発生後1年をもって、被災動物保護センターを閉所した。被災動物保護センターを閉所する際には、閉所の期日を決め、その期日に向けて、新規預かりの停止、一時預かり動物の飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡を進めてきた。

栃木県（東日本大震災）

栃木県では、平成23年3月29日に災害時避難動物等対策班が設置された。構成団体は、栃木県、宇都宮市、栃木県獣医師会、日本愛玩動物協会栃木県支所で、栃木県動物愛護指導センターが事務局を担った。

平成24年4月以降、に関する新たな相談がないことから、5月31日より同対策班の活動は休止している。

東京都（三宅島噴火災害）

平成12年6月26日の三宅島雄山の火山活動に伴い、災害対策本部が設置された。9月1日に東京都獣医師会は「東京都獣医師会三宅島被災動物救護対策本部」を設置し、その後、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会、東京都動物保護管理協会と協力し、「三宅島噴火災害動物救援本部」を結成し、活動を開始した。一方、東京都は三宅島噴火災害動物救護センターを平成13年3月29日に設置し、平成14年3月31日まで運営した。平成14年12月5日最後の1頭が引き取られ、全ての活動を終了した。

本編Ⅳ 災害時のペット支援活動を支えるもの

被災地において、ペットの支援活動に不可欠なのは「人材」、「物資」、「資金」の3つの要素である。

1 人材の確保、ボランティア（個人・獣医師・民間団体）や広域支援との連携

災害時にペットの支援活動の中心となるのは、自治体や現地動物救護本部等である。これらの関係団体が平時から連携をとることが、円滑な救護活動の基礎となるが、そのためには、相当数のボランティアも必要となる。

発災後の混乱した時期にボランティアを受入れ、管理することは難しい場合が多いことから、自治体等は、ボランティアの登録制度の創設やボランティア講習会を定期的に行うなど、自治体や現地動物救護本部等の活動方針に協力できる団体や人材の育成に努める必要がある。また、ボランティアのコーディネートを担当するため、広域支援により他の地域の人材が現地に入り、ボランティア活動のコーディネートが行える体制を検討しておく。



人材確保、ボランティアや広域支援との連携の例

平常時

- 動物愛護推進員、地方獣医師会、民間団体等との連携
- 災害時のペット支援ボランティアの育成・登録
- ボランティア獣医師等の登録、データベースの作成
- 近隣の自治体や地方獣医師会などとの広域支援・受援体制の整備
- 基礎自治体や地方獣医師会、民間団体の機能復旧計画の作成

災害時

- ボランティアの確保
- ボランティアの配置と管理
- 広域支援により派遣された人員の配置
- 支援物資の募集と配分・管理
- 義援金の募集と管理 など

■ 動物愛護推進員、地方獣医師会、民間団体等との連携

動物愛護推進員、地方獣医師会、民間団体や自治体は、平常時から動物愛護管理に関する業務で連携して、連絡体制を築くことで、災害時には人材派遣の協力を要請して円滑に進めることができる。

■ 災害時のペット支援ボランティアの育成、登録

災害時にボランティアを安定的に確保することは困難なことが多いことから、自治体等は平常時に災害時のペット支援ボランティアの講習会を開催し、必要な人材を育成する。併せてボランティアをコーディネートするボランティアリーダー（コーディネーター）の育成も行う。講習会の受講生をボランティアとして登録しておくことで、緊急災害時に、登録者に協力を要請できる。

■ ボランティア獣医師等の登録、データベースの作成

地方獣医師会は会員の獣医師に呼びかけて、災害時に協力が可能な獣医師のボランティアや動物病院を、あらかじめデータベース化しておく。また、各獣医師会の災害時の体制や、地域支部等が自治体と結んでいる災害時協定の内容を把握し、都道府県等と情報を共有しておくことで、災害の発生時にはいち早く獣医師に協力を要請することができる。

■ ボランティアの確保

自治体等は災害の規模や状況によって、以下の例の様にボランティアを確保する必要がある。

- ・ 一時預かりボランティア
飼養が困難な飼い主などから一時預かりの依頼があったペットで、動物救護施設での収容が困難な場合などに、自宅などで一時的に飼養する。
- ・ 輸送ボランティア
- ・ 専門職ボランティア
獣医師、動物看護師、トレーナー、トリマーなど、動物に関する専門的知識や技術を有するボランティアで、負傷動物の治療や獣医師の補佐、動物の保護管理、健康管理、手入れ、シェルターでの飼養管理などを行う。
- ・ 一般ボランティア
自治体や現地動物救護本部等が実施するペットへの支援活動に協力する。動物の保護、飼い主探しへの協力、避難所や応急仮設住宅での飼養支援、支援物資の整理と配分、事務、情報収集、譲渡活動での新しい飼い主探しの推進、シェルターワークなど

■ ボランティアの配置・管理

自治体等は、ボランティアリーダー（コーディネーター）や広域支援により派遣された人員などを活用して、ボランティアを配置し管理する。なお、ボランティアの活動に当たっては、ボランティア保険の加入などにより事故に備える。

■ 広域支援による人員派遣

自治体等は、広域支援による人員の活動が必要となる場合に備え、災害時相互応援協定等に基づいた獣医師やコーディネーターなどの人員派遣について、派遣時期や支援内容、経費の負担なども含め、支援と受援の体制を整備しておく。

2 物資の備蓄・提供、救援物資の受付・配布

災害発生時に、速やかにペット対策活動を開始するためには、平常時から必要な物資を備蓄しておく必要がある。

物資の備蓄場所は、主に動物愛護センターや保健所など、災害時にペット対策活動の拠点施設になると考えられる場所がよい。

発災直後は、交通網が寸断し救援車両やガソリン、物資が不足するなど、すぐに避難所に物資が届かない場合も想定しておく必要がある。また、自治体や現地動物救護本部等が、備蓄品を配布する際には、被害状況を的確に把握し、それぞれの要請や必要性に応じて計画的に配分することが重要である。

併せて、不足することが見込まれる物資は救援物資を募集するとともに、ペット災対協へ支援を要請し、必要な物資の内容や数量を調整する。

届いた救援物資は仕分けされていないものが多いことから、物資の仕分けに必要な要員を確保するとともに、保管や配送の拠点施設などを状況に応じて設置するなど、被災地の需要に応じた供給を速やかに実施する体制を整えることが必要になる。

なお避難が長期化した場合は自立への支援を視野に、物資の無料配布の終了時期を適宜検討する。



物資の備蓄・提供、救援物資の受付・配布の例

平常時

- ペット対策活動に必要な実施事項リストの作成
- 必要な物資の備蓄
- 動物関連企業・団体等との災害時の物資供給体制や輸送手段に係る協力関係の構築

災害時

- 避難所や応急仮設住宅での要望の把握
- 備蓄品の配付
- 救援物資の募集と配付
- ペット災対協への救援物資の支援調整に係る協力要請

3 資金の確保、義援金の募集・配布

迅速で円滑なペット対策活動を行うためには、ペットの飼養管理、物品の購入、動物救護施設の運営などに係る資金が必要となる。

このため、被害規模の状況などを踏まえ、自治体や現地動物救護本部等は義援金募集の窓口と振り込み口座を開設し、義援金の募集を開始する。自治体や現地動物救護本部等のウェブサイトを利用して募集を告知するとともに、関係団体・企業等のネットワークやマスコミなどの協力を得て、積極的に広報する。なお、集まった義援金の収支管理を適切に行うとともに、ウェブサイトなどで義援金の使途を公表する。

大規模災害の発生時には、自治体等の要請を背景にペット災対協が義援金の募集を開始する場合がある。集まった義援金は、被災地のペット対策活動の支援を目的に、主に被災地の自治体や現地動物救護本部等に提供される。

平常時

- ・ 義援金募集の受付窓口、振込口座開設の検討

災害時

- ・ 自治体や現地動物救護本部等は義援金募集の受付窓口と振込先口座を開設
- ・ 義援金の募集開始
- ・ 自治体や現地動物救護本部等のウェブサイトなどを利用して募集を告知
- ・ 義援金の収支管理と報告
- ・ 義援金の使途の公表
- ・ ペット災対協への義援金募集の支援要請（被災自治体等が独自に義援金の募集ができない場合）
- ・ 業務報告および決算報告



資金確保の事例

岩手県災害時動物救護本部（東日本大震災）

動物救護活動に必要な資金は、緊急災害時動物救援本部（現ペット災対協）の義援金から配布された支援金と、県動物救護本部で開設した義援金口座に寄せられた義援金により確保した。義援金の募集はインターネットを通じて行い、集まった義援金の総額は2,666,954円で、これらは全て県動物救護本部の活動費として活用された。

義援金の収支の内訳については、ウェブサイト上で公表している。

総
説

本編Ⅰ
本編の位置づけ

本編Ⅱ
飼い主への普及啓発

本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編Ⅴ
参考事項

資料編

本編Ⅴ 参考事項

1 負傷動物、放浪動物等の保護が必要な動物への対応について

(1) 負傷動物、放浪動物の保護

自治体や現地動物救護本部等は、負傷しているペットを保護・収容し、獣医師が必要な応急治療をする。負傷動物は、基本的に自治体等の動物救護施設に保護・収容するが、重症の場合や長期の治療が必要となる場合は、地方獣医師会と協議し、協力可能な動物病院に保護・収容を依頼する。

また自治体や現地動物救護本部等は、飼い主とはぐれたペットが被災地などに取り残された場合、動物の愛護の精神や、人への危害の防止と生活環境の保全の観点から、保護・収容などを実施する。

ペットが原子力災害などにより設定された立入り制限区域内に取り残された場合は、保護依頼のあった飼い主から当該動物がいる可能性のある場所を聴き取るとともに、立入り許可権限を有する自治体の担当部署とペット対策を目的とした立入りに関する調整を行う。許可が得られれば、保護活動従事者の安全の確保を優先しながら、保護・収容などを実施する。

放浪ペットを保護・収容する際には、捕獲器、捕獲用の餌、給餌用の餌、水が必要となる。捕獲器の設置にあたってはペットの安全に充分配慮し、設置場所、回収時間などを慎重に検討する。また設置した場所を記録し、回収漏れを防ぐ。さらに捕獲器には設置責任者と連絡先、飼い主からの依頼による設置であることを明示する。なお放浪ペットが保護できた際には、保護した現場に作業者の連絡先などが記載された保護カードを残すなど、飼い主に向けた措置を講じ、飼い主への返還を進める。

保護したペットは、動物救護施設で収容するが、衰弱が激しい場合などは協力動物病院へ搬送する。



保護カードの記載事例

犬の場合

- 保護した日時
- 保護した場所
- 犬のサイズ
- 犬の種類
- 保護時の首輪・服の有無、色・デザイン
- 預かり保護団体名、団体の連絡先
- 自治体・警察への届出の有無
- その他の情報

猫の場合

- 保護した日時
- 保護した場所
- 猫の種類
- 保護時の首輪の有無、色・デザイン
- 預かり保護団体名、団体の連絡先
- 自治体・警察への届出の有無
- その他の情報

総
説

本編Ⅰ
本編の位置づけ

本編Ⅱ
飼い主への普及啓発

本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編Ⅴ
参考事項

資料編



保護カードとは（参考）

災害時の緊急避難などで同行避難できず、飼い主とはぐれたペットや放浪しているペットを保護・収容した際に、ペットを探しにくる飼い主のために、保護をした者が、現在の所在をそのペットの特徴とともに記載して、保護した現場に残すカードのことを言う。

この場所で	犬	を保護	しました！
保護・目撃日時	8月 21日 13時ごろ		
種類	雑種		
特徴	毛色・毛の長さ・大きさ・鼻筋・首輪の色や材質 など 茶色、柴犬っぽい、青い首輪		
状態	元気そうにみえました		
保護・預かり場所	動物愛護センター・動物病院・ボランティア等 など		
団体・保護者名	電話番号		
〇山 〇子	000-0000-0000		
写真（撮影できた場合、あとから追加貼付して下さい） のりづけ欄			

produced by ANICE NPO 法人アナイス

保護カードの例



ペットを保護した現場に、ペットの種類や数、連絡先などの情報を残した例

[資料提供：NPO 法人アナイス]



負傷動物の救護対応事例

岩手県（東日本大震災）

震災直後に保護すべきペットが増加したが、公的施設の収容頭数に限りがあったこと、またペットの受入れが可能な民間ボランティアの施設

が少なくかつ被災地から離れた内陸部に位置していたことから、被災地の動物病院を一時的な保護収容施設として活用した。

県動物救護本部は動物病院に多数のペットが保護され、動物病院の本来の機能である負傷動物の治療などに支障をきたさないように調整した。



拠点動物病院での一時保護動物（岩手県宮古市）

（２）一時預かり

自治体や現地動物救護本部等は、やむを得ずペットを飼養できなくなった飼い主から依頼があった場合、期間を定めて一時預かりを行う。一時預かり先は、動物救護施設や動物病院、動物愛護団体や個人ボランティア宅など、状況に応じた体制を確保する。

ペットを受け入れる際にはマイクロチップの挿入などの個体識別措置を施し、識別マニュアルなどにより確実な個体管理する必要がある。また、飼い主から預かる場合には預かり期間、連絡先などを文書にし、飼い主からは署名をもらい、飼い主の責任をより明確にしておく。その際、ペットにとっては、飼い主と離れた慣れない場所での長期の生活が多大なストレスとなることを説明して理解を得、できる限り早期に引き取るよう飼い主に依頼する。

飼い主とは、こまめに連絡を取り、返還に向けた受入れ準備の状況や意思を確認する。



飼い主からの一時預かりの事例

東京都（東日本大震災）

- 一時預かり動物については、飼い主に対して、アンケートにより今後どうするのかを聞き取った（回答期限を設けて実施）。なお、一時預かりを行う際に、預かり期間には限度があることを十分に説明した。
- 契約の更新時には、飼い主の飼養継続に係る意思確認を実施した。

動物	犬・猫・その他()			動物台帳番号
年齢		性別	雄・雌	旧登録番号
名前		体色		MC番号

動物の一時保護契約書

〇〇災害動物救援本部（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり動物の一時保護契約を締結する。

第1条 乙は〇〇災害により被災し、一時的に飼育が困難となった自らが所有する動物の一時保護を甲に委託するものとし、甲はこれを受諾するものとする。

第2条 契約期間は、契約締結日から平成 年 月 日までとする。

第3条 乙は、甲に保護を委託している間に、自らが飼育できる状態にするか、知人等に保護依頼を行うように努めるものとする。
2 乙は、契約期間中に自ら飼育できる状態になったとき又は知人等に保護依頼を行えるようになったときは、速やかにその旨を甲に連絡し、当該動物を引き取るものとする。

3 乙は、契約期間中に当該動物の所有権を放棄することになったとき、又は放棄することが予測されることになったときは、速やかにその旨を甲に連絡し、甲にたいして所有権放棄書を提出するものとする。

第4条 契約期間が満了後、乙は1週間以内に動物を引き取らなければならないものとする。ただし、乙がやむを得ない理由により1週間以内に引き取りができない旨の申し出があったときは、甲、乙協議の上、その期間を延長することができるものとする。

第5条 契約期間が満了後、乙が前条の手続きをとることなく1ヶ月が経過したときは、乙が動物の所有権を放棄したものとみなし、甲は、当該動物を新たな所有者等に譲渡できるものとする。この場合、乙は、甲が行った行為に対して異議を申し出ないものとする。

第6条 保護に関する経費は、甲の負担とするが、保護動物が犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録申請料及び狂犬病予防注射に関する手数料は、乙の負担とする。

第7条 甲は、自ら動物の保護を行うものとするが、保護施設の状況等により、自ら保護が困難な場合は、善意で保護を申し出た者（以下「一時里親」という。）に動物の保護依頼を行うことができるものとする。

第8条 甲及び一時里親は、契約期間中、保護委託を受けた動物に関しては適正な保護を行うものとするが、やむを得ない事情により、当該動物が死亡、逃亡又は負傷したとしてもその責は負わないものとし、乙は、損害賠償等を求めないものとする。

第9条 契約締結後の動物の保管施設への搬入及び契約満了後の動物の引き取りについては、甲、乙の協議により決定するものとする。

2 一時里親への動物の搬入、契約満了後の動物の引き取り等に係わる細目については、甲、乙の協議により決定するものとする。

第10条 甲は個体識別のために乙の同意を得た上で、マイクロチップの注入をするものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 〇〇災害動物救援本部 本部長 〇〇 〇〇 印

乙 住所

避難先住所

電話

氏名

印

一時預かり契約書の書式（東京都）

(3) 公示と飼い主への返還

自治体や現地動物救護本部等は、保護されたペットを、元の飼い主に返還するために、保護動物の情報を積極的に公表する。広く情報提供ができるウェブサイトを活用することは効果的だが、避難所や応急仮設住宅で生活する避難者の中にはインターネットを利用できる環境にない方もいることから、避難所や応急仮設住宅の掲示板や回覧板も利用するとよい。

できるだけ元の飼い主に返還するため、災害時には、自治体は通常よりも長い期間公示する場合が多い（約2週間～1か月程度）。また返還の際には取り違いなどが起こらないように確認体制を整えることが必要である。



事例

飼い主への返還の事例

■ 飼い主探しの事例

仙台市（東日本大震災）

仙台市では発災当初、保護しているペットの情報を紙に手書きし、避難所に掲示して対応した。また、避難所に掲示した紙には書き込みスペースを作り、被災者の情報を収集出来るようにし、保護された動物を早く飼い主の元に返すよう努力した。



掲示された迷子動物の情報（仙台市）

■ 飼い主への意思確認の事例

福島県（東日本大震災）

福島県動物救護本部では、動物救護施設で一時預かりしているペットについて、預かり期間が長期化している飼い主に電話で今後の飼養についての意思を確認した。その際に、ペットの様子や病状を報告すると共に、預かり期間に限度があること、今後、飼い主が飼養することが難しい状況であれば、所有権の放棄が必要になることを説明した。

（４）譲渡

自治体や現地動物救護本部等は、保護したペットのうち、公示手続き等を経ても所有者が明らかにならなかったペットや、飼い主が所有権を放棄したペットを、新たな飼い主に譲渡する。

譲渡する場合には、適正な飼養管理ができる状況かどうかを、譲り受ける希望者に確認するとともに、譲渡対象動物に飼養環境が適しているかどうか判断する。

また、譲渡後に所有者が判明した場合を考慮して、新たな飼い主に対しては、本譲渡の趣旨を十分に理解してもらい、一定の期間以内に飼い主が判明した場合の飼い主への返還の一文を加えるなど、適切な譲渡手続きをする必要がある。さらに、譲渡先での適正な飼養の確認・相談などに備えて、関係自治体との連携などが重要になる。



事例

新しい飼い主への譲渡の事例（譲渡会）

仙台市（東日本大震災）

仙台市では、震災後早くから、仙台市動物管理センターに収容された動物の譲渡会を開催し、全国の方から関心を集めた。その結果、全国の個人や団体に適正な譲渡ができ、センター収容動物数も過密にならず、新たなシェルターを設置するには至らなかった。



譲渡会の様子（仙台市）

2 動物収容施設を設置する場合の留意点等について

動物救護施設は、災害時に、飼い主からの一時預かりや、保護・収容した負傷動物や放浪動物を飼養管理する際に必要となる。

自治体等は、災害の規模が大きいなどで、保護動物の収容や管理が既存の保健所や動物愛護センターなどの活用だけでは不十分だと考えられる場合は、施設を増設するか、新たに設置する必要がある。新しく建築する場合は、あらかじめ選定しておいた候補地に施設を設置する。

◆ 動物救護施設の設置、運営管理上の観点

- ・ 動物救護施設の設置とその状態
- ・ 動物救護施設の体制整備
- ・ 収容動物の飼養管理
- ・ 収容動物の健康管理
- ・ ボランティアの活用

（１）動物救護施設の設置とその状態

災害時に必要な動物救護施設の設置に当たっては、「早急な設置と運営を目指すこと」と「収容動物のストレスを軽減できる飼養環境の整備」とのバランスが重要となる。

動物救護施設のように多数のペットを群管理する場合には、感染症の発生防止とストレス管理が重要となる。通常とは異なる環境に置かれたペットは多大なストレスを受け、病気を発症してしまうことが多いため、

飼養環境への配慮が必要となる。

主な配慮事項として、犬と猫を別棟または別室で管理する、猫は高さのあるケージに収容し、隠れ場所や安心して休める場所とプレイルーム（運動場所）を用意する、犬は身体を伸ばせるケージまたは寝床と運動場所を区分するなどがある。

一方、緊急対応が求められる災害の状況下において、限られた資金や時間を効率的に活用するためには、設置に係る時間、費用、活動期間などを考慮して施設整備計画を検討する必要がある。最低限、温度・湿度の管理、飼育舎の広さ（必要な収容頭数と一頭あたりの広さ）、逸走対策、感染症対策（隔離など）、洗浄消毒などの飼養環境のほか、物資の保管場所、事務所、トイレなどが確保されていれば、飼養管理していく中で工夫次第で飼養環境を充実させることが可能である。

既存の保健所や動物愛護センター等を活用する場合には、保護・収容したペットの飼養管理場所を確保し、収容時の感染症の予防対策を十分に行う。

また、動物救護施設を増設または新設する際の様態は、テント、プレハブ、ユニットハウスなどの簡易な施設などの場合や、既存の空き施設を利用する場合などがある。



事例 動物愛護センター等既存の施設を利用した事例

仙台市動物救護本部（東日本大震災）

- 東日本大震災時には仙台市動物管理センターを中心に、負傷動物や逸走動物の保護・収容を行った。健常な動物については本部構成団体であるボランティア団体が一時預かりなどを行った。
- センター収容動物の譲渡会を早くから開催することにより、センター収容動物数が過密になることを防ぎ、新たなシェルターを設置することなく対応することができた。



仙台動物管理センター



センター内での飼養状況



事例

新たな施設を設置した事例

東京都・東京都動物救援本部

(東日本大震災東京都動物救援センター)

- 大震災で被災地から都内に避難してきた住民のペットの一時預かりなどを行うために、新たな動物救護施設が設置された。
- 飼育舎、事務棟、治療棟、犬用パドックなどを設置し、預かり動物の飼養管理、健康管理、返還・譲渡に係る業務を行った。
- 三宅島噴火災害時対応の経験を生かして、飼養管理者が使いやすい施設を設置するとともに、収容動物のストレス管理や感染症予防対策、逸走予防対策などで工夫した。



外観



出入り口には逸走防止の柵を設置

総説

本編Ⅰ
本編の位置づけ本編Ⅱ
飼い主への普及啓発本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの本編Ⅴ
参考事項

資料編



飼育舎には内部屋を配置



ドアに飼育舎内確認用の小窓を設置

（２）動物救護施設の体制整備

既存の保健所、動物愛護センター等を動物救護施設とする場合は、既存施設の運営管理を基本として、地方獣医師会等と連携を図りながら、収容動物の飼養管理や健康管理を行う。

一方、動物救護施設を増設または新設する場合は、当該施設を運営管理する体制が別途必要となる。その際は、施設長や副施設長を置くとともに、事務管理、犬・猫それぞれの飼養管理、健康管理（獣医療）などの実務を担う体制を作る必要がある。

人材の確保にあたっては、現地動物救護本部等を構成する地方獣医師会や動物愛護団体等と連携し、獣医師や飼養管理などの常勤スタッフをそろえるとともに、ボランティアの活用を図る。動物救護施設における役割分担の例を以下に示す。



動物救護施設における役割分担の例

事務管理班

自治体や現地動物救護本部等との連絡調整、施設運営経費の管理、業務集計・報告、新規動物の受入れ、収容動物の譲渡、物資の管理、ボランティアの受入れ・配置・管理、ウェブサイトの更新、その他運営に係る事務など

犬飼養管理班・猫飼養管理班

動物の飼養管理（給餌・給水などの世話、食欲や排泄、身体の異常などの健康チェック、動物の行動や状態のチェック）、施設の清掃・管理、居住環境のチェック（音、光、床材など）、動物の運動・遊び、収容動物のデータ管理、譲渡適正の判断など

健康管理班

収容動物の健康管理、負傷動物の治療、予防接種など、マイクロチップの装着、不妊去勢措置の実施、医薬品の管理、感染症予防のための衛生管理及びスタッフやボランティアへの指導など

（３）収容動物の飼養管理

収容動物の飼養管理には多くの人員が必要とされるが、ボランティアを主とした体制にすると、日によって作業人数が足りず必要な世話ができないおそれが生じる。

そのため、自治体や現地動物救護本部等は、収容頭数に応じた、最低限必要な人数を常勤スタッフとして確保するよう努める。

飼養管理にあたっては、個体ごとの情報が管理できるように、毎日の世話を行う際に記録簿に記入し、当該動物の状況について、それぞれの飼養管理者が把握できるようにする。

（４）収容動物の健康管理

動物救護施設での収容動物の健康管理と治療などは、獣医師が行う。

獣医師は専任の場合や、地方獣医師会の会員獣医師の派遣などによるが毎日診察できる体制を取ることが望ましい。

また、施設の設備状況により必要な治療が出来ない時や、収容動物が重症の場合などは、近隣の動物病院へ搬送する。

（治療などに関連する様式は、資料 17 ～ 18 を参照）



健康管理の工夫事例

東京都（三宅島噴火災害）

三宅島噴火災害動物救援センター（東京都日野市）では、動物の健康管理と治療のために、都獣医師会から毎日1名の会員が派遣され、平成13年3月29日から平成14年3月21日までの間に、延べ380名の獣医師が従事した。

福島県（東日本大震災）

福島県動物救護本部の第1シェルター（福島県飯野町）、第2シェルター（福島県三春町）では、シェルター毎に医療担当部門責任者として専任獣医師1名が福島県獣医師会から派遣され、被災動物の受入れや収容動物の健康管理と治療にあたった。



福島県動物救護本部第2シェルターにおける治療の様子

（5）ボランティアの活用

動物救護施設では、事務や収容動物の飼養管理などの作業を担うボランティアが必要な場合がある。

そのため、自治体や現地動物救護本部等は、テレビ、新聞、ラジオなどのマスコミやウェブサイト、公報やイベントなどを活用した広報や、地方獣医師会や動物愛護団体等の民間団体、また獣医系大学や動物専門学校などの学生などに人材の派遣を要請するなど幅広い募集活動を行う。

また、収容動物は環境の変化やストレスにより攻撃的になる場合もあるため、咬傷事故が起こるおそれもあることから、ボランティアの受入れにあたっては、自治体または現地動物救護本部等でボランティア保険などに加入する。

なお、日頃から飼養管理を行う常勤スタッフが、こうした攻撃性のある動物の情報を把握し、注意を呼びかけるなどして、咬傷事故の発生防止に努める。



ボランティアの仕事内容の例

- 収容した動物の世話
給餌・給水、運動（散歩など）、健康チェックなど
- 収容した動物の身の回りの世話
動物舎の清掃・消毒、運動スペース・ケージなどの清掃管理
動物の敷物などの洗濯・管理など
動物の手入れ（シャンプー、グルーミング、ブラッシングなど）
- 動物救護施設の運営維持
ユニフォームの洗濯、必要品の買出しなど
動物救護施設の維持管理（施設・設備の修繕や雑用・掃除）
- 事務
飼い主との連絡調整（面会、引き取りなど）
ボランティアとの連絡調整
支援物資の管理や要請
ホームページの運営など



動物救護施設におけるボランティアミーティング
（東日本大震災：福島県）

3 広報・普及啓発

人とペットの災害対策を円滑に実施していく上では、的確な情報の収集や提供により、動物救護活動を飼い主や住民だけでなく、社会全体に周知することが極めて重要である。

自治体や現地動物救護本部等は災害時に情報の混乱が生じないように、広報内容を十分に検討し、関係団体との情報共有を図るとともに、組織的な広報活動を行う。

広報の実施では、情報を一元的に管理し随時広報することが必要であり、これにより人とペットの災害対策への関心と正確な理解が得られるとともに、被災した飼い主の混乱を防ぎ、避難生活の不安を和らげることになる。

自治体や現地動物救護本部等は、避難した住民に対し、避難所や応急仮設住宅におけるペットの適正な飼養の指導、飼い主不明で保護されたペットの情報、自治体や現地動物救護本部等が実施している動物救護活動の情報などについて、定期的に広報し普及啓発をする。また、ウェブサイトなどを活用して、広く国民に対し人とペットの災害対策に係る情報を提供する。



広報・普及啓発の例

- 避難住民に対する啓発活動
- 保護動物に係る情報提供
- ペット対策活動に関する情報提供
- 社会に対する活動状況報告

（１）避難住民に対する啓発活動

自治体や現地動物救護本部等は、ペットに起因した苦情やトラブルを防止するために、避難所や応急仮設住宅での飼養ルールや適正飼養に関する啓発活動を行う。

ウェブサイトなどを活用する方法のほか、避難所や応急仮設住宅では、ウェブサイトを見ることができない住民がいることを考慮し、回覧板の活用など、紙媒体による広報を行う。



事例

インターネット以外の手法を活用した 啓発活動の事例

仙台市（東日本大震災）

停電により、避難所などでの広報は全て手書きの掲示で対応した。

岩手県（東日本大震災）

避難所には保健師などのチームが巡回していたので、そのチームに協力を依頼し、避難所でのペット飼養上の問題点などがあれば報告してもらい、それを受けて広域振興局保健福祉環境部・センターが指導を実施した。

岩手県山田市（東日本大震災）

動物病院や獣医師から、一時預かりなどの支援情報を避難所に提供したことにより、被災者が利用した。

(2) 保護動物に係る情報提供

自治体や現地動物救護本部等が保護・収容した所有者不明の放浪ペット等については、その所有者を速やかに見つけるために積極的に情報を提供する必要がある。

飼い主は避難所などに避難している場合が多いので紙媒体での情報提供も行う。保護動物は、長期の放浪により、飼い主とはぐれた場所から移動している可能性もあるので、情報提供にあたっては、保護した場所だけでなく当該動物の写真や特徴も付けることが望ましい。

(3) ペット対策活動に関する情報提供

災害時のペット対策活動に関する情報提供は、窓口を一元化し、混乱の無いように努める。避難住民に対しては、支援を必要としている住民が、どこに支援を求めればよいのかがわかるように、支援情報や連絡先などを広報するとともに、県内外に避難している住民に対しても情報が行き渡るように工夫する。

さらに、ペット対策活動に関する理解や関心を得、継続的な支援を図るために、ペット対策活動に関する情報は、マスコミの協力やウェブサイトなどを活用して広く国民に情報提供する。



ウェブサイトにおける情報発信例

- ペット対策活動の状況報告
- 保護した動物の情報
- 行方不明動物の情報
- 譲渡対象動物の情報
- ボランティア、救援物資、義援金の募集
- 義援金の使途



事例 保護動物に係る情報提供の事例

北海道（有珠山噴火）

動物の写真入りポスターを作成し、避難所、役場などに掲示することで、より多くの飼い主を見つけることができた。

福島県動物救護本部（東日本大震災）

福島県動物救護本部のウェブサイトにて、保護した動物の情報を写真入りで掲載した。



福島県動物救護本部のウェブサイト掲載例

（４）社会に対する活動状況報告

広く国民に活動状況を周知することで、シェアや拡散により支援の輪が広がる、所有者の判明につながるなどのメリットがある。また災害に備えることの重要性を実感することによる、自助対策の普及啓発につながる。

資料編



資料編

資料 1	災害時における動物救護活動に関する協定書の例	資料 -1
資料 2	災害時動物救護本部設置要綱の例	資料 -3
資料 3	同行避難動物登録票の例	資料 -5
資料 4	同行避難動物管理台帳の例	資料 -6
資料 5	相談受付票の例	資料 -7
資料 6	行方不明動物受付票の例	資料 -8
資料 7	一時預かり依頼書の例	資料 -9
資料 8	同意書の例	資料 -10
資料 9	一時預かり契約書の例	資料 -11
資料 10	誓約書（返還）の例	資料 -12
資料 11	所有権放棄届の例	資料 -13
資料 12	誓約書（譲渡）の例	資料 -14
資料 13	収容動物管理票の例	資料 -15
資料 14	業務日誌の例	資料 -17
資料 15	外来者名簿の例	資料 -19
資料 16	マスコミ取材簿の例	資料 -20
資料 17	診療記録簿の例	資料 -21
資料 18	動物移動記録簿の例	資料 -22
資料 19	薬剤機材注文表の例	資料 -23
資料 20	ボランティア登録用紙の例	資料 -24
資料 21	誓約書（ボランティア）の例	資料 -25
資料 22	誓約書（一時預かりボランティア）の例	資料 -26
資料 23	雇用契約書の例	資料 -27
資料 24	応急仮設住宅でのペットの受入れ要請文（通知文）の例	資料 -28

資料 1 災害時における動物救護活動に関する協定書の例

災害時における動物救護活動に関する協定書

_____（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、県（市）内または隣接する県等で発生した災害時において、被災地における動物救護活動を実施し、被災動物やその飼養者に対して必要な支援を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、_____地域防災計画に基づき、甲が行う動物の救護対策と乙が行う動物救護活動との相互協力に関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第 2 条 活動の対象となる動物は、甲が定めるものとする。

（協力の内容）

第 3 条 相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）負傷した被災動物への応急手当に関する事
- （2）被災動物の保護及び管理に関する事
- （3）被災動物に関する情報提供に関する事
- （4）施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急業務に関する事

（協力要請等の手続）

第 4 条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- （1）活動の内容
- （2）活動を行う場所
- （3）活動を行う日時
- （4）全各号に掲げるものの他、必要な事項

（活動の履行）

第 5 条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

2 甲と乙は活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

資料 1 災害時における動物救護活動に関する協定書の例

(活動の終了)

第 6 条 乙は活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

(負担)

第 7 条 乙は、原則として甲に活動に要する経費負担を求めないものとする。

(連絡体制)

第 8 条 この協定の運用に関しての連絡窓口は、甲にあっては_____、乙にあっては _____とする。

2 甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。

(協議)

第 9 条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第 10 条 この協定の期間は平成____年____月____日から平成____年____月____日までとする。ただし、協定期限の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の文面による通知をした場合又は甲乙合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は、1 年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

総
説

本編Ⅰ
本編の位置づけ

本編Ⅱ
飼い主への普及啓発

本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編Ⅴ
参考事項

資料編

資料 2 災害時動物救護本部設置要綱の例

_____動物救護本部設置要綱

(名 称)

第1条 この本部の名称は、_____動物救護本部（以下、「救護本部」という。）とする。

(目 的)

第2条 救護本部は、_____内又は隣接する県等で発生した災害時において、被災地における動物救護事業を実施し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行うことを目的とする。

(定 義)

第3条 本要綱において、「被災動物」とは救護本部が定めた動物をいう。

(事 業)

第4条 救護本部は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被災動物医療支援事業
- (2) 被災動物保護支援事業
- (3) 避難動物支援事業
- (4) 被災動物救護関連事業

(基 金)

第5条 救護本部は、前条の事業を実施するため、緊急災害時動物救済基金（以下、「救済基金」という。）を別に定める期間運営する。

2 救済基金は、寄附金等をもって充てる。

3 救済基金は、救護本部が定めた期日をもって精算する。

(構 成)

第6条 救護本部は、次の団体の代表者をもって構成する。

- (1) _____獣医師会
- (2) 被災動物の救護に関し____（自治体等）と協定を結ぶ____（愛護団体等）
- (3) _____（自治体等担当部署）
- (4) その他本部長が必要と認めた団体

(役 員)

第7条 救護本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長____名
- (2) 副本部長____名

2 役員の選出は、代表者の互選による。

3 役員の任期は、救護本部の活動期間終了日までとする。ただし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第8条 本部長は、救護本部を代表し、救護本部の事業を総理し、救護本部会議を主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があり職務を遂行できない場合にはその職務を代行する。

資料 2 災害時動物救護本部設置要綱の例

(監 事)

第 9 条 救護本部に監事 ____ 名を置き、救護本部の会計を監理する。

2 監事は、救護本部会議において選任する。

(救護本部会議の招集等)

第 10 条 本部長は、第 4 条に掲げる事業を行うため、救護本部会議を招集することができる。

2 救護本部会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は本部長の決するところによる。

(行政機関との連携)

第 11 条 救護本部は、その活動を円滑に実施するため、環境省等の関係省庁及び地方公共団体等と連携する。

(事務局)

第 12 条 救護本部の事務局は、 _____ に置くものとし、 _____ は事務局を補佐するものとする。

(救護本部の設置及び活動の期間)

第 13 条 救護本部は、 _____ 獣医師会と _____ が協議の上設置する。

2 救護本部の活動期間は、設置された期日から救護本部会議で定めた期日までとする。ただし、救護本部会議の決定により、この期間を延長できる。

3 救護本部の設置までの間、緊急に被災動物の救護を実施しなければならない場合には、公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本愛玩動物協会並びに公益社団法人日本獣医師会で組織する一般財団法人ペット災害対策推進協会に支援を依頼することができるものとする。

(救済基金の精算)

第 14 条 救済基金は、第 5 条の規定により精算した後、今後の類似の災害への備えに資するため、残余の資金全額を一般財団法人ペット災害対策推進協会に寄附するものとする。

(活動内容の公表)

第 15 条 本部長は、救済基金の運営に関する事項や救護本部の活動状況について、積極的に公表するものとする。

(本部長への委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、救護本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日から施行する。

総
説本編Ⅰ
本編の位置づけ本編Ⅱ
飼い主への普及啓発本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの本編Ⅴ
参考事項

資料編

資料 3 同行避難動物登録票の例

同行避難動物登録票

入所日	年	月	日
退所日	年	月	日

飼い主	氏名	フリガナ	
		漢字	
	避難前住所		
	電話		
動物	動物種		
	品種		
	性別		
	特徴（毛色等）		
	犬の登録・狂犬病予防注射の有無	【登録】	有・無
		【狂犬病予防注射】	済・未
特記事項			

資料5 相談受付票の例

受付番号：

相談受付票

受付年月日	年 月 日	受付場所	
時間	時 分 ～	受付者	

受付区分	☐ 対面（来所） ☐ 対面（避難所） ☐ 電話
相談者	氏名：
	連絡先：
	避難場所：

相談内容	回答要旨

※飼育動物の行方不明の相談の場合は、「行方不明動物受付票」へ記入

資料 6 行方不明動物受付票の例

受付番号：

行方不明動物受付票

受付年月日	年 月 日	受付場所	
受付時間	時 分	受付者	

受付区分	☐ 対面（来所） ☐ 対面（避難所） ☐ 電話			
届出者	氏名：			
	連絡先：			
	避難場所：			
行方不明動物の情報	行方不明日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分		
	行方不明場所			
	動物種	犬・猫・他（ ）	品種	
	呼び名		毛色	
	性別	雄・雌（不妊手術 未・済）	特徴	
	年齢		体重	
	首輪	有・無 色：	マイクロチップ	有・無 番号：
	鑑札	有・無 番号：	注射済票	有・無 番号：
結果	発見日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分		
	発見場所			
	措置	☐ 返還： 年 月 日		
		☐ 一時預かり：受付日 年 月 日→ 返還日 年 月 日		
		☐ 所有権放棄：受付日 年 月 日		
	収容	収容場所：		
		収容期間： 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）		
	その他	死亡確認： 年 月 日		
保護収容受付番号：				
その他：				

総説

本編Ⅰ
本編の位置づけ本編Ⅱ
飼い主への普及啓発本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの本編Ⅴ
参考事項

資料編

資料7 一時預かり依頼書の例

一時預かり依頼書

保護動物収容受付番号			
動物種	☐ 犬 ☐ 猫 ☐ 他()	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌(不妊手術 未・済)	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色:	マイクロチップ	有・無 番号:
鑑札	有・無 番号:	注射済票	有・無 番号:

動物救護施設に次のとおり私の所有する動物の一時預かりを依頼します。

- 1 私は、自然災害の発生により被災し、私の所有する動物の飼養が一時的に困難になったことから、自ら所有する上記動物の一時預かりを依頼します。
- 2 預かり期間は、__年__月__日から__年__月__日までとします。
- 3 私は、一時預かりを依頼している間に、自ら飼養できる状態にするか、知人などに飼養を依頼するよう努め、可能になった時は、速やかにその旨を動物救護施設（以下「施設」という。）に連絡し、当該動物を引き取るものとします。
- 4 一時預かりにあたっては、施設が実施する保護動物の伝染病予防を目的としたワクチン接種、その他必要な検査に同意いたします。
- 5 一時預かり中に発生した疾病、負傷などについては、施設において応急処置を施すあるいは、必要に応じて、獣医師会会員病院に搬送することを同意いたします。
- 6 施設が保護施設の状況などにより、一時預かりが困難な状況が生じた時には、一時預かりボランティアでの動物保護については一任します。
- 7 施設等での保護期間中、やむを得ない事情により当該動物が死亡、逸走または負傷したとしてもその責任は問わず、損害賠償請求などは行いません。
- 8 動物の保護施設への搬入および搬出については、私自らの責任のもとに行います。また、一時預かりボランティアへの動物の搬入及び搬出に関わる詳細については、施設の指示に従います。
- 9 一時預かり依頼期間中は、所有者である私の所在は明確にし、避難場所の変更もしくは居住場所の変更については速やかに施設にお知らせします。
- 10 保護期間経過後、____日間連絡がなかった場合は所有権放棄されたものとみなします。

____動物救護本部長 様

平成 ____年 ____月 ____日

氏 名 _____印

住 所 _____

電 話 _____

避難場所 _____

（裏面に「運転免許証」など身分を証明するもの写しを添付）

資料 8 同意書の例

同 意 書

平成 年 月 日

動物救護本部
本部長 殿

住 所
氏 名
電話番号
印

私は、下記動物の所有者として、貴本部に本動物の保護を依頼するにあたり不妊・去勢手術を受けることに同意いたします。なお、手術に関しては術後も含め一切の意義申し立てをいたしません。

記

保護動物収容受付番号				
動物種	☐ 犬 ☐ 猫 ☐ 他（ ）	品種		
呼び名		毛色		
性別	雄・雌（不妊手術 未・済）	特徴		
年齢		特記事項		
首輪	有・無 色：	マイクロチップ [®]	有・無	番号：
鑑札	有・無 番号：	注射済票	有・無	番号：

総説

本編Ⅰ
本編の位置づけ本編Ⅱ
飼い主への普及啓発本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの本編Ⅴ
参考事項

資料編

資料9 一時預かり契約書の例

一時預かり契約書

保護動物収容受付番号			
動物種	☐ 犬 ☐ 猫 ☐ 他（ ）	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌（不妊手術 未・済）	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色：	マイクロチップ [®]	有・無 番号：
鑑札	有・無 番号：	注射済票	有・無 番号：

_____動物救護本部（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）
とは、次のとおり動物の一時預かり契約を締結する。

第1条 乙は_____災害により被災し、一時的に飼養が困難となった自らが所有する動物の一時預かりを甲に委託するものとし、甲はこれを受諾するものとする。

第2条 契約期間は、契約締結日から平成_____年_____月_____日までとする。

第3条 乙は、甲に保護を委託している間に、自らが飼養できる状態にするか、知人等に保護依頼を行うように努めるものとする。

2 乙は、契約期間中に自ら飼養できる状態になったとき又は知人等に保護依頼を行えるようになったときは、速やかにその旨を甲に連絡し、当該動物を引き取るものとする。

3 乙は、契約期間中に当該動物の所有権を放棄することとなったとき、又は放棄することが予測されることとなったときは、速やかにその旨を甲に連絡し、甲にたいして所有権放棄書を提出するものとする。

第4条 契約期間が満了後、乙は1週間以内に動物を引き取らなければならないものとする。ただし、乙がやむを得ない理由により1週間以内に引き取りができない旨の申し出があったときは、甲、乙協議の上、その期間を延長することができるものとする。

第5条 契約期間が満了後、乙が前条の手続をとることなく_____日が経過したときは、乙が動物の所有権を放棄したものとし、甲は、当該動物を新たな所有者等に譲渡できるものとする。この場合、乙は、甲が行った行為に対して異議を申し出ないものとする。

第6条 保護に関する経費は、甲の負担とするが、保護動物が犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録申請料及び狂犬病予防注射に関する手数料は、乙の負担とする。

第7条 甲は、自ら動物の保護を行うものとするが、保護施設の状況等により、自ら保護が困難な場合は、善意で保護を申し出た者（以下「一時預かりボランティア」という。）に動物の保護依頼を行うことができるものとする。

第8条 甲及び一時預かりボランティアは、契約期間中、保護委託を受けた動物に関しては適正な保護を行うものとするが、やむを得ない事情により、当該動物が死亡、逃亡又は負傷したとしてもその責は負わないものとし、乙は、損害賠償等を求めないものとする。

第9条 契約締結後の動物の保護施設への搬入及び契約満了後の動物の引き取りについては、甲、乙の協議により決定するものとする。

2 一時預かりボランティアへの動物の搬入、契約満了後の動物の引き取り等に係わる細目については、甲、乙の協議により決定するものとする。

第10条 甲は個体識別のために乙の同意を得た上で、マイクロチップの注入をするものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自1通を所持する。

年 月 日

甲 _____動物救護本部 本部長_____ 印

乙 住所_____

氏名_____ 印

電話_____

避難場所_____

資料 10 誓約書（返還）の例

総説

本編Ⅰ
本編の位置づけ

本編Ⅱ
飼い主への普及啓発

本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編Ⅴ
参考事項

資料編

誓 約 書（返還）

平成 年 月 日

動物救護本部
本部長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

私は、下記動物を（私所有の動物と確認しましたので）動物救護施設から引取り、再び私の家族の一員として迎え、担当獣医師の不妊手術や治療等に関する指示に従い、終生飼養することを約束いたします。

記

保護動物収容受付番号				
動物種	☐ 犬 ☐ 猫 ☐ 他（ ）	品種		
呼び名		毛色		
性別	雄・雌（不妊手術 未・済）	特徴		
年齢		特記事項		
首輪	有・無 色：	マイクロチップ	有・無	番号：
鑑札	有・無 番号：	注射済票	有・無	番号：

資料 11

所有権放棄届の例

所有権放棄届

平成 年 月 日

_____動物救護本部
本部長 _____様

住所
氏名
電話

印

私は、下記の動物の所有権を放棄し、無条件・無償にて貴動物救護本部に譲渡いたします。

この動物の取扱については、すべて貴動物救護本部にお任せし、今後いかなることについても一切の要求をしないことを申し添えます。

記

保護動物収容受付番号			
動物種	☐ 犬 ☐ 猫 ☐ 他（ ）	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌（不妊手術 未・済）	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色：	マイクロチップ	有・無 番号：
鑑札	有・無 番号：	注射済票	有・無 番号：

総説

本編Ⅰ
本編の位置づけ

本編Ⅱ
飼い主への普及啓発

本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編Ⅴ
参考事項

資料 12 誓約書（譲渡）の例

総説

本編Ⅰ
本編の位置づけ

本編Ⅱ
飼い主への普及啓発

本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編Ⅴ
参考事項

資料編

誓約書（譲渡）

平成 年 月 日

動物救護本部
本部長 様

住所
氏名 印
電話

私は、下記の動物を 動物救護本部より譲り受け、家族の一員として迎え、終生飼養すること、また、以下の事項を守り、他人に迷惑をかけないで飼養することを約束します。

狂犬病予防法を遵守し、犬の場合は生涯一度の登録と狂犬病予防注射の義務を果たし、鑑札及び注射済票を犬に必ず装着させます。

動物の習性を理解し、動物の健康保持に努め、疾病等に罹った場合には、私の責任において処置します。

譲渡を受けた動物の元の飼い主が判明し、返還などを求められた場合は飼い主に返還します。

記

保護動物収容受付番号				
動物種	☐ 犬 ☐ 猫 ☐ 他（ ）	品種		
呼び名		毛色		
性別	雄・雌（不妊手術 未・済）	特徴		
年齢		特記事項		
首輪	有・無 色：	マイクロチップ [®]	有・無 番号：	
鑑札	有・無 番号：	注射済票	有・無 番号：	

資料 13 収容動物管理票の例

管理番号：

収容動物管理票

保護収容受付番号			
収容日	年 月 日	引取り予定日	年 月 日
区 分	☐ 一時預かり ☐ 飼い主不明 ☐ 所有権放棄		
収容区分	☐ 飼養者搬入 ☐ 保護者搬入 ☐ 行政・対策本部保護搬入		
保護場所			
☐ 飼い主	氏名		
	住所		
☐ 搬入者	電話番号		携帯電話
緊急連絡先	氏名		
	住所		
	電話番号		

動物種	犬・猫・他（ ）	品種	
呼び名		毛色	
性別	雄・雌（不妊手術 未・済）	特徴	
年齢		特記事項	
首輪	有・無 色：	マイクロチップ	有・無 番号：
鑑札	有・無 番号：	注射済票	有・無 番号：
負傷の有無			
治療の有無 （内容）			

飼い主の判明

氏名	
住所	
電話番号	

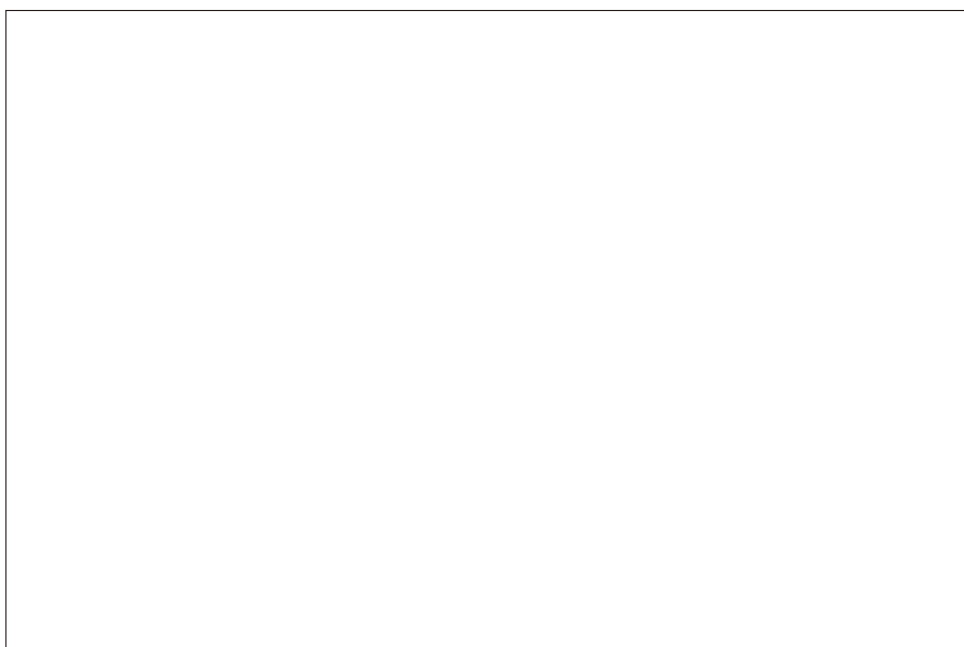
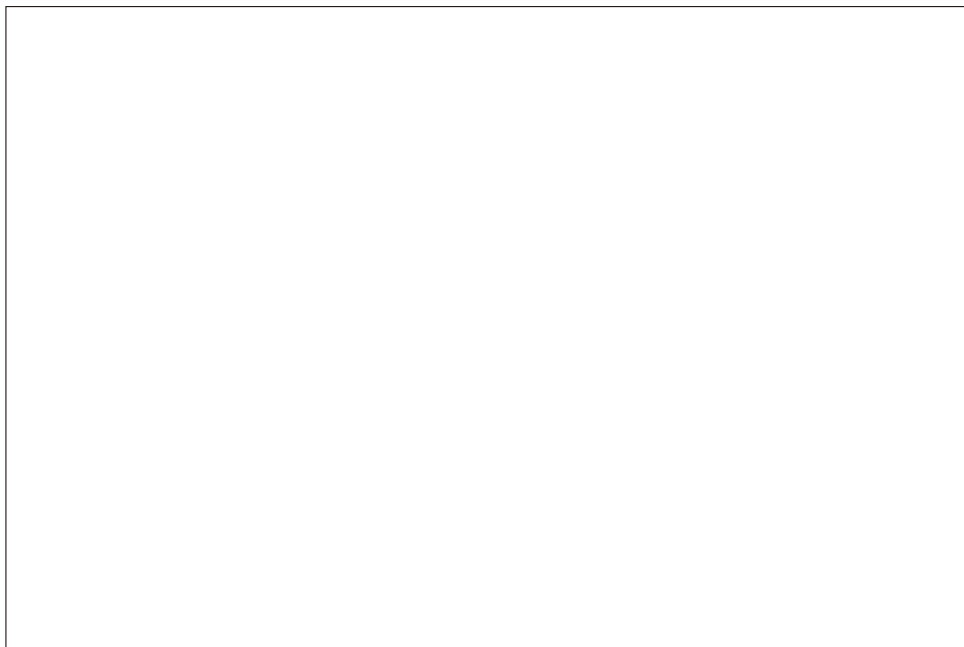
経過

☐ 返還（ 年 月 日）
☐ 一時預かり（受付日： 年 月 日）→（返還日： 年 月 日）
☐ 所有権放棄（受付日： 年 月 日）
☐ 譲渡（ 年 月 日）
☐ その他（死亡： 年 月 日）（ ）

裏面に写真添付

資料 13 収容動物管理票の例

写真添付欄

総
説本編Ⅰ
本編の位置づけ本編Ⅱ
飼い主への普及啓発本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの本編Ⅴ
参考事項

資料編

資料 14 業務日誌の例

業務日誌

年	月	日	天候		記録者	
---	---	---	----	--	-----	--

【業務従事者】

所属	人数	備考
県・市町村職員		
獣医師		
団体職員		
ボランティア		
その他		
合計		

【来訪者】

所属	人数	備考
県・市町村関係		
動物愛護団体関係		
報道関係		
その他		
合計		

【保護・収容動物頭数】

	犬	猫	その他	合計	備考
前日の収容頭数					
本日保護収容頭数					
本日返還等頭数					
本日の収容頭数					

【治療動物頭数】

	犬	猫	その他	合計	備考
治療頭数					

資料 14 業務日誌の例

【活動内容】

【問題点】

【明日の予定】

【引き継ぎ事項】

総
説本編Ⅰ
本編の位置づけ本編Ⅱ
飼い主への普及啓発本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの本編Ⅴ
参考事項

資料編

資料 15 外来者名簿の例

外来者名簿

氏名	人数	用件	所属（会社名・団体名等）
		面会・取材・見学・その他	
		面会・取材・見学・その他	
		面会・取材・見学・その他	
		面会・取材・見学・その他	
		面会・取材・見学・その他	
		面会・取材・見学・その他	
		面会・取材・見学・その他	
		面会・取材・見学・その他	
		面会・取材・見学・その他	
		面会・取材・見学・その他	
		面会・取材・見学・その他	
		面会・取材・見学・その他	
		面会・取材・見学・その他	
		面会・取材・見学・その他	
		面会・取材・見学・その他	
		面会・取材・見学・その他	
		面会・取材・見学・その他	
		面会・取材・見学・その他	
		面会・取材・見学・その他	
		面会・取材・見学・その他	

資料 16 マスコミ取材簿の例

マスコミ取材簿

媒体種類	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・Web・その他（ ）				
媒体社名		担当部署		責任者名	
製作会社名		担当部署		責任者名	
タイトルと企画内容（なるべく詳しく）					
放送または掲出予定					
年	月	日	朝刊・夕刊	月号	段 ページ
時	分	からの	0.A	時	分より 分間
分番組					
取材・撮影日程（予定）					
月／日	曜日	時間	内容	場所	人数
／		時～			
／		時～			
／		時～			
／		時～			
／		時～			
■企画書・進行台本の提示					
■取材撮影に際しては、プライバシーを尊重し、人と動物の安全を第一に本部・センタースタッフの指示に従う。					
■事前に提出した企画書（予定表）以外に新たに追加される企画、番組内容はその都度、本部・センターの了承を得る。					
■個人に対する取材やインタビューは必ずセンターを通じて申し込み、直接交渉はしない。					

上記の件、了解いたしました。 _____ 印

総説

本編Ⅰ
本編の位置づけ本編Ⅱ
飼い主への普及啓発本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの本編Ⅴ
参考事項

資料編

資料 17 診療記録簿の例

診療記録簿

年 月 日

記録獣医師名 _____

所属（支部名など） _____

連絡先電話 _____

	症状	治療	申し送り
No.			
呼び名			
犬・猫・他（ ）			
雄・雌（不妊手術 未・済）			
No.			
呼び名			
犬・猫・他（ ）			
雄・雌（不妊手術 未・済）			
No.			
呼び名			
犬・猫・他（ ）			
雄・雌（不妊手術 未・済）			
No.			
呼び名			
犬・猫・他（ ）			
雄・雌（不妊手術 未・済）			
No.			
呼び名			
犬・猫・他（ ）			
雄・雌（不妊手術 未・済）			

資料 18 動物移動記録簿の例

動物移動記録簿

No.

登録番号				入所日	年 月 日
動物種	☐ 犬 ☐ 猫 ☐ 他 ()			品種	
呼び名		年齢		性別	雄・雌 (不妊手術 未・済)
出所日時	年 月 日 午前・午後 :				
獣医師名	印				
受入れ動物病院名				電話	
移動理由	☐ 不妊手術 ☐ 去勢手術 ☐ 治療 (主な病名または主症状を記録)			手術 実施日	年 月 日
帰所日時	年 月 日 午前・午後 :				

入院治療報告

入院期間	年 月 日から 年 月 日まで
診断名	
検査内容	
治療内容	☐ 内科治療 ☐ 軽度の外科治療 ☐ 手術 ☐ 他

治癒・経過良好・要抜糸・要加療・要観察

死亡 年 月 日

原因

病名

総
説本編Ⅰ
本編の位置づけ本編Ⅱ
飼い主への普及啓発本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの本編Ⅴ
参考事項

資料編

資料 19

薬剂機材注文表の例

薬剂機材注文表

担当獣医師名 _____

発注日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

薬剂名・機材名	メーカー名	数量	適応症	納品日

総説

本編Ⅰ
本編の位置づけ

本編Ⅱ
飼い主への普及啓発

本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編Ⅴ
参考事項

資料 20 ボランティア登録用紙の例

ボランティア登録用紙

受付 No.

- ☐ 一般ボランティア
☐ 一時預かりボランティア

[申込者]

氏名		年齢	才	性別	男・女
現住所					
電話			携帯電話		
緊急時	氏名	続柄			
連絡先	住所	電話			

[活動が出来る日]

期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日						
曜 日	日	月	火	水	木	金	土
時間帯	時 ～ 時						

[希望活動内容：一般ボランティア]

被災動物の世話	給餌、運動、手入れ、清掃・消毒、健康チェックなど
施設の運営維持	作業衣の洗濯・補修、施設・設備の拡充・補修など
事務管理	被災動物の飼育者との連絡調整、ボランティアとの連絡調整
その他	

[一時預かり：一時預かりボランティア]

一時預かり場所	
動物種	犬・猫・他（ ）
一時預かりが可能な頭数	頭
一時預かりの方法	

[その他]

--

総
説本編Ⅰ
本編の位置づけ本編Ⅱ
飼い主への普及啓発本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの本編Ⅴ
参考事項

資料編

資料 21 誓約書（ボランティア）の例

誓約書（一般ボランティア）

- 1 _____動物救護本部（以下「救護本部」という。）の活動方針を理解し、自己流の解釈で業務に従事せず、単独行動を避け、班長および担当者の指示に従うこと。
- 2 施設内の一切の資材・機材に故障が生じたり、自ら損傷させた場合には、班長もしくは、担当者に申告すること。
- 3 飲食及び喫煙は、他の者に迷惑が掛からないように留意し、定められた時間帯と場所でのみ行うこと。
- 4 各自の貴重品については、盗難及び紛失などの事故が起きないように、自己管理に努めること。なお、各自の貴重品の盗難、紛失並びに損傷などについて、救護本部は責務を負わず、一切弁償・弁済を行わない。
- 5 咬傷事故等に遭わないように、動物等の取扱いに十分注意すること。救護本部あるいは、動物救護施設（以下「救護施設」という。）における咬傷事故や不慮の事故に対しては、ボランティア保険が適用されるが、その補償額を超えての保証は行わない。
- 6 救護本部等（救護本部、救護施設）で知り得た一切のことは、第三者に口外しないこと。
- 7 スタッフ間の融和を保ち、救護本部等の品位を著しく傷つけたり、第三者からの誤解を招く様な言動を取らないこと。
- 8 他の者と融和を保てず協調性に欠けるボランティアは、救護本部等から退去を求められる事もあり得る。

私は、上記の事項に承諾し、救護本部等の規律を守り、ボランティア活動を行うことを誓います。

_____年_____月_____日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

（未成年者の場合）

保 護 者 _____ 印

資料 22 誓約書（一時預かりボランティア）の例

誓約書（一時預かりボランティア）

平成 年 月 日

動物救護本部
本部長様

住所
氏名
電話
印

私は、下記の被災動物を 動物救護本部より預かり、家族の一員として迎え、飼養方法等に関して貴救護本部または担当動物救護施設の指示に従い、飼育することを約束します。

被災動物の飼い主が被災動物に面会を要請した場合は、誠意を持って応じます。

被災動物が逸走した場合は、速やかに貴動物救護部へ連絡いたします。

やむをえず飼養が困難となった場合は、貴動物救護本部または担当動物救護施設に返還します。

被災動物の飼い主が返還を要求した場合は、貴動物救護本部または担当動物救護施設を通して速やかに返還します。また、貴動物救護本部または担当動物救護施設が返還を要求した場合は、速やかに返還すると共に、一切の経費の請求はいたしません。なお、引き取り動物について貴動物救護本部から現況調査等の依頼がある場合には、調査に協力することを約束します。

記

保護動物収容受付番号				
動物種	☐ 犬 ☐ 猫 ☐ 他（ ）	品種		
呼び名		毛色		
性別	雄・雌（不妊手術 未・済）		特徴	
年齢		特記事項		
首輪	有・無 色：	マイクロチップ	有・無 番号：	
鑑札	有・無 番号：	注射済票	有・無 番号：	

担当救護施設名
電話

支部・支所

総説

本編Ⅰ
本編の位置づけ

本編Ⅱ
飼い主への普及啓発

本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策

本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの

本編Ⅴ
参考事項

資料編

資料 23 雇用契約書の例

雇用契約書

_____動物救護本部
本部長_____様

このたび、下記により_____動物救護本部臨時職員として雇用されましたことについて、誠
実且つ公正に職務を執行し、雇用期間が終了したときは異議無く退職いたします。

記

1. 雇用場所：_____動物救護センター
(住所・電話)
2. 職務内容：収容動物の飼養管理
3. 雇用期間：平成____年____月____日から動物救護センター閉所まで
4. 勤務時間：午前____時____分から午後____時____分まで
5. 賃 金：日額_____円
6. 交通費：
7. 支払方法：

平成 年 月 日

住所

氏名

印

資料 24 応急仮設住宅でのペットの受入れ要請文（通知文）の例

年 月 日

関係市町村長 様

〇〇県△△△△部長

応急仮設住宅の整備に伴うペット（犬・猫）の受入れ配慮について（依頼）

現在、〇〇県では被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の建設を進めているところです。

今回の災害では、家庭で飼養されていた多くのペットも飼い主と一緒に被災しました。発災後に実施した避難所実態調査では、〇〇頭を超えるペットの同行避難を確認いたしました。車中泊のペットも含めるとかなりの数のペットが被災していることが予想されます。

県では、「〇〇県地域防災計画」において、災害時のペットの同行避難を掲げ、市町村には避難所や仮設住宅におけるペットの受入れに配慮いただくよう定めています。

これまでの調査では被災者の方々の大半が仮設住宅でもペットとの同居を希望しておられました。

つきましては、各市町村におかれては、今後入居者の募集にあたり、被災者支援の一環といたしまして、応急仮設住宅でのペットの受入れに配慮いただくようお願い申し上げます。

県といたしましても、運営面での支援、必要物資の支援、専門スタッフによる相談支援、先進事例の紹介など、仮設住宅設置後も、ペットと住民の共生に向けて、支援を行って参ります。

〇〇県△△△△部

担当者：

電話：

総
説本編Ⅰ
本編の位置づけ本編Ⅱ
飼い主への普及啓発本編Ⅲ
自治体等が行う人と
ペットの災害対策本編Ⅳ
災害時のペット支援
活動を支えるもの本編Ⅴ
参考事項

資料編

人とペットの災害対策ガイドライン

平成 30 年 3 月 発行

発 行 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
〒 110-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
TEL: 03-3581-3351

編 集 一般財団法人 自然環境研究センター
〒 130-8606 東京都墨田区江東橋 3-3-7
TEL: 03-6659-6331